

平成 21 年度 統計法施行状況報告

平成 22 年 6 月 18 日

総 務 省

政 策 統 括 官
(統 計 基 準 担 当)

はじめに

旧統計法（昭和 22 年法律第 18 号）の全部を改正する統計法（平成 19 年法律第 53 号。以下「法」という。）が平成 21 年 4 月に全面施行された。また、新たに、法において、政府として策定するとされた「公的統計の整備に関する基本的な計画」（以下「基本計画」という。）が平成 21 年 3 月 13 日に閣議決定され、各府省は基本計画の着実な推進が求められることとなった。

この「統計法施行状況報告」は、法第 55 条に基づく各府省からの法の施行状況の報告を総務省において取りまとめ、その概要を記述したものであり、インターネット等を通じて公表されるとともに、統計委員会に報告がなされるものである。

この「統計法施行状況報告」は、「本編」、「別編」、「資料編」の 3 編構成となっている。

「本編」は、基本計画の推進状況、公的統計の作成状況、調査票情報の利用及び提供状況など、法の条文を個々に概括することができる内容となっている。

「別編」は、基本計画に掲載された個々の施策の進捗状況について各府省の報告を取りまとめた資料となっている。

「資料編」は、「総括編」に加えて、統計法の施行状況を概観するうえで参考となる資料を掲載した資料集となっている。

目 次

本編	P 1~P 32
別編	P 34~P105
資料編	P109~P134

(本編)

I	基本計画	P 1
II	公的統計の作成	P10
III	調査票情報の利用及び提供	P24
IV	統計委員会	P29
V	罰則	P31
VI	その他	P31

I 基本計画

1 基本計画の策定状況

(1) 基本計画の策定経緯等

法第4条第1項及び第6項では、政府は、公的統計の整備に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、基本計画を定めるとともに、統計をめぐる社会経済情勢の変化を勘案し、及び公的統計の整備に関する施策の効果に関する評価を踏まえ、おおむね5年ごとに、基本計画を変更するものと規定されている。

なお、法第4条第4項及び第5項では、総務大臣は、統計委員会の意見を聴いて、基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めるとともに、基本計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、国民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものと規定されている。

総務大臣は、これらの規定に基づき、統計委員会の審議結果（諮問：平成20年1月21日、答申：平成20年12月22日）を踏まえ、各府省の協力も得て基本計画の案を策定し、閣議の決定を求めた（平成21年3月13日閣議決定）。なお、総務省では、統計委員会の中間報告を基本計画の素案として、総務省令に定めるところにより、意見募集（平成20年10月27日～11月25日）を行い、寄せられた意見を統計委員会における審議に反映させるとともに、意見募集の結果を総務省のホームページにおいて公表した（平成21年3月13日）。

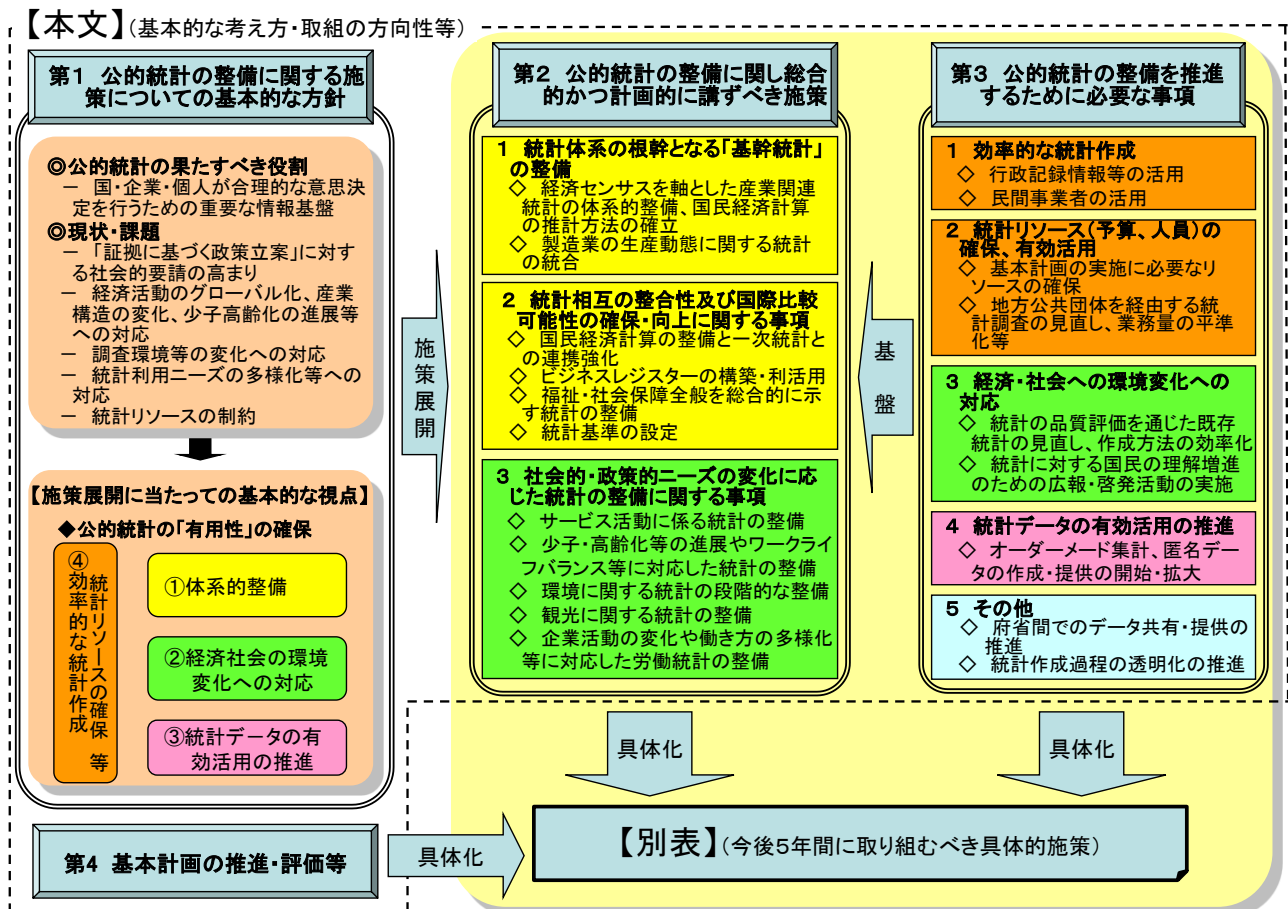
(2) 基本計画の概要・構成

法第4条第2項では、基本計画には、①公的統計の整備に関する施策についての基本的な方針、②公的統計の整備に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策及び③その他公的統計の整備を推進するために必要な事項を定めなければならないと規定されている。また、法第4条第3項では、基本計画を定めるに当っては、基幹統計に係る事項とその他の公的統計に係る事項を区分して記載しなければならないと規定されている。

閣議決定された基本計画は、「本文」と「別表」に分かれ、本文においては現状・課題や取組の方向性等を記述しており、平成21年度からおおむね5年間に講ずべき具体的な措置、方策、担当府省、実施時期等については別表に整理している。

また、基本計画は、法第4条第2項の規定を踏まえ、「第1 公的統計の整備に関する施策についての基本的な方針」、「第2 公的統計の整備に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策」、「第3 公的統計の整備を推進するために必要な事項」及び「第4 基本計画の推進・評価等」の4部構成となっている（図1）。

図1 基本計画の構成

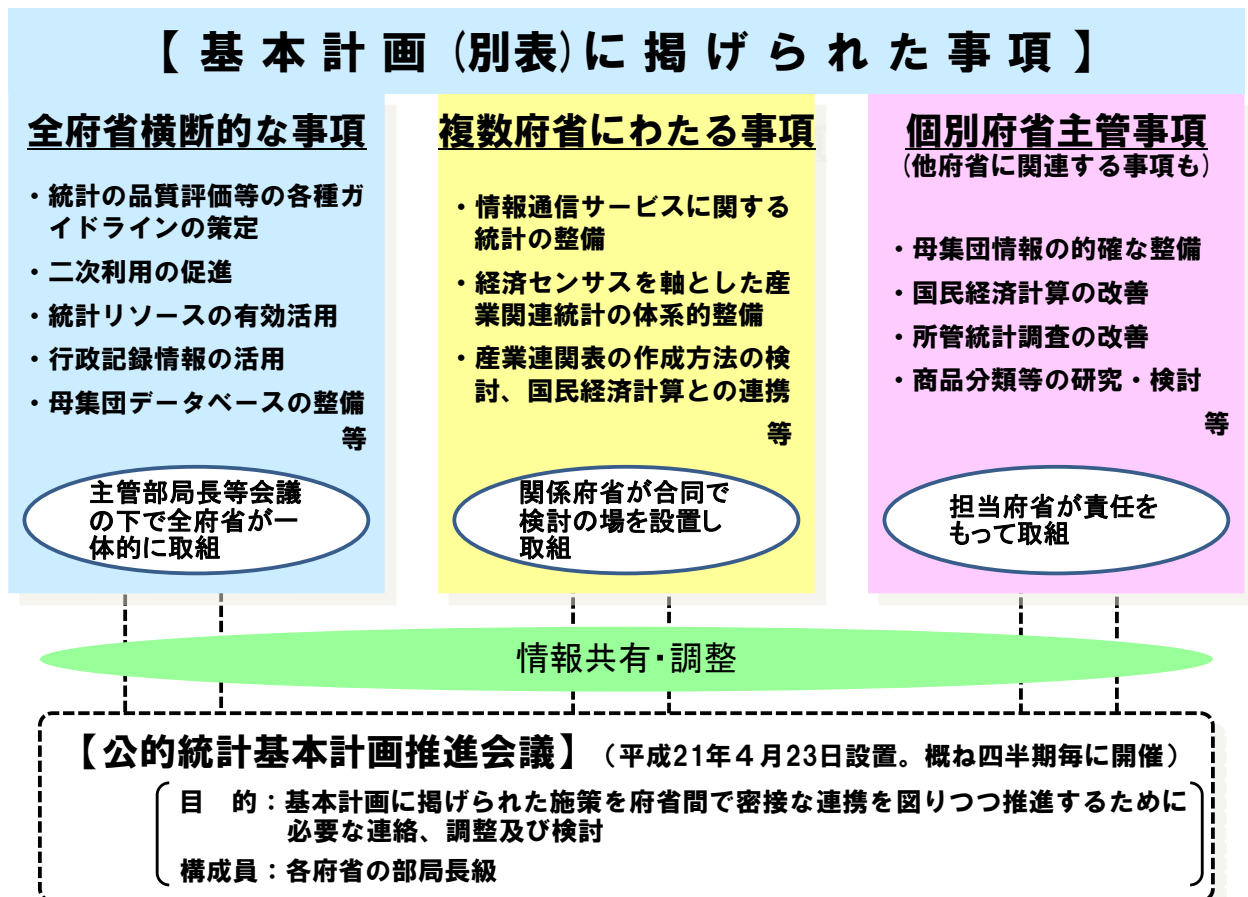


2 基本計画の推進体制

政府では、基本計画に掲げられた事項の具体的推進を図るため、『『公的統計の整備に関する基本的な計画』の推進について』（平成21年4月23日 各府省統計主管部局長等会議申合せ）により、各種の事項を①府省横断的に取り組むことが必要な事項（以下「全府省横断的事項」という。）、②関係府省間で連携して取り組むことが必要な事項（以下「複数府省にわたる事項」という。）及び③各府省が個別に取り組むべき事項（以下「個別府省主管事項」という。）の3つに区分し、それぞれの区分に応じた推進体制を整備している。なお、政府では、推進に必要な連絡、調整及び検討を行うことを目的に、基本計画にも盛り込まれている公的統計基本計画推進会議（以下「推進会議」という。）を設置し、各府省における取組状況について情報共有を行っているほか、例えば、生産動態統計の整備に向けた検討体制の調整等を実施した（図2）。

また、全府省横断的事項及び複数府省にわたる事項については、総務省政策統括官（統計基準担当）を事務局に各府省で構成する検討会議やワーキンググループを設置するほか、既存の会議も活用して具体的な対応方策の検討・情報共有等を実施している。なお、各府省においても、省内又は関係府省による研究会・検討会等を設置し、有識者の知見も活用しつつ、取組を進めている。

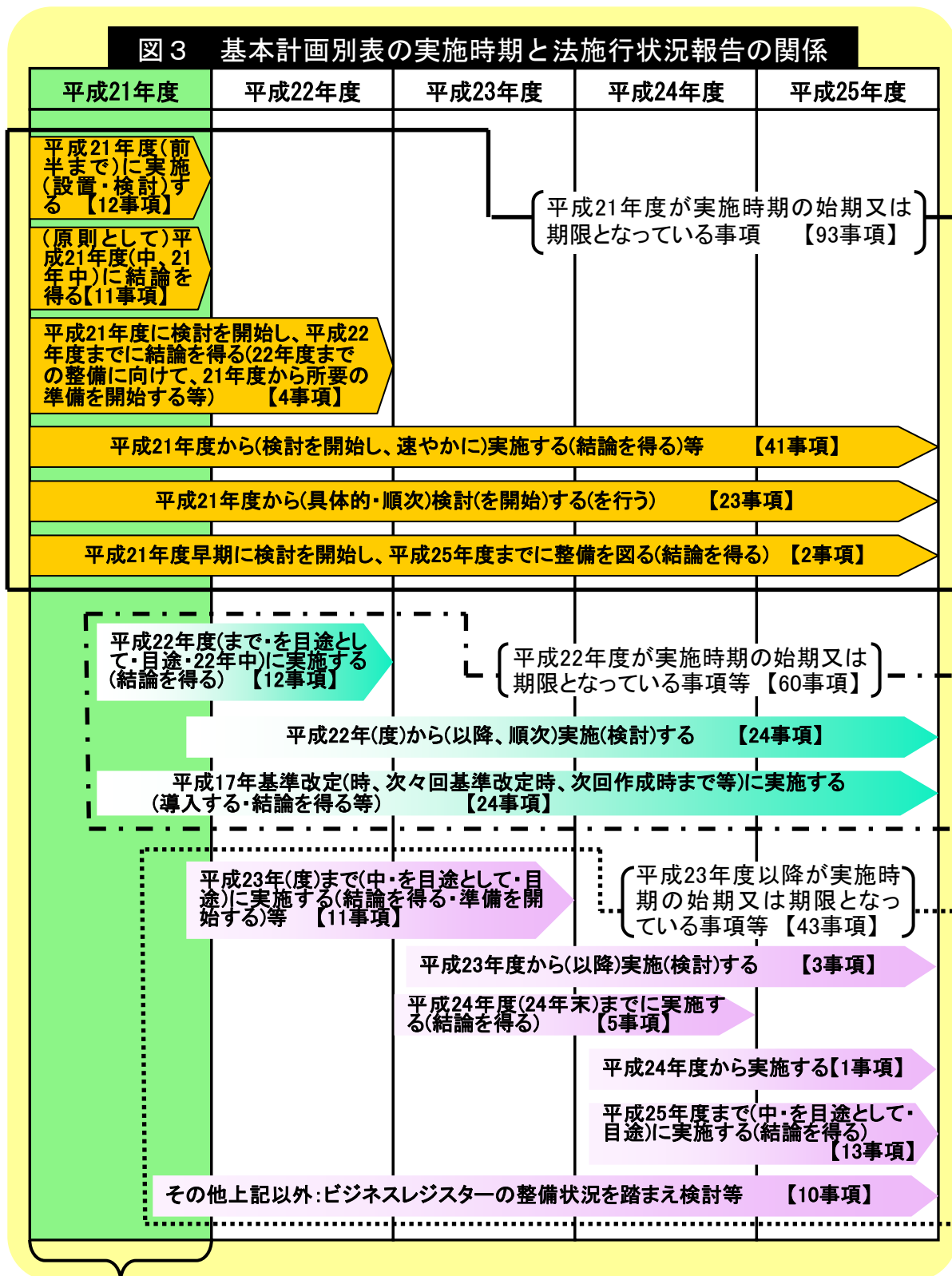
図2 基本計画の推進体制



3 平成21年度の推進実績

(1) 全体の推進実績

基本計画の別表では、「具体的な措置、方策等」欄の計196事項毎に、「平成21年度から実施」、「平成22年度までに結論を得る」等と、それぞれの実施時期が定められている(図3)。



【本年度施行状況報告対象】

これら196事項の推進実績をみると、各府省は、平成21年度末までに173事項について、基本計画が求めている措置を講ずるための取組に着手している。

また、196事項を実施の始期又は期限を基準に3区分し、その推進実績をみると、平成21年度を実施の始期又は期限とする93事項については、全ての事項が着手済みとなっているほか、平成22年度を実施の始期又は期限とする事項についても、8割が着手済みとなっているなど、順次、取組が進められている（表1。詳細は、別編「基本計画 事項別推進状況」参照。）。

表1 基本計画の推進実績(平成21年度)

	該当する 事項数 (A)	うち着手 済みの事 項数 (B)	着手率 (B/A)
平成21年度を実施の始期又は期限とする事項	93事項	93事項	100%
平成22年度を実施の始期又は期限とする事項等（基準時・作成時を実施期限とする国民経済計算及び産業連関表に係る事項を含む。）	60事項	48事項	80%
平成23年度以降を実施の始期又は期限とする事項等（始期又は期限が明確に定まっていない事項を含む。）	43事項	32事項	74.4%
合 計	196事項	173事項	88.3%

(注) 「事項」については、基本計画別表の「具体的な措置、方策等」単位（○印ごと）にカウントしており、一つの事項に複数の措置・担当府省が盛り込まれ、その一部のみ取組を開始している場合も「取組に着手」とした。

(2) 主な推進実績

前記3-(1)の各府省が取組に着手している173事項について、①統計の体系的整備、②経済・社会の環境変化への対応、③統計データの有効活用の推進、④効率的な統計作成並びに統計リソースの確保及び有効活用という基本的な視点に沿って、基本計画の主要項目ごとに、その主な推進実績をみると、次のとおりとなっている。

ア 「第2 公的統計の整備に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策」関係

2 統計相互の整合性及び国際比較可能性の確保・向上に関する事項

(1) 国民経済計算の整備と一次統計等との連携強化

エ 四半期推計に関する諸課題

○ 関係府省等の協力を得て、季節調整の手法と年次計数の四半期分割方法について、様々な手法の長所及び短所を検討する。

【内閣府・平成22年度末まで1年から2年程度かけて望ましい手法について結論を得る。】

◇ 季節調整の系列の細分化の効果分析を行うとともに、季節調整における各種ダミーについて検討。また、平成21年10-12月期四半期別GDP速報(1次速報)より、輸出入の大きな断層に対応した季節調整手法を導入。

四半期分割については、比例デントン法の導入可能性等の検討を開始したところであり、平成22年度末までに望ましい手法について結論を得る予定。

【内閣府】

2 統計相互の整合性及び国際比較可能性の確保・向上に関する事項
(2) ビジネスレジスターの構築・利活用
ア 母集団情報の的確な整備
○ 法人企業の母集団情報の整備を行うため、往復郵便等による業種名、従業者数、事業所数等の照会を定期的に実施する。
【総務省・平成21年度から実施する。】

◇ 平成21年7月以降に商業・法人登記簿に新設登記した法人を対象に、当該法人の主な事業の内容や従業者数等について、郵送による照会を平成21年11月から四半期ごとに実施。
【総務省】

2 統計相互の整合性及び国際比較可能性の確保・向上に関する事項
(7) 統計基準の設定
○ 指数の基準改定の客観性と各指数の整合性を確保する観点から、各府省における運用実績等を踏まえた上で「指数の基準時及びウェイト時の更新についての基準」を新たに統計基準として設定し、公示する。
【総務省・平成21年度に実施する。】

◇ 「指数の基準時に関する統計基準」について、基準案を経済指標専門会議で2回（平成21年12月及び22年1月）検討。
この検討結果を踏まえ、基準案に関する統計委員会への諮問（平成22年1月）、同委員会統計基準部会での審議、同委員会からの答申（平成22年2月）を経て、平成22年3月18日に統計基準として設定し、同年3月31日に総務省告示第112号により公示。【総務省】

1 統計体系の基幹となる「基幹統計」の整備
(2) 基幹統計の整備に関する方向性
別紙 3 将来の基幹統計化について検討する統計
【通信・放送産業基本調査、放送番組制作業実態調査】
経済産業省企業活動基本調査と連携して一元的に実施する。具体的には、企業活動を把握する基幹統計となる企業活動基本統計(仮称)の下に統合して、日本標準産業分類の大分類「G情報通信業」に係る経済産業省と総務省の共管調査として実施し、情報通信業に関する企業活動の統計を整備する。
3 社会的・政策的なニーズの変化に応じた統計の整備に関する事項
(1) サービス活動に係る統計の整備
ア 情報通信サービスに関する統計の整備
○ 情報通信業の分野において、総務省が実施する統計調査については、経済産業省企業活動基本調査と連携して一元的に行う。具体的には、既存の情報通信活動に係る統計調査について、企業活動を把握する基幹統計となる企業活動基本統計(仮称)の下に統合して、日本標準産業分類の大分類「G情報通信業」に係る経済産業省と総務省の共管調査として実施し、情報通信業に関する企業活動の統計を整備する。
【総務省、経済産業省・平成22年を目途として実施する。】

◇ 基本計画に基づき、従来、総務省が一般統計調査として実施してきた「通信・放送産業基本調査」及び「放送番組制作業実態調査」について、経済産業省企業活動基本調査との連携を図ることについて両省間で課題を整理、検討し、平成22年度から、情報通信業分野における企業活動を捉える「情報通信業基本調査」(総務省・経産省共管の一般統計調査)として実施することを決定。
これに基づき、両省間で具体的な調査内容、調査方法等についての調査計画を策定し、実施に向けた平成22年度予算を確保。また、調査計画に基づき、3月31日に一般統計調査として承認を受け、平成22年5月に調査を実施予定。
◇ 今後、「情報通信業基本調査」の調査結果を踏まえ、「情報通信業基本調査」を基幹統計化することを検討。
【総務省、経済産業省】

3 社会的・政策的なニーズの変化に応じた統計の整備に関する事項

(2) 少子高齢化等の進展やワークライフバランス等に対応した統計の整備

○ 人口動態調査における集計の充実(出生・婚姻・離婚の月別、年齢各歳・生年別の集計等)について検討する。

(7) グローバル化の進展に対応した統計の整備

○ 人口動態調査における外国人についての集計の充実(特に年齢別)について検討する。

【厚生労働省・平成21年中に結論を得る。】

◇ 外部有識者の意見も参考に対応策を検討し、具体的な措置、方策等として示された以下の統計表をそれぞれ追加作成することを決定。

今後、基幹統計調査の変更申請を行い、承認を得た上、平成22年9月の平成21年人口動態統計(確定数)の公表時から実施予定。

(2) 少子・高齢化等関係

①(出生)出生数、出生月・母の生年年齢別

②(婚姻)婚姻件数、届出月・届出時生年年齢別一夫・妻一

③(離婚)離婚件数、届出月・届出時生年年齢別一夫・妻一

(7) グローバル化関係

①(出生)父日本・母外国の出生数、父の年齢(各歳)・母の年齢(各歳)別

②(婚姻)夫日本・妻外国の婚姻件数、夫の届出時年齢(各歳)・妻の届出時年齢(各歳)

③(離婚)夫日本・妻外国の離婚件数、夫の届出時年齢(各歳)・妻の届出時年齢(各歳) 等

【厚生労働省】

3 社会的・政策的なニーズの変化に応じた統計の整備に関する事項

(5) 環境に関する統計の段階的な整備

○ 総務省は、環境省及び資源エネルギー庁と共同して、各世帯のエネルギー消費の実態(電力、都市ガス、プロパンガス、灯油、ガソリン等)と耐久財の保有状況の関係を世帯属性ごとに把握できるような統計を作成する。

【総務省、環境省、資源エネルギー庁・平成21年度から実施する。】

◇ 平成21年全国消費実態調査の耐久財等調査票において、関連する調査項目の一部(ハイブリット車・電気自動車等)を導入し、調査を実施。

今後、環境省と調整を行った上で、エネルギー消費に関する特別集計を行い、平成23年度に公表予定。

【総務省、環境省、資源エネルギー庁】

イ 「第3 公的統計の整備を推進するために必要な事項」関係

1 効率的な統計作成
(1) 行政記録情報等の活用
イ 行政記録情報等の調査の原則化
○ 調査計画の策定の際、行政記録情報等の有無及び活用の効果等について事前に調査・検討する。
○ 総務大臣による統計調査の承認の審査や統計委員会における基幹統計調査の審議に当たっては、行政記録情報等に係る事前調査状況を確認し、必要に応じ、保有機関に対する協力要請を行う。
【各府省・平成21年度から実施する。】

- ◇ 各府省では、予算概算要求時及び承認申請時に、活用可能な行政記録情報等の有無等を確認・検討。
- ◇ 総務大臣による統計調査の承認の審査に当たって、行政記録情報等に係る事前調査内容を確認した結果、行政記録情報により作成可能であるとして、1調査票(水害統計調査の公共土木施設(補助事業)調査票)を廃止。
また、統計調査の承認時に、今後の課題として指摘。
 - ①港湾調査<輸出入申告情報等>
 - ②国際航空貨物動態調査<輸出入申告情報>
 - ③バルク貨物流動調査(輸出入申告情報)
 - ④消費生活協同組合(連合会)実態調査<消費生活協同組合(連合会)の決算書類>
 - ⑤地域児童福祉事業等調査<認可外保育施設の運営状況報告(年次報告)>
 - ⑥農業協同組合及び同連合会一斉調査<農協等の業務報告書>(注) 末尾<>内は、利用可能な行政記録情報等の名称。

1 効率的な統計作成
(2) 民間事業者の活用
イ 適正活用のための環境整備
○ 「統計調査の民間委託に係るガイドライン」を改定し、統計調査の実施過程の管理、受託事業者への事業完了報告書の作成の明示等の措置を反映する。
【総務省・平成21年度に実施する。】

- ◇ 基本計画における民間事業者の活用の取組の方向性を踏まえてガイドラインを改定し(平成22年3月25日付け各府省統計主管課長等会議申合せ)、統計調査の実施過程の管理、受託事業者への事業完了報告書の作成を明示。なお、併せて、ガイドラインの名称を「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン」に変更。
【総務省】

2 統計リソースの確保及び有効活用

(2) 実査体制(都道府県の統計専任職員等)の機能維持、国と地方公共団体の連携

○ 地方公共団体を經由する必要がある調査(原則として、調査員調査が必要な調査)の範囲を精査し、必要な見直しを実施する。

【各府省・平成21年度から実施する。】

◇ 調査員調査で行われる全国消費実態調査(単身世帯)の調査世帯数を600世帯削減し、補完として、民間委託によるモニター調査を実施。

【総務省】

◇ 2010年農林業センサス(平成22年2月実施)において調査項目の大幅な削減(農林業経営体調査の削減調査項目数約160項目)を行うことにより、地方公共団体の事務負担(実査事務、審査事務)を軽減。【農林水産省】

◇ 特定サービス産業実態調査について、都道府県の事務負担軽減のため、平成21年調査から標本調査方式を導入。また、調査実施方法を見直し、28業種のうち、企業を対象とする6業種については国直轄の郵送調査に変更。【経済産業省】

◇ 港湾調査において、調査対象港湾を縮減するとともに、報告を求める事項や調査事項の一部削除、陸上出入貨物調査の廃止等を実施。

【国土交通省】
等

4 統計データの有効活用の推進

(1) オーダーメイド集計、匿名データの作成及び提供

○ 秘密の保護に配慮しつつ、二次的利用に関する以下の取組を実施する。

・ 所管の統計調査について、毎年度当初に、当該年度に二次的利用の対象とする統計調査やサービスに関し、統計調査名、提供するサービスの内容、申出受付時期・期間、提供予定時期等を盛り込んだ二次的利用に関する年度計画を策定し、公表する。

・ 総務省において、各府省の実施した二次的利用に関する年度計画及び実績(申出書の受付状況、審査結果状況、申出への対応困難な事案件数と理由、作成した統計等や匿名データの提供状況等)を取りまとめ、その概要を公表するとともに、統計委員会に報告する。等

【各府省・平成21年度から実施する。】

◇ 各府省が公表し年度計画の概要を一覧表に取りまとめ、ホームページで公表。また、オンサイト利用に係る関連情報の収集を行い、統計データの有効活用に関するワーキンググループにおいて各府省に提供。

◇ 各府省は、二次的利用に関する年度計画を策定し、ホームページを通じて公表。

◇ 平成21年度中に、国の行政機関がオーダーメイド集計のサービスを開始した統計調査は6調査、また、匿名データの提供を開始した統計調査は4調査。

(オーダーメイド集計)

法人企業景気予測調査(内閣府・財務省共管)、国勢調査(総務省)、学校基本調査(文部科学省)、賃金構造基本統計調査(厚生労働省)、農林業センサス、漁業センサス(農林水産省)

(匿名データの提供)

全国消費実態調査、社会生活基本調査、就業構造基本調査、住宅・土地統計調査(総務省)

II 公的統計の作成

1 基幹統計

(1) 基幹統計の指定、変更等の状況

法第2条第4項では、国の行政機関が作成する統計のうち、

- ・ 国勢統計（国勢調査により作成される統計）
- ・ 国民経済計算
- ・ 政策上特に重要な統計、民間で広く利用されると見込まれる統計又は国際条約等において作成が求められている統計等として、総務大臣が指定した統計

を基幹統計としており、平成21年度末現在において、基幹統計の総数は、53統計となっている（表2）。

法附則第5条では、法施行の際現に改正前の統計法（以下「旧法」という。）第2条の規定により指定を受けている指定統計（法の施行日に告示したものに限る。）は、基幹統計とみなすとされており、表2に掲げる53統計のうち、国勢統計及び国民経済計算を除く51統計は、すべて旧法における指定統計を、法施行後に基幹統計とみなしたものである。

表2 基幹統計一覧（平成21年度末現在）

内閣府<1統計> 国民経済計算	農林水産省<7統計> 農林業構造統計 牛乳乳製品統計 作物統計 海面漁業生産統計 漁業センサス 木材統計 農業経営統計
総務省<13統計> 国勢統計 住宅・土地統計 労働力調査 小売物価統計 家計調査 個人企業経済調査 科学技術研究調査 地方公務員給与実態調査 就業構造基本調査 全国消費実態統計 全国物価統計 社会生活基本統計 経済構造統計	経済産業省<10統計> 工業統計調査 経済産業省生産動態統計 商業統計 埋蔵鉱量統計 ガス事業生産動態統計 石油製品需給動態統計 商業動態統計調査 特定サービス産業実態統計 経済産業省特定業種石油等消費統計 経済産業省企業活動基本統計
財務省<2統計> 法人企業統計 民間給与実態統計	国土交通省<9統計> 港湾統計 造船造機統計 建築着工統計 鉄道車両等生産動態統計調査 建設工事統計 船員労働統計 自動車輸送統計 内航船舶輸送統計 法人土地基本統計
文部科学省<4統計> 学校基本調査 学校保健統計 学校教員統計 社会教育調査	<合計 53統計>
厚生労働省<7統計> 人口動態調査 毎月勤労統計調査 薬事工業生産動態統計調査 医療施設統計 患者調査 賃金構造基本統計 国民生活基礎統計	

法第7条では、基幹統計の指定をしようとするとき又は指定の変更若しくは解除しようとするときは、統計委員会の意見を聴かなければならないとされている。

平成21年度中に、基幹統計の指定をしたもの又は指定を解除したものはない。

また、平成21年度中に指定の変更を行った基幹統計は、1統計となっている（表3）。

表3 指定・変更・解除を行った基幹統計（平成21年度中）

基幹統計	指定・変更・解除の別	内容
港湾統計	変更	名称を「港湾調査」から「港湾統計」に変更

（2）法定の基幹統計の状況

① 国勢統計

法第5条では、総務大臣は、国勢調査を10年ごとに行い、国勢統計を作成しなければならないとしている。ただし、当該国勢調査を行った年から5年目に当たる年には簡易な方法による国勢調査を実施し、国勢統計を作成することとされている。

また、法附則第4条で法施行後の最初の国勢調査を平成22年に行うものとしている。

平成21年度は、平成22年に実施される国勢調査について、基幹統計調査に係る変更を求める承認申請があり、当該申請について統計委員会に諮問を行い、答申を受け、本件についての承認を行った。

その後、総務省において調査の実施に向けた準備が進められている。

② 国民経済計算

法第6条では、内閣総理大臣は、国際連合の定める国民経済計算の体系に関する基準に準拠し、国民経済計算の作成基準を定め、これに基づき、毎年少なくとも一回、国民経済計算を作成しなければならないとされている。

また、作成基準を定めようとするとき又は変更しようとするときは、あらかじめ、統計委員会の意見を聴かなければならないとされ、作成基準を定めたとき又は変更したときは、これを公示しなければならないとされている。

国民経済計算の作成基準については、法附則3条の準備行為として、平成20年度中に、統計委員会に諮問し、同年度中に統計委員会より答申を受け、平成21年4月に公示された。その後、法第26条の規定に基づ

き、総務大臣に国民経済計算の作成方法の通知が行われた。

平成 21 年度中に、国民経済計算は、四半期 1 次速報及び 2 次速報を共に 4 回、作成、公表するとともに、年次推計として、平成 20 年確報及び平成 19 年確々報を作成、公表している。

なお、国民経済計算の作成基準については、国際連合における基準の改定（08SNA）等国际動向への対応、基本計画に盛り込まれている国民経済計算に関する課題への対応所要の変更について、平成 21 年 4 月に統計委員会に諮問を行い、現在、統計委員会において調査審議中である。

（3）基幹統計調査の実施又は変更等の承認状況

法第 2 条第 5 項では、国の行政機関、地方公共団体、独立行政法人等が統計の作成を目的として個人又は法人その他の団体に対し事実の報告を求めることにより行う調査を統計調査とし、法第 2 条第 6 項では、基幹統計を作成する統計調査を基幹統計調査としている。

また、法第 9 条又は第 11 条では、国の行政機関は、基幹統計調査を実施する場合又は基幹統計調査を変更し、若しくは中止する場合は、あらかじめ総務大臣の承認を受けなければならないとされており、総務大臣は、承認の申請があったときは、統計委員会が軽微なものと認めるもの（資料編 資料 17 参照）を除き、同委員会の意見を聴かななければならないとされている。

法附則第 6 条では、法施行前に旧法の規定により承認を受けた指定統計調査は、基幹統計調査とみなすとされており、表 1 に掲げる 53 基幹統計のうち、国民経済計算を除く 52 の基幹統計を作成するための基幹統計調査は、すべて旧法における指定統計調査を、法施行後に基幹統計調査とみなしたものである。

平成 21 年度中に、基幹統計調査の実施又は変更若しくは中止の承認申請が行われた件数は、16 件、承認に当たり統計委員会へ諮問を行ったものは 7 件、総務大臣が承認を行ったものは 16 件となっている（表 4）。

表 4 基幹統計調査に係る申請件数等 (平成 21 年度中)

府省名	総務大臣への		総務大臣の承認件数
	申請件数	うち統計委員会への 諮問件数	
総務省	4	1	4
財務省	0	-	0
文部科学省	1	0	1
厚生労働省	1	1	1
農林水産省	2	1	2
経済産業省	4(1)	2(1)	4(1)
国土交通省	4	2	4
合計	16(1)	7(1)	16(1)

注 1) 平成 21 年度中に承認を行った 16 件は、すべて変更の承認申請に係るものである。

注 2) 件数には、平成 22 年国勢調査に係る申請、諮問、承認を含む。

注 3) 総務大臣への申請件数及びうち統計委員会への諮問件数の () の数値は、平成 21 年度に承認申請が行われ、諮問が行われたが、平成 21 年度中に承認されていないもの(経済産業省生産動態統計調査に係る申請・諮問)の件数であり、申請件数及び諮問件数の内数。

注 4) 総務大臣の承認件数の () の数値は、平成 20 年度に承認申請を行い、平成 21 年度中に承認が行われたもの(特定サービス産業実態調査(経済産業省)に係る承認)の件数であり、承認件数の内数。

(4) 統計調査以外の方法により作成する基幹統計に関する通知の状況

基幹統計には、基幹統計調査により統計を作成するもののほか、統計調査以外の方法により作成する統計が含まれ、国民経済計算はこれに該当する。

法第 26 条では、統計調査以外の方法により基幹統計を作成する場合又は作成方法を変更する場合には、その作成方法について、あらかじめ総務大臣に通知をしなければならないとされ、総務大臣は、当該基幹統計の作成方法を改善する必要があると認める場合には、意見を述べることができることとされている。

平成 21 年度中に、総務大臣に対して行われた統計調査以外の方法による基幹統計の作成方法の通知は、1 件(前出(2) - ②の国民経済計算に係る通知の件)となっている。

なお、当該通知に対する総務大臣の意見表明は、行われていない。

(5) 基幹統計調査の実施状況

平成 21 年度中に実施された基幹統計調査は、40 件となっている。

このうち、1 年以下の周期で行われる経常調査は 36 件、2 年以上の周期で行われる周期調査は 4 件となっている。

また、基幹統計調査については、必要な場合は、法第 14 条で統計調査

員を置くことができるとされ、法第 15 条で立入検査等ができることとされている。また、法第 16 条で基幹統計調査に関する事務の一部は、地方公共団体（教育委員会を含む。）が行うこととすることができることとされている。

平成 21 年度中に実施された 40 件の基幹統計調査のうち、統計調査員により調査を実施しているものは 19 件、立入検査等を措置しているものは 13 件、基幹統計調査に関する事務の一部を地方公共団体が行うこととしているものは 21 件となっている（表 5）。

※ 「平成 21 年度中に実施」とは、報告を求める期間（調査の実施期間）の始期が平成 21 年度中にあることをいう。

表 5 基幹統計調査の実施件数等（平成 21 年度中）

府省名	基幹統計調査の実施件数					
	うち 周期 調査	うち 経常 調査	うち 法第 14 条 に定める 統計調査 員により 実施して いる調査	うち 法第 15 条 に基づき 立入検査 等を措置 している 調査	うち 法第 16 条 に基づき 地方公共 団体の一 部を行 うこと として いる調査	
総務省	7	2	5	6	0	6
財務省	2	0	2	0	1	0
文部科学省	2	0	2	0	1	2
厚生労働省	6	0	6	4	3	5
農林水産省	6	1	5	4	6	1
経済産業省	9	1	8	4	0	4
国土交通省	8	0	8	1	2	3
合計	40	4	36	19	13	21

注) 周期調査とは 2 年以上の周期間隔（2 年に 1 回 など）で実施される統計調査であり、経常調査とは 1 年以下の周期間隔（毎月、毎四半期、毎年 など）で実施される統計調査である。

(6) 基幹統計の公表の状況

法第8条では、基幹統計を作成したときは、当該基幹統計をインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならないとされている。

平成21年度中に、国の行政機関が公表を行った基幹統計は、42件となっている（表6）。

表6 基幹統計の公表状況（平成21年度中）

府省名	公表を行った 基幹統計の件数	公表までの平均期間			
		周期調査		経常調査	
		件数	平均期間（日）	件数	平均期間（日）
内閣府	1	-	-	-	-
総務省	6	1	286	5	48
財務省	2	0	-	2	93
文部科学省	3	1	286	2	76
厚生労働省	7	1	350	6	88
農林水産省	5	0	-	5	62
経済産業省	9	1	12	8	99
国土交通省	9	1	392	8	72
合計／全体平均	42	5	265※	36	77※

注1) 公表までの平均期間は、各調査の調査期間終了時から第一報公表までの日数の平均である。

注2) 1つの基幹統計で月次調査・年次調査がある場合など、複数の公表までの期間の種類がある場合、最も短い公表までの期間で平均期間の計算を行っている。

注3) 内閣府が公表を行った基幹統計1件は、統計調査以外の方法により統計を作成する基幹統計（国民経済計算）であり、これについては平均期間を記載していない。

注4) 合計／全体平均欄の※は該当する全調査に関する平均期間である

2 一般統計調査

(1) 一般統計調査の実施又は変更等の承認の状況

法第2条第7項では、国の行政機関が行う統計調査のうち、基幹統計調査以外の統計調査を一般統計調査とし、法第19条又は第21条第1項では、国の行政機関が一般統計調査を実施する場合又は承認を受けた一般統計調査を変更（総務省令で定める軽微な変更を除く。）する場合は、あらかじめ総務大臣の承認を受けなければならないとされている。

また、法第21条第3項では、一般統計調査を中止する場合、総務大臣にその旨を通知するとされている。

平成21年度中に、総務大臣が承認を行った一般統計調査は、136件であり、中止の通知は0件である。

なお、法附則第 12 条では、旧統計報告調整法で承認を受けた統計調査は、旧報告調整法の規定により定められた承認の期間が満了するまでの間は、一般統計調査とみなすとされている。

したがって、平成 21 年度に承認申請が必要なものは、

- ・新たに統計調査を実施するもの【新規の申請】
- ・調査内容の変更を行うもの【変更の申請】
- ・旧統計報告調整法の承認期限が切れたため、変更はないが調査継続のため承認手続きを行うもの【継続の申請】

があり、それぞれの件数は表 7 のとおりとなっている。

表 7 一般統計調査に係る承認件数 (平成 21 年度中)

府省名	承認した一般統計調査の件数			
		うち新規の申請	うち変更の申請	うち継続の申請
内閣府	4(1)	0	4(1)	0
総務省	10(2)	3(2)	6	1
財務省	3(1)	0	2(1)	1
文部科学省	9(1)	0	6(1)	3
厚生労働省	44(1)	4	34(1)	6
農林水産省	26	2	24	0
経済産業省	18(2)	3(2)	8	7
国土交通省	17	1	15	1
環境省	6	4	2	0
人事院	3	0	3	0
合計	136(4)	15(2)	102(2)	19

注) () 内の数値は共管調査(複数の府省が共同で行う調査)の数であり、承認した一般統計調査件数の内数。共管調査は、共管の府省にそれぞれ 1 件と計上しているため、各府省の承認件数を単純合計しても、合計には一致しない。

(2) 一般統計調査の実施状況

平成 21 年度中に、国の行政機関が実施した一般統計調査は、196 件となっている（表 8）。

※ 「平成 21 年度中に実施」とは、報告を求める期間（調査の実施期間）の始期が平成 21 年度中にあることをいう。

表 8 一般統計調査の実施状況 (平成 21 年度中)

府省名	一般統計調査の 実施件数		
		うち周期調査	うち經常調査
内閣府	8(1)	0	8(1)
総務省	9(1)	3(1)	6
財務省	4(1)	0	4(1)
文部科学省	13(1)	2	11(1)
厚生労働省	56(1)	19	37(1)
農林水産省	37(1)	4	33(1)
経済産業省	35(3)	5(2)	30(1)
国土交通省	27	8	19
環境省	8(1)	5(1)	3
防衛省	1	0	1
人事院	3	0	3
合計	196(5)	44(2)	152(3)

注) () 内の数値は共管調査（複数の府省が共同で行う調査）の数であり、実施件数の内数。共管調査は、共管の府省にそれぞれ 1 件と計上しているため、各府省の調査実施数を単純合計しても、合計には一致しない。

(3) 一般統計調査の結果の公表の状況

法第 23 条では、一般統計調査の結果を作成したときは、特別な事情がある場合を除き、当該結果をインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならないとされている。

平成 21 年度中に、法第 23 条に基づき国の行政機関が公表を行った一般統計調査は、165 件となっている（表 9）。

表9 一般統計調査の公表状況 (平成21年度中)

府省名	公表を行った 一般統計調査 の件数	公表までの平均期間			
		周期調査		経常調査	
		件数	平均期間(日)	件数	平均期間(日)
内閣府	7(1)	0	-	7(1)	52
総務省	6	0	-	6	51
財務省	4(1)	0	-	4(1)	167
文部科学省	12(1)	1	257	11(1)	218
厚生労働省	44(1)	8	280	36(1)	241
農林水産省	34(1)	0	-	34(1)	76
経済産業省	30(2)	1(1)	228	29(1)	59
国土交通省	25(1)	7(1)	270	18	143
環境省	5	3	70	2	128
防衛省	1	0	-	1	81
人事院	2	0	-	2	184
合計/全体平均	165(4)	18(1)	221※	147(3)	127※

注1) 公表までの平均期間は、各調査の調査期間終了時から第一報公表までの日数の平均である。

注2) 1つの一般統計調査で月次調査・年次調査がある場合など、複数の公表期間の種類がある場合、最も短い公表期間で平均期間の計算を行っている。

注3) ()内の数値は共管調査(複数の府省が共同で行う調査)の数であり、公表を行った一般統計調査の件数の内数。共管調査は、共管の府省にそれぞれ1件と計上しているため、各府省の公表を行った一般統計調査の件数を単純合計しても、合計には一致しない。

注4) 合計/全体平均欄の※は該当する全調査に関する平均期間である。

なお、法第19条又は第21条第1項に基づき、平成21年度中に、総務大臣が承認した一般統計調査(136件、表7参照)のうち、特別の事情により公表を行わないとした一般統計調査は、11件であり、例えば、基幹統計調査の変更在先立ちその変更内容の妥当性を検証するための試験調査などが該当する。

3 政令で定める地方公共団体が行う統計調査

(1) 政令で定める地方公共団体の統計調査の実施又は変更の届出等の状況

法第24条では、政令で定める地方公共団体(平成22年3月31日現在で、47都道府県及び18指定都市)が統計調査を行おうとする場合又は変更しようとする場合、あらかじめ総務大臣に届出を行うとされている。

平成21年度中に、政令で定める地方公共団体が、統計調査の実施の届出を行った件数は、88件、統計調査の変更の届出を行った件数は、180件となっている(表10)。

表 10 政令で定める地方公共団体が行う統計調査の実施及び変更の届出件数

(平成 21 年度中)

	統計調査の実施の 届出件数	統計調査の変更の 届出件数
都道府県	78	152
指定都市	10	28
合計	88	180

(2) 政令で定める地方公共団体の統計調査の実施状況

平成 21 年度中に、政令で定める地方公共団体が実施した統計調査の件数は、456 件となっている (表 11)。

表 11 政令で定める地方公共団体が実施した統計調査数

(平成 21 年度中)

	都道府県	指定都市	合計
実施した 統計調査の件数	403	53	456

4 届出独立行政法人等が行う統計調査

届出独立行政法人等とは、法第 25 条に基づき、独立行政法人等のうち、その業務内容等を勘案して大規模な統計調査を行うことが想定されるものとしてあらかじめ政令で定めた法人であり、現在、日本銀行のみが対象となっている。

(1) 届出独立行政法人等の統計調査の届出の状況

法第 25 条では、届出独立行政法人等が統計調査を行おうとする場合又は変更しようとする場合は、あらかじめ総務大臣に届出を行うとされている。

平成 21 年度中に、届出独立行政法人等が総務大臣に対し、統計調査の実施の届出を行った件数は 0 件、統計調査の変更の届出を行った件数は 1 件となっている。

(2) 届出独立行政法人等の統計調査の実施状況

平成 21 年度中に、届出独立行政法人等が実施した統計調査の件数は、3 件となっている。

5 事業所母集団データベース（資料編 資料 20 参照）

（1）事業所母集団データベースの整備及び情報の提供状況

法第 27 条では、総務大臣は、事業所母集団データベースを整備するものとされており、国の行政機関、政令で定める地方公共団体、届出独立行政法人等は、事業所に関する統計調査の対象の抽出又は事業所に関する統計の作成を目的とする場合、事業所母集団データベースに記録されている情報の提供を受けることができるとされている。

平成 21 年度中における事業所母集団データベースの整備として、商業登記等から情報の提供を受けて把握した新設事業所に対して、事業内容、従業者数等を照会することにより情報の拡充が行われた。

また、平成 21 年度中に、国の行政機関、政令で定める地方公共団体、届出独立行政法人等が事業所母集団データベースに記録されている情報の提供を受けた件数は、19 件となっている（表 12）。

表 12 事業所母集団データベースに記録されている情報の提供状況
（平成 21 年度中）

提供先 府省等名	提供を受けた件数		
		うち調査対象の抽出目的	うち統計の作成目的
内閣府	1	1	0
総務省	3	3	0
法務省	0	-	-
外務省	0	-	-
財務省	0	-	-
文部科学省	1	1	0
厚生労働省	5	5	0
農林水産省	2	2	0
経済産業省	5	4	1
国土交通省	1	1	0
環境省	1	1	0
防衛省	0	-	-
人事院	0	-	-
都道府県	0	-	-
指定都市	0	-	-
届出独立行政法人等	0	-	-
合計	19	18	1

(2) 重複是正、調査履歴登録の実施状況

法第 27 条では、事業所母集団データベースを整備する目的のひとつとして統計調査における被調査者の負担の軽減に資することが掲げられている。

国の行政機関は、事業所母集団データベースを利用することにより、事業所・企業を対象とした統計調査について、①各統計調査において調査対象となった又は回答を行った個々の事業所・企業の履歴を登録する措置（調査履歴登録）を行うとともに、②統計調査の実施前に調査対象を確認し、過重な調査負担が課されている事業所・企業を統計調査の対象から除外する措置（重複是正）を行うこととしている。

平成 21 年度中に、国の行政機関が、事業所母集団データベースを用いて重複是正を行った統計調査は、58 件（実施率 63.0%）、調査履歴登録を行った統計調査は、98 件（実施率 54.1%）となっている（表 13）。

表 13 重複是正及び調査履歴登録の実施状況（平成 21 年度中）

府省名	重複是正			調査履歴登録		
	対象調査数	実施調査数	実施率 (%)	登録対象 調査数	登録調査数	実施率 (%)
内閣府	3(1)	2(1)	66.7	5(1)	2(1)	40.0
総務省	7(1)	6(1)	85.7	10(1)	10(1)	100.0
財務省	3(1)	3(1)	100.0	3(1)	2(1)	66.7
文部科学省	1	1	100.0	12(1)	6	50.0
厚生労働省	22	21	95.5	37(1)	22	59.5
農林水産省	20(1)	12(1)	60.0	31(1)	25(1)	80.6
経済産業省	9(3)	8(2)	88.9	44(3)	18(2)	40.9
国土交通省	26(1)	6	23.1	37(1)	12	32.4
環境省	2	2	100.0	4	4	100.0
人事院	3	0	0.0	3	0	0.0
合計	92(4)	58(3)	63.0	181(5)	98(3)	54.1

注（ ）内の数値は共管調査（複数の府省が共同で行う調査）の数であり、その内数。共管調査は、共管の府省にそれぞれ 1 件と計上しているため、重複是正対象調査数等の件数を単純合計しても、合計には一致しない。

6 統計基準の設定

法第 2 条第 9 項では、統計基準を、公的統計の作成に際し、その統一性又は総合性を確保するための技術的な基準と定義し、法第 28 条では、総務大臣が統計基準を定めこれを公示しなければならないとされている（統計基準を廃止又は変更する場合も同様。）。

従前、「統計調査に用いる産業分類及び疾病、傷害及び死因分類を定める政令」（昭和 26 年政令第 127 号、平成 21 年 4 月 1 日廃止）により定められていた、「日本標準産業分類」及び「疾病、傷害及び死因の統計分類」は、

その内容を変更することなく、法附則第3条に基づく準備行為として、平成20年度に統計委員会への諮問などの必要な手続きを経て、平成21年4月1日に、これらの統計基準は施行された。

また、平成21年度中に、新たに統計基準として定めたものは、「日本標準職業分類」及び「指数の基準時に関する統計基準」の2件であり、いずれも統計委員会への諮問などの必要な手続きを経て、平成22年4月1日に施行された（表14）。

表14 統計基準の設定状況 (平成21年度末現在)

統計基準名	統計基準の概要	公示日	施行日
日本標準産業分類	統計を産業別に表示する場合に使用する基準	平成21年 3月23日	平成21年 4月1日
疾病、傷害及び死因の統計分類	統計を疾病、傷害及び死因別に表示する場合に使用する基準	平成21年 3月23日	平成21年 4月1日
日本標準職業分類	統計を職業別に表示する場合に使用する基準	平成21年 12月21日	平成22年 4月1日
指数の基準時に関する統計基準	指数を作成する場合に使用する基準	平成22年 3月31日	平成22年 4月1日

7 協力の要請（法第29条から第31条までの施行状況）

(1) 国の行政機関に対する行政記録情報の提供要請の状況

法第29条第1項では、国の行政機関は、他の国の行政機関が保有する行政記録情報を用いることにより正確かつ効率的な統計の作成又は統計調査における被調査者の負担の軽減に相当程度寄与すると認めるときは、当該行政記録情報の提供を求めることができるとされている。

平成21年度中に、法第29条第1項に基づき、国の行政機関が行政記録情報の提供を受けた件数は、2件（いずれも内閣府が提供を求め、財務省が提供したもの。）となっている（表15）。

表15 法第29条第1項に基づく行政記録情報の提供の状況

(平成21年度中)

提供を求めた府省名	行政記録情報の提供を受けた件数	(参考) 平成21年度末で提供を要請中の件数
内閣府	2	0
合計	2	0

(2) 国の行政機関に対する調査、報告その他の協力の要請状況

法第 29 条第 2 項では、国の行政機関は、基幹統計調査を円滑に行うためその他基幹統計を作成するため必要があると認めるときは、他の国の行政機関に対し、調査、報告その他の協力を求めることができるとされている。

平成 21 年度中に、国の行政機関が、他の国の行政機関に対し協力要請を行った件数は、19 件となっており、すべての協力要請が応諾されている（表 16）。

表 16 国の行政機関に対する調査、報告その他の協力の要請の状況

（平成 21 年度中）

要請を行った 府省名	協力要請の件数	平成 21 年度末で
		協力を要請中の件数
総務省	18	0
農林水産省	1	0
合計	19	0

(3) 地方公共団体及びその他の関係者に対する協力の要請の状況

法第 30 条では、国の行政機関は、基幹統計調査を円滑に行うためその他基幹統計を作成するため必要があると認めるときは、地方公共団体及びその他の関係者に対し、協力を求めることができるとされている。

平成 21 年度中に、国の行政機関が、地方公共団体及びその他の関係者に対し協力要請を行った件数は、40 件となっており、このうち協力要請が応諾されたものは 32 件、要請中のものは 8 件となっている（表 17）。

表 17 地方公共団体及びその他の関係者に対する協力の要請の状況

（平成 21 年度中）

要請を行った 府省名	協力要請の件数	平成 21 年度末で
		協力を要請中の件数
総務省	20	8
文部科学省	2	0
厚生労働省	3	0
農林水産省	15	0
合計	40	8

(4) 総務大臣が行う協力の要請の状況

法第31条では、総務大臣は、基幹統計の作成のため必要があると認めるときは、当該基幹統計を作成する国の行政機関以外の国の行政機関及びその他の関係者に対し、当該基幹統計を作成する行政機関への必要な資料の提供その他の協力を行うよう求めることができるとされている。

平成21年度中に、総務大臣から国の行政機関及びその他の関係者に対し資料の提供その他の協力を行うよう求めた件数は、0件となっている。

Ⅲ 調査票情報の利用及び提供

1 調査票情報の二次利用

法第32条では、国の行政機関又は届出独立行政法人等は、統計の作成等を行う場合、統計を作成するための調査に係る名簿を作成する場合には、その行った統計調査に係る調査票情報を自ら用いること（二次利用）ができるとされている。

平成21年度中に、国の行政機関が、所管する統計調査の調査票情報を二次利用した件数は、696件となっている（表18）。

表18 法第32条に基づく調査票情報の利用（平成21年度中）

統計調査 所管府省等名	利用件数	統計の作成等を行う 場合	
		統計の作成等を行う 場合	統計を作成するための 調査に係る名簿を 作成する場合
内閣府	3	3	0
総務省	23	22	1
法務省	0	-	-
外務省	0	-	-
財務省	6	4	2
文部科学省	113	106	7
厚生労働省	239	233	6
農林水産省	154	139	15
経済産業省	129	114	15
国土交通省	29	25	4
環境省	0	-	-
防衛省	0	-	-
人事院	0	-	-
日本銀行	0	-	-
合計	696	646	50

2 調査票情報の提供

法第 33 条では、国の行政機関又は届出独立行政法人等は、

- ・ 国の行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他これに準ずる機関（以下「公的機関」という。）が、統計の作成等又は統計を作成するための調査に係る名簿の作成を行う場合（法第 33 条第 1 号）
- ・ 公的機関が行う統計の作成等と同等の公益性を有する統計の作成等として総務省令で定めるものを行う者が、当該総務省令で定める統計の作成等を行う場合（法第 33 条第 2 号）

に、その行った統計調査に係る調査票情報を、これらの者に提供することができる」とされている。

また、総務省令では、公的機関が行う統計の作成等と同等の公益性を有する統計の作成等として

- ・ 公的機関と共同して行う調査研究に係る統計の作成等
- ・ 公的機関が費用の全部又は一部を公募の方法により補助する調査研究に係る統計の作成等
- ・ 国の行政機関、地方公共団体が政策の企画、立案、実施又は評価に必要と認める統計の作成等その他特別な事由があると認める統計の作成等

が定められている。

平成 21 年度中に、国の行政機関が、法第 33 条第 1 号に該当するとして、調査票情報を提供した件数は、2254 件、法第 33 条第 2 号に該当するとして、調査票情報を提供した件数は、54 件となっている（表 19）。

表 19 法第 33 条に基づく調査票情報の利用 (平成 21 年度中)

統計調査 所管府省等名	法第 33 条第 1 号該当件数 (公的機関への提供)			法第 33 条第 2 号該当件数 (公的機関が行う統計作成と同等の 公益性を有する統計の作成等を行 う者への提供)			
	統計の 作成等 を行う 場合	調査に 係る名 簿の作 成を行 う場合		公的機関 と共同し て行う調 査研究に 係る統計 の作成等 を行う者 への提供	公的機関 が費用の 全部又は 一部を公 募の方法 により補 助する調 査研究に 係る統計 の作成等 を行う者 への提供	国の行政 機関、地 方公共団 体が政策 の企画、 立案、実 施又は評 価に必要 と認める 等の統計 の作成等 を行う者 への提供	
内閣府	0	-	-	0	-	-	-
総務省	233	217	16	12	1	11	0
法務省	0	-	-	0	-	-	-
外務省	0	-	-	0	-	-	-
財務省	7	6	1	2	0	2	0
文部科学省	113	113	0	1	1	0	0
厚生労働省	1,080	1,076	4	35	3	32	0
農林水産省	11	10	1	4	0	4	0
経済産業省	662	651	11	0	-	-	-
国土交通省	148	148	0	0	-	-	-
環境省	0	-	-	0	-	-	-
防衛省	0	-	-	0	-	-	-
人事院	0	-	-	0	-	-	-
日本銀行	0	-	-	0	-	-	-
合計	2,254	2,221	33	54	5	49	0

3 委託による統計の作成等の実施

法第 34 条に基づき、国の行政機関又は届出独立行政法人等は、その業務の遂行に支障のない範囲内において、学術研究の発展に資すると認められる場合、高等教育の発展に資すると認められる場合に、一般からの委託に応じ、その行った統計調査に係る調査票情報を利用して、統計の作成等を行い、これを提供すること（以下「オーダーメイド集計」という。）ができるとされている。

一方で、一般から委託要請される統計の作成等は、多様なバリエーションが想定され、その要請に対応するためには、事前に、それぞれの国の行政機関が受託体制を整備することが必要であること、さらに、個々の調査票情報に関する仕様等のドキュメントを一般に提示可能となるよう整備する必要があるなど、実務的な観点から制度開始初年度の平成 21 年度末時点で、一律、すべての統計調査においてオーダーメイド集計に対応する状況

に至っていない。

したがって、実際の運用においては、一般からの委託に対し国の行政機関が対応できる統計調査及び受託可能な統計の作成等のメニューを事前に提示することが行われている。

平成 21 年度中に、国の行政機関がオーダーメイド集計のサービスに供するとして提示した統計調査は、6 調査となっている（表 20）。

これらのうち、国勢調査、学校基本調査及び賃金構造基本統計調査については、法第 37 条に基づき政令で定める受託独立行政法人等（（独）統計センター）を通じてオーダーメイド集計のサービスを提供している。

表 20 オーダーメイド集計に対する取組状況（平成 21 年度中）

統計調査 所管府省名	サービスの対象とするとして 提示した統計調査の名称	サービス開始年月
内閣府	法人企業予測調査（平成 16 年 4－6 月期以降の調査）（財務省と共管調査）	平成 22 年 1 月
総務省	国勢調査（平成 2 年、7 年、12 年、17 年）	平成 21 年 4 月
財務省	法人企業予測調査（平成 16 年 4－6 月期以降の調査）（内閣府と共管調査）	平成 22 年 1 月
文部科学省	学校基本調査（平成 20 年度）	平成 22 年 2 月
厚生労働省	賃金構造基本統計調査（平成 18 年）	平成 22 年 2 月
農林水産省	農林業センサス（平成 17 年） 漁業センサス（平成 15 年、20 年）	平成 22 年 3 月

また、平成 21 年度中に、一般の者からオーダーメイド集計の申出が行われた件数は、4 件となっており、これらの申出はすべて、学術研究の発展に資すると認められる場合として、オーダーメイド集計が実施され、結果が提供された（表 21）。

表 21 オーダーメイド集計の結果の提供件数等（平成 21 年度中）

統計調査 所管府省名	オーダーメイド集計の申出 件数	オーダーメイド集計の結果 の提供件数	オーダーメイド集計の結果の提供件数等	
			学術研究の発展に資すると認められる場合	高等教育の発展に資すると認められる場合
内閣府	0	－	－	－
総務省	4	4	4	－
財務省	0	－	－	－
文部科学省	0	－	－	－
厚生労働省	0	－	－	－
農林水産省	0	－	－	－
合計	4	4	4	0

4 匿名データの作成、提供

法第 35 条では、国の行政機関又は届出独立行政法人等が、その行った統計調査に係る調査票情報を加工して、匿名データを作成することができる」とされている。

また、法第 36 条に基づき、学術研究の発展に資すると認められる場合、高等教育の発展に資すると認められる場合、国際社会における我が国の利益の増進等に資すると認められる場合には、一般からの求めに応じ、匿名データを提供することができる」とされている。

平成 21 年度中に、国の行政機関が、匿名データの提供のサービスに供するとして提示した統計調査は、4 調査となっている（表 22）。

これらの 4 統計調査に係る匿名データは、法第 37 条に基づき政令で定められる受託独立行政法人等（（独）統計センター）を通じて、提供が行われている。

表 22 匿名データの提供を行うとした統計調査（平成 21 年度中）

統計調査 所管府省名	サービスの対象とするとして提示した統計調査の名称
総務省	住宅・土地統計調査（平成 5 年、10 年、15 年） 就業構造基本調査（平成 4 年、9 年、14 年） 全国消費実態調査（平成元年、6 年、11 年、16 年） 社会生活基本調査（平成 3 年、8 年、13 年）

また、平成 21 年度中に、一般の者から匿名データの提供依頼の申出が行われた件数は 20 件となっており、これらの申出は、すべて学術研究の発展に資すると認められる場合又は高等教育の発展に資すると認められる場合として、匿名データの提供が行われた（表 23）。

表 23 匿名データの提供件数等（平成 21 年度中）

統計調査 所管府省名	匿名データ の提供依頼 の申出件数	匿名データ の提供件数	学術研究の 発展に資す ると認めら れる場合	高等教育の 発展に資す ると認めら れる場合	国際社会に おける我が 国の利益の 増進等に資 すると認め られる場合
総務省	20	20	18	2	0

5 調査票情報等の適正管理のための措置

法第39条では、国の行政機関、政令で定める地方公共団体及び届出独立行政法人等は、調査票情報を適正に管理するために必要な措置を講じなければならないとされている。

国の行政機関、政令で定める地方公共団体及び届出独立行政法人等のうち、調査票情報等を適正に管理するためのマニュアルを作成しているのは7府省庁、15都道府県、3指定都市、1届出独立行政法人等（日本銀行）となっている（表24、25）。

表24 調査票情報等を適正に管理するためのマニュアル
を策定している府省 (平成21年度)

府省名
内閣府、消費者庁、総務省、財務省、厚生労働省、経済産業省、人事院

表25 調査票情報等を適正に管理するためのマニュアルを作成している
地方公共団体（都道府県及び指定都市）の数 (平成21年度)

作成している 都道府県数	作成している 指定都市数	作成している 届出独立行政法人数
15	3	1

IV 統計委員会

法第5章の規定及び統計委員会令等に基づき、内閣府に統計委員会が置かれ、法に定める事項について調査審議を行っている。

また、統計委員会には部会を置くことができるとされており、平成21年度末時点で7部会が置かれている。

平成21年度中に、統計委員会は、12回開催され、部会は合計で33回開催されている（表26）。

表 26 統計委員会及び部会の開催実績等 (平成 21 年度中)

		開催回数		
		平成 21 年度	平成 20 年度	平成 19 年度 (10 月以降)
統計委員会		12	13	7
部会名	部会の所掌	開催回数		
		平成 21 年度	平成 20 年度	平成 19 年度 (10 月以降)
基本計画部会	公的統計の整備に関する基本的な計画、基幹統計を作成する機関に対する協力要請及び法律の施行の状況に関する事項	0	13	9
国民経済計算部会	国民経済計算の作成基準の設定に関する事項	3	3	1
人口・社会統計部会	人口及び労働統計並びに家計、住宅、厚生、文化及び教育など国民生活・社会統計に関する事項	6	3	11
産業統計部会	農林水産、鉱工業、公益事業及び建設統計に関する事項	6	9	5
サービス統計・企業統計部会	通信、運輸、商業、貿易、物価、サービス、流通、環境、財政及び金融統計並びに企業経営及び企業・事業所全般を対象とする統計などの企業統計に関する事項	9	4	3
統計基準部会	統計基準に関する事項	9	0	－
匿名データ部会	基幹統計調査に係る匿名データに関する事項	0	3	－
部会計		33	35	29

注 1) 統計基準部会及び匿名データ部会は、平成 20 年 12 月に設置された。

統計委員会においては、平成 21 年度当初時点で、平成 20 年度から審議継続となっていた諮問案件が 1 件あり、当該諮問案件は平成 21 年中に答申が行われた。

また、平成 21 年度中に、新たに総務大臣又は内閣総理大臣から諮問が 10 件行われ、これらのうち、平成 21 年度中に答申が行われたものが 8 件、平成 21 年度末時点で審議継続中となっているものが 2 件となっている（表 27）。

表 27 統計委員会における諮問・答申件数

	平成 20 年度中に諮問し、平成 21 年度中に答申した事案	平成 21 年度中に諮問し、同年度中に答申した事案	平成 21 年度中に諮問し、平成 21 年度末で調査審議中の事案
国民経済計算の作成基準（法第 6 条第 2 項）	－	－	1
基幹統計調査（法第 9 条第 4 項、第 11 条第 2 項）	1	6	1
統計基準の設定（法第 28 条第 2 項）	－	2	－
合 計	1	8	2

V 罰則

平成 21 年度中に、法に定める罰則の適用が行われた事案はない。

VI その他（統計情報の提供（e-Stat の取組等））

e-Stat とは、国の行政機関が作成する統計に関する情報のワンストップサービスを実現することを目指し、総務省が中心となって政府全体で運営する統計ポータルサイトである（資料編 資料 18 参照）。e-Stat を通じて、国の行政機関等が登録した統計表ファイル、統計データ、公表予定、新着情報、調査票項目情報、統計分類等の各種統計関係情報の提供が行われており、法第 54 条に基づく公的統計の所在情報の提供の取組及び法第 8 条及び法第 23 条に基づく統計の公表の取組の中核を担っている。

統計データのアクセスに関しては、平成 21 年度中に約 2954 万件のアクセスが行われている（表 28）。

表 28 政府統計の総合窓口（e-Stat）のアクセス件数

（平成 21 年度中）

府省名	府省等のコンテンツに対するアクセス件数
内閣府	241,675
警察庁	140,598
総務省	9,790,843
法務省	479,525
外務省	589
財務省	10,960,971
文部科学省	735,886
厚生労働省	2,941,849
農林水産省	3,658,448
経済産業省	146,665
国土交通省	421,935
環境省	13,156
防衛省	105
人事院	3,175
合計	29,535,420

注) アクセス件数は、基幹統計調査・一般統計調査の情報に関するコンテンツに係るものの他、業務統計や加工統計の情報に関するコンテンツに係るものも含む。

(別編)

【基本計画 事項別推進状況】

「第2 公的統計の整備に関し総合的かつ計画的に講ずべき措置」関係	・・・P 34～P 65
「第3 公的統計の整備を推進するために必要な事項」関係	・・・P 66～P 95
「第4 基本計画の推進・評価等」関係	・・・P 96～P 97
別紙 [第2 公的統計の整備に関し総合的かつ計画的に講ずべき措置 1(2)関係]	・・・P 98～P 105

別編【基本計画 事項別推進状況】

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
第2 1 統計体系の根幹となる「基幹統計」の整備 (2) 基幹統計の整備に関する方向性	<98～105ページ「別紙」参照>		
(3) 国民経済計算、経済構造統計の重要性	○平成28年に予定されている経済センサス-活動調査の実施までに、関係府省は、経済構造統計を軸とした産業関連統計の体系的整備に取り組む。その際、各種一次統計と国民経済計算の整合性に十分留意するとともに、特に内閣府は体系に適合した国民経済計算の年次推計方法を確立する。	関係府省	平成21年度から検討する。
2 統計相互の整合性及び国際比較可能性の確保・向上に関する事項 (1) 国民経済計算の整備と一次統計等との連携強化 ア 推計枠組みに関する諸課題	○国民経済計算及び産業連関表(基本表)並びに一次統計の各作成部局の間で連携を図り、必要な検討・調整等を行う。第三者機関による検討としては、統計委員会国民経済計算部会の下に産業連関表に関する検討の場を設け、国民経済計算や他の一次統計に関する調査審議と連携しながら、産業連関表に関して基本計画に盛り込まれた事項をフォローアップするための調査審議を行う。	内閣府、産業連関表(基本表)作成府省庁、一次統計作成府省	平成21年度から検討する。
	○固定資本減耗の時価評価(現在は簿価評価)について、改定される純資本ストックと整合性を保ちながら、少なくとも大分類、製造業は中分類程度での推計値を得る。産業連関表(基本表)においても、その推計値に基づき導入を行う。	内閣府、産業連関表(基本表)作成府省庁	国民経済計算は次回の平成17年基準改定(以下「平成17年基準改定」という。)時、産業連関表(基本表)は次回作成時の実施を目指す。

平成21年度中の検討状況又は進捗状況

< 98～105ページ「別紙」参照 >

平成21年4月23日付け各府省統計主幹部局長等会議申合せに基づき、同年6月、「産業関連統計の体系的整備等に関する検討会議」(以下、「検討会議」という。)を設置。

平成22年3月末までに、検討会議を3回、実務的な検討の場であるワーキンググループを2回開催し、政府における「産業関連統計の体系的整備」に関する考え方(以下「整備に関する考え方」)を取りまとめ、検討会議として了解した。

整備に関する考え方においては、具体的な検討事項として、体系的に欠けている統計の整備(サービス産業動向調査の基幹統計化も踏まえたサービス統計の体系的整備、国民経済計算の推計の見直しに資するための一次統計の整備等)、類似統計の関係整理、統計の比較可能性の向上等(経済産業省企業活動基本調査と関係調査との連携強化)の三つの観点に絞り、検討課題の明確化を図った。

また、今後の対応については、次の考え方に基づいて進めることとした。

①当面、個別検討事項については、ワーキンググループ等において二次統計側から提示された要望事項を含めて検討

②検討の進捗を踏まえ、6月中旬を目途に当面の体系的整備の必要性及び目的を決定

③基本計画の検討課題中、産業関連統計の体系的整備と関連する事項のうち、他の検討会議等で検討される事項については、検討会議等が報告を受けるなどにより随時フォローアップを行い、体系的整備の検討に適宜反映

○内閣府及び経済産業省は、国民経済計算の推計に活用する「経済センサス-活動調査」における工業統計調査相当部分について、意見交換を行ったところであり、引き続き検討を進める予定である。【内閣府及び経済産業省】

○平成21年9月10日開催の第103回産業連関幹事会において、「経済センサス-活動調査」(次回の産業連関表の作成の基礎データ)の第1次試験調査結果及び第2次試験調査の計画の概要について、調査実施者から聴取。

その後、当該聴取結果を踏まえ産業連関幹事会で検討の上、21年11月24日付けで、産業連関幹事会から調査実施者に対し、生産額、投入額及び産出額の推計精度の向上の観点から、当該活動調査に関する意見・要望書(23年調査に対するもの5事項。中期的なもの9事項)を提出。【産業連関表作成府省庁】

○国民経済計算における固定資本減耗の時価評価等については、委託研究や国民経済計算部会での審議が実施されているところであり、引き続き平成17年基準改定時の導入を目指して検討を進める予定である。【内閣府】

○国民経済計算における固定資本減耗の時価評価については、内閣府において、国民経済計算の平成17年基準改定時の導入を目指し、委託研究や国民経済計算部会での審議が実施されているところ。

これを踏まえ、平成21年11月20日開催の第14回産業連関技術委員会において、産業連関表への固定資本減耗の時価評価の導入に係る論点・課題(①時価評価の導入の必要性、②資本偶発損の取扱い、③接続表作成時の遡及推計の取扱い・デフレータの作成方法等)を整理。【産業連関表作成府省庁】

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
2 統計相互の整合性及び国際比較可能性の確保・向上に関する事項 (1) 国民経済計算の整備と一次統計等との連携強化 ア 推計枠組みに関する諸課題	○ 現在は参考系列になっているFISIMについて、精度検証のための検討を行い本系列へ移行する。なお、四半期推計への導入については、検討結果によっては、本系列への移行後においても、FISIM導入による影響を明記することや、その影響を分離した系列を合わせて公表するなど、利用者に対する十分な説明を行う。	内閣府	平成17年基準改定時に移行する。
	○ 自社開発ソフトウェアの固定資本としての計上について、諸外国と比較可能な計数の開発を行う。 ○ 一回だけ産出物を生産する育成資産の仕掛品在庫について、概念的な課題が指摘されている現行推計の改定を行う。	内閣府	平成17年基準改定時に実施する。
	○ 公的部門の分類について、総務省を始め関係府省等の協力を得て、93SNAの改定で示された判断基準に即して格付けを見直すとともに、統一化を図る。	内閣府、産業連関表(基本表)作成府省庁	国民経済計算は平成17年基準改定時、産業連関表(基本表)は次回作成時に実施する。
	○ 制度部門別生産勘定及び所得の発生勘定の構築に向けて、基準年次推計の基準となる使用表、その付加価値部門、あるいは関連する付帯表(固定資本マトリックス)など、列部門を制度部門・産業部門のクロス分類として作成することの課題を検討する。	内閣府	平成17年基準改定の次の基準改定(以下「次々回基準改定」という。)時における導入を目指す。
	○ 93SNAの改定について可能な限り早期に対応する。	内閣府	次々回基準改定を待たずとも、可能なものから年次推計において対応する。
イ 基準年次推計に関する諸課題	○ 国民経済計算及び産業連関表(基本表)について、詳細な供給・使用表とX表(商品×商品表)からなる体系(SUT(Supply-Use Tables)/IOT(Input-Output Tables))に移行することについて検討する。	内閣府、産業連関表(基本表)作成府省庁	平成21年度から検討する。

平成21年度中の検討状況又は進捗状況
<p>FISIMについて、現状の参考系列からの推計方法の見直しについて、統計委員会国民経済計算部会において審議が実施されたところであり、平成17年基準改定において本系列に移行する予定である。</p>
<p>自社開発ソフトウェアの推計方法及び育成資産の仕掛品在庫の推計方法について、統計委員会国民経済計算部会で審議が実施されたところであり、平成17年基準改定時に実施する予定である。</p>
<p>○国民経済計算における公的部門の格付けの見直しについては、統計委員会国民経済計算部会において審議が実施されたところであり、平成17年基準改定時に、新たな格付け基準に基づいた推計を実施する予定である。【内閣府】</p> <p>○国民経済計算における公的部門の格付けの見直しについては、国民経済計算部会での審議を経て、内閣府において、国民経済計算の平成17年基準改定時に新たな格付けの導入が予定されているところ。</p> <p>これを踏まえ、平成21年11月20日開催の第14回産業連関技術委員会において、産業連関表への新たな格付けの導入に関して以下のとおり整理。</p> <p>①産業連関表への当該導入については基本的に適当。</p> <p>②ただし、今後、当該導入に当たっての課題(当該投入により公的企業を一般政府に変更した場合の営業余剰と政府サービスとの分離等)を更に検討することが必要。【産業連関表作成府省庁】</p>
<p>制度部門別生産勘定及び所得の発生勘定の構築に向けて、基準年次推計の基準となる使用表、その付加価値部門、あるいは関連する付帯表(固定資本マトリックス)など、列部門を制度部門・産業部門のクロス分類として作成することの課題について検討を開始したところである。今後、基礎統計の制約等の課題への対応の可否について検討を進め、次々回基準改定時における導入を目指す。</p>
<p>93SNAの改定(2008SNA)への対応について、統計委員会国民経済計算部会において審議が実施された。今後、一部の課題(公的部門分類等)については平成17年基準改定において対応するとともに、その他の課題についても引き続き検討を進める。</p>
<p>○詳細な供給・使用表の作成に向けて、欧米諸国における推計方法等について検討を開始した。今後、産業連関表作成省庁と連携しつつ、引き続き検討を行う予定。【内閣府】</p> <p>○平成21年6月から22年2月の間、産業連関技術委員会を7回開催し、「V表、U表及びX表のあり方」の検討(詳細な供給・使用表とX表からなる体系への移行及び生産構造・中間投入構造の把握方法の検討を含む。)を行い、その結果を22年2月に中間整理として取りまとめ。</p> <p>この中間整理の中で、詳細な供給・使用表とX表からなる体系への移行について、以下のとおり整理。</p> <p>[検討に当たっての基本的な考え方]</p> <p>産業連関表の精度がより一層向上すれば、当該体系で考えられている供給・使用表も作成可能なることから、まず第一に検討すべき事項は、現行の産業連関表の精度の検証及び精度が不十分な場合の改善方策。</p>

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
2 統計相互の整合性及び国際比較可能性の確保・向上に関する事項 (1) 国民経済計算の整備と一次統計等との連携強化 イ 基準年次推計に関する諸課題			
	○ 間接税及び補助金に関する基礎データ並びに各種一次統計における間接税の取扱いを再検討するとともに、基本価格表示による国民経済計算及び産業連関表(基本表)の作成に向けて検討する。	内閣府、産業連関表(基本表)作成府省庁、一次統計作成府省	国民経済計算は次々回基準改定に、産業連関表(基本表)は次回作成に間に合うよう検討する。
	○ 生産構造及び中間投入構造をより正確に把握する方法について検討し、把握に当たっては、報告者の負担が増大しないよう、米国経済センサも参考にしつつ、産業別に調査票を設計する。また、産業・商品(生産物)分類体系及び経済センサとの連携の下で、産業連関表(基本表)及び供給・使用表の作表における精度向上を図る。	総務省、経済産業省、内閣府、産業連関表(基本表)作成府省庁	平成21年度から検討する。

平成21年度中の検討状況又は進捗状況

〔現状・課題と改善方策〕

1 産業連関表の内生部門の分類の中には、1部門の中に生産技術や商品の用途が異なり、かつ生産額が極めて大きい生産物が混在しているものが存在。

このため、①生産額等が相当規模である部門の中での生産物の種類、投入構造等の類似性等の確認、②当該確認結果に基づく独立した部門の設定の検討及びそれに必要な調査技術の検討、③産業連関表の分類との整合確保のための日本標準産業分類の見直し、が必要。

2 産業連関表の推計精度について、同表の基礎データに未整備な部分があることなどから十分な精度が確保されているとは言い難い状況。

このため、①「経済センサス-活動調査」による副次的生産物も含めた細品目単位での網羅的な把握、②投入調査の改善方策の検討、③産出先調査の新設の検討、が必要。【産業連関表作成府省庁】

○国民経済計算において基本価格表示の導入するにあたっては、国民経済計算の基礎統計である産業連関表において基本価格表示を導入することが極めて重要であることから、産業連関表作成府省庁との連携を図っているところであり、引き続き次々回基準改定に間に合うように検討を行う予定。【内閣府】

○平成21年6月29日開催の第10回産業連関技術委員会において、基本価格表示による産業連関表の作成に当たっての論点・課題(産業連関表のデータ源である統計調査における生産額等の把握方法等)を整理。【産業連関表作成府省庁】

○内閣府は、産業連関技術委員会に対して国民経済計算におけるU表、V表の作成方法に関する情報提供を行うとともに、国民経済計算において生産構造及び中間投入構造をより正確に把握する方法について、経済センサス-活動調査の利用方法を中心に検討を開始した。【内閣府】

○産業連関技術委員会における検討

平成21年6月から22年2月の間、産業連関技術委員会を7回開催し、「V表、U表及びX表のあり方」の検討(詳細な供給・使用表とX表からなる体系への移行及び生産構造・中間投入構造の把握方法の検討を含む。)を行い、その結果を22年2月に中間整理として取りまとめ。

この中間整理の中で、生産構造・中間投入構造の把握方法については、その改善のために①「経済センサス-活動調査」による副次的生産物も含めた細品目単位での網羅的な把握、②投入調査の改善方策の検討、③産出先調査の新設の検討、の必要がある旨を整理。

○投入調査ワーキンググループにおける検討

平成21年12月から22年3月の間、産業連関技術委員会の下に設置された「投入調査ワーキンググループ」を3回開催し、各種投入調査のうち総務省が実施している「サービス産業・非営利団体等投入調査」について、より正確な中間投入構造を捉えることができる調査のあり方について、調査対象である企業・事業所に対するヒアリング結果を踏まえて検討し、その結果を22年3月に取りまとめると共に、検討結果に基づく試作調査票を作成。検討結果に基づく当該投入調査の改善の方向性は以下のとおり。

①企業会計情報と統計目的の整合性の向上(年間総費用に係る調査項目の勘定科目との対応可能性の向上等)

②企業等の内部管理単位と調査単位の整合性向上(調査単位事業所から企業への変更等)

③調査票の様式、記入要領の改善(調査票上の記入説明の充実、概算金額での記入の容認等)

④調査項目の業種ごとのカスタマイズ(物品購入費用の内訳記入欄のプレプリント項目の改善等)

⑤調査票調査とは異なる枠組みの検討(調査票調査後の個別ヒアリングの実施等)

○「経済センサス-活動調査」に対する意見・要望書の提出

平成21年9月10日開催の第103回産業連関幹事会において、「経済センサス-活動調査」(次回の産業連関表の作成の基礎データ)の第1次試験調査結果及び第2次試験調査の計画の概要について、調査実施者から聴取。

その後、当該聴取結果を踏まえ産業連関幹事会で検討の上、21年11月24日付けで、産業連関幹事会から調査実施者に対し、生産額、投入額及び産出額の推計精度の向上の観点から、当該活動調査に関する意見・要望書(23年調査に対するもの5事項。中期的なもの9事項)を提出。【産業連関表作成府省庁】

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
2 統計相互の整合性及び国際比較可能性の確保・向上に関する事項 (1) 国民経済計算の整備と一次統計等との連携強化 ウ 年次推計に関する諸課題	○ 年次SUT/IOTの下で、支出面及び生産面からの測定値の調整・検討を行うことができるよう、その枠組みを構築する。	内閣府	次々回基準改定までに導入する。
	○ 制度部門別生産勘定及び所得の発生勘定の作成とともに所得面からの推計によるGDPを開発し、支出、生産及び所得の三面からの推計による精度検証を行う。	内閣府	次々回基準改定における導入を目指す。
	○ 国民経済計算の年次産業連関表と産業連関表(延長表)について、産業・商品(生産物)分類における統合の検討とともに、国内生産額、最終需要など共通項目部分に関する測定方法や基礎統計の差異の検討を行った上で、整合性の確保を行う。次々回基準改定以降も更なる整合性確保に向けた検討を継続する。	内閣府、経済産業省	次々回基準改定までに段階的検討を行う。
	○ コモ法における商品の需要先への配分は、建設部門向け中間消費、その他部門向け中間消費、家計消費、固定資本形成に限られている。その他部門向け中間消費は、現在、集計ベクトルにより単純化されているが、産業別生産額や中間投入の変動を反映することにより、中間消費構造の変化と連動できるようにする。また、最終需要項目についても、人的推計法(需要側)と物的接近法(供給側)を有効に組み合わせることにより、費目及び部門の様々な情報を反映させ、精度向上を図る。	内閣府	平成17年基準改定時から段階的に導入し、次々回基準改定時まで実施する。
	○ コモ法の商品分類は、今後改定が予定される日本標準商品分類との整合性の確保を図る。建設部門を特別に取り扱う必要はもはや見出せないことから、いわゆる建設コモを廃止し、コモ法における一つの商品としてそれぞれの建設部門の産出額を推計する方法を構築する。現在、市場生産活動の生産物のみとなっているコモ法の推計対象を、非市場産出まで拡張する。	内閣府	平成17年基準改定時から段階的に導入し、次々回基準改定時まで実施する。
	○ 関係府省等の協力を得て、月次のサービス産業動向調査ではとらえきれない中間投入構造などのより詳細な経理項目の把握に資する基礎統計の整備、流通在庫など在庫推計のための基礎統計の整備、コモ法における商品別配分比率の推計のための基礎統計の整備、個人企業の活動把握などに資する基礎統計の整備、企業統計を事業所単位に変換するコンバーターの在り方、労働生産性及び全要素生産性指標の整備に向けた基礎統計の課題などについて、具体的な結論を得る。	内閣府	平成17年基準改定までに結論を得る。
○ 関係府省等の協力を得て、デフレーターとして本来必要とする価格(生産者価格、基本価格、購入者価格等)の概念と、利用する価格指数の概念について整合性を検討し、また、長期遡及推計についても検討する。	内閣府	平成21年度から検討する。	

平成21年度中の検討状況又は進捗状況
<p>年次SUT/IOTの下で、支出面及び生産面からの測定値の調整・検討を行うことができる枠組みの構築に向けて、欧米諸国における推計方法等について検討を開始した。今後、産業連関表における基準年次での対応状況を踏まえつつ、次々回基準改定までに導入するように引き続き検討を行う予定。</p>
<p>制度部門別生産勘定及び所得の発生勘定の作成とともに所得面からの推計によるGDPを開発し、支出、生産及び所得の三面からの推計による精度検証を行うべく、米国の事例等について調査を行い、検討を開始した。今後、制度部門別生産勘定の作成に係る基礎統計の制約や、所得面における営業余剰の推計等の課題について、次々回基準改定における導入を目指して引き続き検討を進めていく予定。</p>
<p>国民経済計算の年次産業連関表と産業連関表(延長表)の整合性確保について、内閣府と経済産業省が連携して、論点の洗い出しを開始した。平成22年度には経済産業省を中心に調査研究を実施する等、今後とも引き続き検討を進めていく予定。</p>
<p>経済センサスに伴う推計方法の見直しの検討において、コモ法における商品別の中間消費について、産業別生産額や中間投入の変動を反映することにより、中間消費構造の変化と連動できるようにするための検討を開始した。また、最終需要項目についても、人的推計法(需要側)と物的接近法(供給側)を有効に組み合わせることにより、費目及び部門の様々な情報を反映させ、精度向上を図るよう検討を開始した。以上について、次々回基準改定までに実施するように、今後引き続き検討を進めていく予定。</p>
<p>コモ法の商品分類と、日本標準産業分類の整合性確保の観点を踏まえ、日本標準商品分類の改定について関係省と意見交換を実施した。 建設部門の推計については、いわゆる建設コモ法の課題の洗い出しを開始したところであり、次々回基準改定時までに結論を得るように検討を行う予定。 コモ法の推計対象を非市場産出まで拡張するうえでの課題の洗い出しを開始したところであり、次々回基準改定までに検討を行う予定。</p>
<p>経済センサスに伴う推計方法の見直しの検討等において、整備すべき基礎統計の課題について検討を行ったところであり、今後、平成17年基準改定までに結論を得るように検討を行う予定。</p>
<p>部内において論点を整理・検討し、これを踏まえてデフレーター概念等について外部の有識者(大学教授)と意見交換するとともに、価格指数について日本銀行と意見交換を行った。引き続き、デフレーターとして本来必要とする価格概念と、利用する価格指数の概念について整合性を検討していく予定である。 また、長期遡及推計については、1980年まで遡及した系列を平成21年6月に公表した。</p>

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
2 統計相互の整合性及び国際比較可能性の確保・向上に関する事項 (1) 国民経済計算の整備と一次統計等との連携強化 エ 四半期推計に関する諸課題	○ 国民経済計算の改定要因を実証的に詳細に分析する、いわゆる「リビジョンスタディ」を早急に実施して、改定幅の大きさの評価やその原因究明を図る。	内閣府	平成21年度に実施する。
	○ 関係府省等の協力を得て、季節調整の手法と年次計数の四半期分割方法について、様々な手法の長所及び短所を検討する。	内閣府	平成22年度末まで1年から2年程度かけて望ましい手法について結論を得る。
	○ 四半期推計に用いる一次統計(家計調査、四半期別法人企業統計等)には、標本替え等に伴う計数の振れがあり、これが四半期推計の振れをもたらしている一因とみられる。関係府省等の協力を得て、一次統計の誤差の処理について検討し、可能なものから実施する。	内閣府	平成21年度に検討する。
	○ 四半期推計に利用する基礎統計の最適な選択(需要側推計値と供給側推計値を統合する際のウェイトの選択を含む。)について検討する。	内閣府	平成21年度に検討する。
	○ 関係府省等の協力を得て、長期的な取組として、四半期推計と年次推計の推計方式を総合的に検討し、最適な推計システムを定めることを検討する。具体的には、①四半期推計と年次推計に用いる基礎統計間の関係の整理(工業統計調査と経済産業省生産動態統計のかい離縮小等)、②基礎統計の定義・概念と国民経済計算における定義・概念との対応の整理、③基礎統計の拡充、④行政記録情報の活用等の課題について検討する。	内閣府	平成21年度から順次検討する。
	○ 内閣府は、四半期推計で用いている経済産業省生産動態統計の使用方法を再検討する。また、経済産業省は、経済産業省生産動態統計と工業統計調査を結合した、より詳細なデータの提供など、推計の高度化に資する協力を行う。	内閣府、経済産業省	平成21年度に実施する。
	○ ①四半期推計で提供される情報の充実(分配面の情報の充実等)、②長期時系列計数の提供等利用者の要望が多い点に関して、検討を開始する。	内閣府	平成21年度から検討する。
	○ 内閣府等と協力し、四半期推計の精度向上に資するよう家計消費状況調査の調査項目を拡充し、単身世帯も含め、十分な調査世帯標本数を確保することを検討する。	総務省	平成25年度までに結論を得る。

平成21年度中の検討状況又は進捗状況
<p>項目別に1次QEからの改定状況を分析し、改定の大きな項目を特定するとともに、関係する基礎統計の動向を分析し、その結果を取りまとめたところ。今後、改定の大きかった民間企業設備・民間在庫を中心に推計方法の改善について検討する予定。</p>
<p>○季節調整の系列の細分化の効果分析を行うとともに、季節調整における各種ダミーの検討を行った。また、平成21年10-12月期四半期別GDP速報(1次速報)より、輸出入の大きな断層に対応した季節調整手法を導入した。 ○四半期分割については、比例デントン法の導入可能性等の検討を開始したところであり、平成22年度末までに望ましい手法について結論を得る予定である。</p>
<p>民間企業設備に関する需要側統計と供給側統計の季節調整系列の相関を比較したところ、不規則変動成分の除去による平滑化によって、相関係数が上昇する結果が得られた。今後、この結果を踏まえつつ、推計方法の見直しについて検討する予定。</p>
<p>需要側推計値と供給側推計値を統合する際のウェイトの選択について、従来の標本誤差に基づく統合ウェイトの算出方法に加え、過去の時系列の計数に基づく算出方法についても検討を行った結果、民間企業設備については従来より供給側のウェイトが大きくなる傾向がみられた。基礎統計の選択に当たっては様々な考え方があることから、これらの結果を踏まえ、推計見直しに向けてさらに検討を行う予定である。</p>
<p>工業統計と経済産業省生産動態統計それぞれに基づく推計値の比較を行なったところであり、今後も経済センサスに伴う推計方法見直しの検討の中で、新たな推計システムの開発に向けて検討を進める予定である。</p>
<p>○経済産業省から提供を受けたデータをもとに、工業統計と経済産業省生産動態統計それぞれに基づく推計値の比較を行なったところであり、今後、経済センサスに伴う推計方法見直しの中で、検討を行う予定。【内閣府】 ○国民経済計算の四半期推計の精度向上に向け、内閣府と検討を行った。それを踏まえ、毎年提供している工業統計調査の個票データとともに、経済産業省生産動態統計調査について、内閣府から要望のあった平成16年～20年の個票データ及び基準年である平成12年の個票データの提供を行った。また、より詳細な検討のため平成16年～20年の調査票の改正情報についても合わせて提供を行った。【経済産業省】</p>
<p>分配面の情報の充実については、米国等における推計方法について検討を開始したところである。今後、可処分所得等の推計の可能性について、検討する予定である。 長期時系列については、1980年まで遡及した系列を平成21年6月に公表した。</p>
<p>平成22年度に内閣府等の意見を聴取予定。</p>

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
2 統計相互の整合性及び国際比較可能性の確保・向上に関する事項 (1) 国民経済計算の整備と一次統計等との連携強化 エ 四半期推計に関する諸課題	○ 四半期別法人企業統計調査の資本金1,000万円から2,000万円までの標本抽出方法の見直し(売上高で細分化して層化抽出を行う等)を検討する。	財務省	平成25年度までに結論を得る。
	○ 公共事業予算の執行状況に関する統計について、「中央政府」だけでなく「地方政府」分も含めた整備を検討する。	財務省、総務省、内閣府	平成25年度までに結論を得る。
	○ 政府最終消費の中の雇用者報酬を推計するために、四半期別の公務員数、賃金の情報が必要である。「中央政府」分については、内閣府が関係府省等の協力を得て、行政記録情報の活用による把握を検討する。「地方政府」分の把握については、内閣府が関係府省の協力を得て検討する。	内閣府	平成25年度までに結論を得る。
	○ 生産面からの四半期推計を検討するとともに、当面は、四半期推計を行うためにより有用な基礎情報をどのように確保するかについて、サービス産業動向調査を中心として検討する。	内閣府	平成22年以降、順次検討する。
	○ 毎月勤労統計調査について、①常用労働者が5人から29人の事業所の調査における標本替えの工夫による所定内給与等の断層の解消、②離職事由を「解雇、退職」、「転勤」等に分離すること等による企業の退職者比率の把握、③退職金の調査を検討する。	厚生労働省	平成25年度までに結論を得る。
	○ 関係府省等の協力を得て、行政記録情報の活用等によって、雇用者報酬以外の分配面からの四半期推計を行うことを検討する。	内閣府	平成25年度までに結論を得る。
(2) ビジネスレジスターの構築・利活用 ア 母集団情報の的確な整備	○ 経済センサス-活動調査の中間年に当たる平成26年に、事業所に関する属性情報、企業の親子関係を的確にとらえ、本社と支社の組織的な連携関係を明らかにする経済センサス-基礎調査を引き続き実施するため所要の準備を行う。	総務省	平成25年度までに所要の準備を実施する。

平成21年度中の検討状況又は進捗状況
<p>売上高で細分化して層化抽出を行うためには、母集団名簿に売上高に関する情報が含まれている必要がある。しかしながら、法人企業統計調査で現在使用している母集団名簿には、売上高に関する情報は含まれていない。このため、今後、事業所母集団データベースの整備状況を踏まえつつ、検討を行うこととしたい。</p>
<p>公共事業予算の執行状況に関する統計について、「中央政府」だけでなく「地方政府」分も含めた整備に向けて、検討を開始した。今後、国及び地方公共団体における公会計の現状を踏まえつつ、具体的な課題について検討を進め、平成25年度までに結論を得る予定である。</p>
<p>政府最終消費の中の雇用者報酬の推計において、行政記録情報の活用による把握等について検討を開始した。今後、関係省庁とさらに検討を進め、平成25年度までに結論を得る予定である。</p>
<p>サービス産業動向調査のさらなる改善に向けて、サービス産業統計研究会に参加してきたところであり、今後とも総務省と連携しつつ、検討を進める予定である。</p>
<p>平成21年度は、四半期推計上の問題点を整理するとともに、関係する調査における対応可能性について検討を行った。(詳細は下記を参照)また、外部有識者の意見を伺う場として「厚生労働統計の整備に関する検討会」を発足し(平成22年4月27日)、今後、対応を検討する。 〔各課題の検討状況〕</p> <p>①標本替えを工夫するには交代の頻度を増やすか継続調査期間を延長する必要があるが、その場合、調査対象者や経由機関の都道府県に負担を強いることとなる。このため、推計方法の工夫、ARIMAモデルを用いたデータ補正、標本設計の見直しなど、調査対象者や都道府県に極力負担をかけずに改善が図れる方法について検討しているところ。</p> <p>②離職事由は、平成元年まで分離して調査していたが、パートタイム労働者の人数を調査事項に追加する際に記入者負担の削減を図って調査をとり止めた。こうした経緯も踏まえれば、調査事項の追加には別項目の削減が必要であるが、適当な項目が見当たらない。</p> <p>一方、雇用動向調査では、半年ごとに事業所における減少労働者数を「離職した者」と「同一企業内への転出者等」に分けて把握している。また、労働経済動向調査では四半期ごとに調査を実施している。このような既存調査を改変して対応することも視野に入れながら、検討しているところ。</p> <p>③退職金支払額は事業所単位では把握していないケースが想定され、速報性を維持したままでの対応策は見出せていない。</p>
<p>米国等における推計方法について調査を行い、分配面からの四半期推計について検討を開始したところである。今後も営業余剰の推計方法等の課題についてさらに検討を深め、平成25年度までに結論を得る予定である。</p>
<p>○平成21年7月1日に実施された経済センサス-基礎調査についての実施状況の取りまとめを実施。</p> <p>○平成22年度は、平成21年経済センサス-基礎調査の実施状況について検証を行う等、平成26年経済センサス-基礎調査の実施に向け所要の準備を行う予定。</p>

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
2 統計相互の整合性及び国際比較可能性の確保・向上に関する事項	○ 法人企業の母集団情報の整備を行うため、往復郵便等による業種名、従業者数、事業所数等の照会を定期的を実施する。	総務省	平成21年度から実施する。
(2) ビジネスレジスターの構築・利活用 ア 母集団情報の的確な整備	○ 厚生労働省の協力を得て、雇用保険適用事業所設置届及び労働保険関係成立届から事業所等の新設、廃止等を把握することについて検討する。	総務省	平成22年から検討する。
イ ビジネスレジスターの充実と拡張	○ 工業統計調査の出荷額等、全数調査の調査結果の他、一定規模以上の企業に関する法人企業統計調査の売上高等の主要な経理情報をビジネスレジスターの情報源として利用することについて、関係府省との検討を開始する。	総務省	平成21年度から検討する。
	○ EDINET情報をビジネスレジスターに収納することを検討する。併せて、EDINET情報とビジネスレジスターの情報を法人企業統計に活用する具体的方策を検討する。	総務省、財務省	平成21年度から検討する。
	○ 特許庁の協力を得て、産業財産権の企業出願人の名称及び所在地と企業の登記情報との照合作業を行い、ビジネスレジスターに両者の照合情報を収納する。	総務省	平成21年度から検討を開始し、速やかに実施する。
	○ 事業所・企業識別番号と「日本輸出入者標準コード(JASTPROコード)」(輸出入申告書、蔵入承認申請書、積戻し申告書等に記載されている輸出入者に対応したコード)の照会を行うに当たり、費用対効果を考慮しつつ、どのような有用性が得られるかについて検討を開始する。	総務省	平成21年度から検討する。
(3) 福祉・社会保障全般を総合的に示す統計の整備	○ 社会保障給付費について、諸外国の統計との国際比較を十分に行えるようにするため、内閣府の協力を得て、各種の国際基準(SNA、ESS PROS(欧州統合社会保護統計制度)、SOCX(OECD社会支出統計)、SHAなど)に基づく統計との整合性の向上について検討する。	厚生労働省	平成21年度から検討を開始し、できるだけ早期に結論を得る。
(4) 医療費に関する統計の国際比較可能性の向上	○ 医療費に関する統計の体系的整備、国際比較可能性の向上の観点から、保健医療等の分野全体の医療費をマクロでとらえる統計(OECDのSHA手法に基づく保健医療支出推計)を公的統計として位置付けることについて、できるだけ早期に結論を得られるよう、学識経験者や利用者を含めて検討する。	厚生労働省	平成21年度から検討を開始し、できるだけ早期に結論を得る。

平成21年度中の検討状況又は進捗状況
<p>平成21年7月以降に商業・法人登記簿に新設登記した法人に対して、当該法人の主な事業の内容や従業者数等について、平成21年11月から郵送による照会を四半期ごとに実施しており、平成22年度においても引き続き実施する予定。</p>
<p>○労働保険情報のサンプルデータを入手し、データ分析を実施。 ○平成22年度より、事業所母集団DBとの効率的な照合方法など、データの精査方法等について検討を行う予定。</p>
<p>法人企業統計調査のサンプルデータを入手し、データ分析を実施。今後、事業所母集団DBとの照合方法や収録項目などについて検討を行う予定。</p>
<p>財務省、金融庁、総務省の3者において、法人企業統計調査及びEDINET情報の事業所母集団DBへの活用について検討を開始。引き続き、3者による検討を実施。</p>
<p>平成22年度は、産業財産権の企業出願人情報について、早急にサンプルデータの提供を依頼し、データ分析に着手する予定。</p>
<p>平成22年度は、日本輸出入者標準コード(JASTPROコード)について、早急にサンプルデータの提供を依頼し、データ分析に着手する予定。</p>
<p>平成21年度より、各種の国際基準やSNAに基づく統計との整合性に関する検討を開始し、ILOの新しい調査であるSocial Security Inquiryの動向やSNAとの関係などを整理した(進捗状況は研究所機関誌等で公表)。今後は、さらにESSPROS等の調査・確認を進めていく予定。また、社会保障費用統計に関する国際会議(社会支出統計専門家会議及び年金専門家会議:OECD韓国合同地域センター(RCHSP)と国際労働機関(ILO)が共同で平成21年11月開催)に参加して情報収集などを行い、左記の検討における参考資料とした。</p>
<p>当該検討を行うにあたり、SHA手法に関する検討は専門的・技術的であることから、専門的見地からの意見・助言を得ることを目的とし、21年度に有識者を招いた「医療費統計の整備に関する検討会」を設置し、21年度中に検討を行う予定。平成22年4月26日に第1回検討会を開催。</p>

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
2 統計相互の整合性及び国際比較可能性の確保・向上に関する事項 (5) 財政統計の整備	○ 政府財政統計について、総務省始め関係府省等の協力を得て、主要項目の推計及び公表に取り組む。	内閣府	平成17年基準改定時を目途に実施する。
	○ 資本ストック、金融勘定で未推計となっている項目について、関係府省等の協力を得つつ、推計方法等を検討し、推計及び公表することについて結論を得る。	内閣府	平成25年度までを目途に実施する。
	○ 総務省始め関係府省等の協力を得て、「中央政府」の項目については、現在の国民経済計算推計作業で収集しているデータをCOFOG(政府支出の機能別分類)の2桁分類に分類し、「地方政府」の項目については、地方財政状況調査の分類と対応が取れる項目の整備や、対応が取れない項目の推計方法について検討し、COFOGの2桁分類による政府支出推計を行う。	内閣府	平成17年基準改定時を目途に実施する。
(6) ストック統計の整備	○ 恒久棚卸法を中心とする標準的な手法によってフロー(投資)量と統合的なストック量の測定を行う。その体系的整備として、行部門に詳細な資産分類、列部門に制度部門別産業別分類を持つ、統一された方法論に基づく時系列「固定資本ストックマトリックス」及びそのための設備投資系列を体系的に描写する「固定資本マトリックス」の開発を実施する。また、これと統合的に固定資本減耗の改定も行う。	内閣府	平成17年基準改定時の導入を目指す。
	○ 93SNAの改定に対応した資本サービス投入量を開発し導入する。	内閣府	次々回基準改定時に導入する。
	○ 既存の統計や行政記録情報等から建築物ストック全体を推計する加工統計を整備する。	国土交通省	平成21年度から実施する。
	○ 上記加工統計を基に物的接近法による金額評価の推計を行うとともに、恒久棚卸法と方法論的に共通する部分については整合性を確保し、その上で両推計法による値について相互の精度検証を行う。	内閣府	次々回基準改定時に実施する。
	○ 固定資本マトリックスの基礎統計の整備のため、民間企業投資・除却調査(うち投資調査)において、資産別構造、自己所有資産における大規模修繕や改修など設備投資の構造についてより詳細な把握を行う。	内閣府	平成17年基準改定時に実施する。
	○ 生産的資本ストック及び純資本ストックの測定に不可欠な資産別経齢プロファイル(経齡的な効率性及び価格変化の分布)を推計するため、民間企業投資・除却調査(うち除却調査)の調査結果の蓄積、行政記録情報等や民間データなどの活用を含め調査研究を実施する。	内閣府	平成17年基準改定時に実施する。

平成21年度中の検討状況又は進捗状況
<p>政府財政統計の改善に向けて情報の収集・整理を開始したところである。今後とも、平成17年基準改定において、主要項目について推計及び公表を行うべく、さらに検討を進める予定である。</p>
<p>資本ストック、金融勘定で未推計となっている項目の格付等、ストック統計の見直しについて検討を開始したところである。今後、さらに検討を進め、平成25年度までを目途に推計を行う予定である。</p>
<p>COFOGの2桁分類への分類を行うべく、情報の収集・整理を開始したところである。今後、具体的な推計作業を進め、平成17年基準改定時を目途に公表する予定である。</p>
<p>恒久棚卸法等によるストック推計については、委託研究や国民経済計算部会での審議が実施されているところであり、引き続き平成17年基準改定時の導入を目指して検討を進める予定である。 【内閣府】</p>
<p>改定されたSNA(2008SNA)に対応した資本サービス投入量について検討を開始した。今後、まずは概念的な整理について検討を深め、次々回基準改定時に導入する予定である。</p>
<p>建築物ストック統計検討委員会を設置し、建築物ストック統計の作成方法について検討を行い、推計値の算出について試算を行った。 住宅・土地統計調査、法人建物調査、建築着工統計、固定資産の価格等の概要調書等から建築物のストック全体を推計する方法を検討した。</p>
<p>恒久棚卸法と方法論的に共通する部分について整合性を確保するため、平成21年度に実施された建築物ストック統計に関する研究会に参画し、意見交換を行った。今後、国土交通省における検討結果を踏まえてさらに検討し、次々回基準改定時に導入する予定である。</p>
<p>民間企業投資・除却調査を活用し、設備投資の構造詳細な把握について検討を進めてきたところ。今後、固定資本マトリックスの推計に向けてさらに検討を行う予定である。</p>
<p>民間企業投資・除却調査を調査結果を蓄積させてきたところであり、引き続き、資産別経齡プロフィールの推計に向けてさらに検討を行う予定である。</p>

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
2 統計相互の整合性及び国際比較可能性の確保・向上に関する事項 (6) スtock統計の整備	○ 関係府省等の協力を得て、国富調査による既取得資産の(取得年別)設備投資調査に対する社会的ニーズの評価と実施の可能性に関して検討する。	内閣府	次々回基準改定時まで結論を得る。
	○ 関係府省等の協力を得て、企業と事業所の変換、より直接的な活動分類への調査法など、資産取得主体としての経済活動を適切に分類するための手法について検討する。	内閣府	次々回基準改定時まで結論を得る。
(7) 統計基準の設定	○ 各種統計の比較可能性を向上させる観点から、平成22年国勢調査の実施に間に合うように日本標準職業分類を新たな統計基準として設定し、公示する。	総務省	平成21年度前半までに実施する
	○ 指数の基準改定の客観性と各指数の整合性を確保する観点から、各府省における運用実績等を踏まえた上で「指数の基準時及びウェイト時の更新についての基準」を新たに統計基準として設定し、公示する。	総務省	平成21年度に実施する。
	○ 季節調整値の客観性を確保する観点から、各府省における運用実績等を踏まえた上で「季節調整法の適用に当たっての基準」を新たな統計基準として設定し、公示する。	総務省	平成22年度に実施する。
	○ 日本標準商品分類におけるサービスの取扱い、従業上の地位に係る分類の在り方について研究を進め、新たな統計基準として設定することの可否を決定する。 なお、設定を行う場合には、中央生産物分類(CPC)との整合性に留意しつつ、国際比較可能性を確保する。	総務省	平成23年度までに結論を得る。
3 社会的・政策的なニーズの変化に応じた統計の整備に関する事項 (1) サービス活動に係る統計の整備 ア 情報通信サービスに関する統計の整備	○ 情報通信業の分野において、総務省が実施する統計調査については、経済産業省企業活動基本調査と連携して一元的に行う。具体的には、既存の情報通信活動に係る統計調査について、企業活動を把握する基幹統計となる企業活動基本統計(仮称)の下に統合して、日本標準産業分類の大分類「G情報通信業」に係る経済産業省と総務省の共管調査として実施し、情報通信業に関する企業活動の統計を整備する。	総務省、経済産業省	平成22年を目途として実施する。
	○ 通信利用動向調査の精度を向上させる。また、都道府県別の表章ができるような標本数を確保することについて検討する。	総務省	平成21年度から検討する。
イ 知的財産活動に関する統計整備	○ 知的財産に係る統計の高度利用を目指して、所管する知的財産活動に係る統計を有効に活用するために、速やかにビジネスレジスターの企業情報と産業財産権の企業出願人情報を照合する。それを踏まえて、明らかになった未照合情報についても、いかなる対応が今後必要かについて、速やかに協議を開始する。	総務省、特許庁	平成23年度までに結論を得る。

平成21年度中の検討状況又は進捗状況
<p>既取得資産の設備投資調査の必要性について検討を開始したところであり、今後、社会的ニーズの評価及び国富調査の実施可能性について検討し、次々回基準改定時までには結論を得る予定である。</p>
<p>企業と事業所の変換、より直接的な活動分類への調査法など、資産取得主体としての経済活動を適切に分類するための手法について検討を開始したところであり、次々回基準改定時までには結論を得る予定である。</p>
<p>日本標準職業分類については、基準案に関する統計委員会への諮問(平成21年4月)、同委員会統計基準部会での審議、同委員会からの答申(22年8月)を経て、統計基準として設定し、平成21年12月21日に総務省告示第555号により公示した。</p>
<p>「指数の基準時に関する統計基準」について、基準案を経済指標専門会議で2回(平成21年12月及び22年1月)検討。 この検討結果を踏まえ、基準案に関する統計委員会への諮問(平成22年1月)、同委員会統計基準部会での審議、同委員会からの答申(22年2月)を経て、22年3月18日に統計基準として設定し、22年3月31日に総務省告示第112号により公示。</p>
<p>平成21年度は取組実績なし。</p>
<p>日本標準商品分類については、統計分類専門会議における検討に先立ち、商品(品目)別表示を行っている統計を作成している府省のニーズを把握するための準備会合を平成22年3月に開始した。その結果を踏まえ、平成22年度には、統計分類専門会議において本格的な検討を行う予定。 従業上の地位に係る分類の在り方の検討については、未着手。</p>
<p>基本計画に基づき、従来、総務省が一般統計調査として実施してきた「通信・放送産業基本調査」及び「放送番組制作業実態調査」について、経済産業省企業活動基本調査との連携を図ることについて両省間で課題を整理、検討し、平成22年度から、情報通信業分野における企業活動を捉える「情報通信業基本調査」(総務省・経産省共管の一般統計調査)として実施することを決定した。 これに基づき、両省間で具体的な調査内容、調査方法等について調査計画を策定し、実施に向けた平成22年度予算を確保した。また、調査計画に基づき、3月31日に一般統計調査として承認を受けた。平成22年5月に調査を実施する予定。</p>
<p>平成22年度調査から都道府県別表章を行うこととし、平成22年度予算において所要額を確保。</p>
<p>ビジネスレジスターの企業情報と産業財産権の企業出願人情報の照合状況を踏まえ協議を開始予定。併せて、窓口府省についても検討予定。</p>

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
3 社会的・政策的なニーズの変化に応じた統計の整備に関する事項 (1) サービス活動に係る統計の整備 イ 知的財産活動に関する統計整備	○ 平成27年時点で、企業グループの知的財産活動に係る統計データと5年から6年度分の財務データを同時に利用することが可能となるよう、企業グループの知的財産活動の分析を可能とする統計データの速やかな構築に向けて必要な取組等を検討する。	総務省、経済産業省	平成24年度までに結論を得る。
ウ サービス活動を適切にとらえるための検討	○ 各府省、学会等の協力を得て、各国の経験を踏まえたサービス分野の生産性並びに生産量及び価格の計測についての調査研究等を実施するため、研究会等の検討の場を早急に設ける。	総務省	平成21年度から実施する。
エ 企業のサービス活動(組織内活動と外部委託)に関する統計の整備	○ 平成21年経済センサス-基礎調査に基づいて把握した純粋持株会社のすべてを対象として、平成23年以降、常時従事者数とその機能別内訳、傘下企業に関する情報、収益内訳等について調査する。さらに、その結果を平成26年に実施予定の経済センサス-基礎調査で入手できる親会社・子会社情報と組み合わせることによって、持株会社のグループ活動を明らかにすることについて検討する。	経済産業省	平成23年度以降実施する。
(2) 少子高齢化等の進展やワークライフバランス等に対応した統計の整備	○ 配偶関係、結婚時期、子供数等の少子化関連項目に関して、安定的な指標を得るため、厚生労働省の協力を得て、既存の統計調査の再構築あるいは新規の統計調査の創設など、大規模標本調査による把握の可能性について検討する。	総務省	平成23年中に結論を得る。
	○ 就業(就職及び離職の状況、就業抑制要因など)と結婚、出産、子育て、介護等との関係をより詳しく分析する観点から、関係する統計調査において、必要な事項の追加等について検討する。	総務省、厚生労働省	原則として平成21年中に結論を得る。

平成21年度中の検討状況又は進捗状況
<p>○上記の照合状況及び財務データの活用に関する検討結果を踏まえ、必要な取組等について検討予定。併せて、窓口府省についても検討予定。【総務省】</p> <p>○企業グループの知的財産活動の分析を可能とする統計データの構築に向けた取組について、平成22年度以降総務省と協力し、具体的課題について検討を開始する予定。【経済産業省】</p>
<p>サービス分野に係る統計を作成している府省等を構成員とする「サービスの計測に関する検討会」を平成21年10月に設置し、今後のサービスの計測の在り方について検討を行うとともに、サービスの質の実態把握と評価が困難な分野に焦点を合わせた国民的需要に関する調査(需要調査)の立案等に関する調査研究を行った。平成22年度は、引き続きサービスの計測の在り方について検討を行うとともに、需要調査を実施する予定。</p>
<p>企業組織が多様化する中で、企業内部及び企業グループ内でのサービス活動や外部委託の状況などを明らかにすることが企業の実態を把握する上で重要である。このため、純粋持株会社を対象とした新たな統計調査の創設に向けた調査設計を行うための平成22年度予算を確保した。</p>
<p>21年度に把握が必要な調査事項や結果表章が求められる地域区分などの統計ニーズについて、有識者から意見聴取を実施。結婚・出産・就業など「家族」と「労働」の両方の領域をカバーすることが必要等の意見が出たことを踏まえて、引き続き有識者から意見聴取を行うとともに、把握が必要な調査事項や調査方法についての検討を進める予定。</p>
<p>○「雇用失業統計研究会」において、有識者の知見を得ながら、就業と結婚等との関係についてより詳しく分析するために必要な集計事項について検討。この結果を踏まえ、平成19年就業構造基本調査を活用し、関連する項目に関して追加集計等を行う予定。【総務省】</p> <p>○就業と結婚等の事項については、関係する統計調査において、従来より調査の企画の際に検討しているものであり、すでに一部の統計調査では以下の事項を把握しているが、他の統計調査についても必要な事項がないか、今後も引き続き検討するため、21年度に外部有識者の意見を伺う場として「厚生労働統計の整備に関する検討会」を立ち上げ、22年度から引き続き検討を行う予定。</p> <p>(1)雇用動向調査 入職者票の「直前の勤め先を辞めた理由」、離職者票の「離職理由」において「結婚・出産・育児・介護」に関する選択肢を設けている。</p> <p>(2)縦断調査(現在、実施している主な調査項目)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・21世紀出生児縦断調査 就業(母親の就業状況)、出産(母親の出産1年前・出産半年後の就業状況)、子育て(子育て費用、子育ての負担感)等 ・21世紀成年者縦断調査 就業(就業の状況、結婚・出産前後の就業の状況)、結婚(結婚の状況、結婚意欲)、出産(出生の状況、男女の出生意欲)、子育て(仕事と子育ての両立支援制度の利用状況) 等 ・中高年者縦断調査 就業(就業の状況、仕事への満足感)、介護(介護の状況、介護時間) 等 <p>【厚生労働省】</p>

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
3 社会的・政策的なニーズの変化に応じた統計の整備に関する事項 (2) 少子高齢化等の進展やワークライフバランス等に対応した統計の整備	○ 世代による違いの検証等のため、21世紀出生児縦断調査及び21世紀成年者縦断調査について、新たな標本の追加等を検討する。	厚生労働省	平成21年度中に結論を得る。
	○ 住民基本台帳人口移動報告において、住民基本台帳データを活用し、年齢別や都道府県よりも細かな地域別の移動数に関する統計を作成することについて、個人が特定されないよう配慮した上で、早期に結論を得られるよう、地方公共団体と協議を行う。	総務省	平成21年度から検討を開始し、できるだけ早期に結論を得る。
	○ 「住民基本台帳に基づく人口・人口動態及び世帯数」について、地方公共団体の意見も聞きつつ、以下の検討を行う。 ・ 集計の充実(性・年齢各歳別人口、世帯主の性・年齢・世帯人員別世帯数、世帯主との続柄別人口、性・年齢別国籍移動数など) ・ 作成時期(現行は3月末)の見直し	総務省	平成21年度から検討を開始し、できるだけ早期に結論を得る。
	○ 人口動態調査における集計の充実(出生・婚姻・離婚の月別、年齢各歳・生年別の集計等)について検討する。	厚生労働省	平成21年中に結論を得る。
(3) 暮らし方の変化に対応した統計の整備	○ 家計収支を把握する各種統計調査において、個計化の状況のよりの確な把握について検討する。	総務省	平成23年中に結論を得る。
	○ 全国単身世帯収支実態調査におけるモニター方式の調査結果等を分析した上で、家計収支に関する調査におけるモニター方式の採用に関して検討する。	総務省	平成25年中に結論を得る。
	○ 地域コミュニティー活動等に関する統計の整備の観点から社会生活基本調査において、NP O、ボランティア、地域コミュニティー活動等に関する調査項目や集計内容について検討する。	総務省	平成23年調査の企画時期までに結論を得る。

平成21年度中の検討状況又は進捗状況
<p>世代による違いの検証等のため、21世紀出生児縦断調査及び21世紀成年者縦断調査について、新たな標本を追加する方向である。</p> <p>有識者からなる「縦断調査の充実に関する検討会」を平成21年3月に設置、検討し、平成22年3月31日に最終とりまとめを行い、21世紀出生児縦断調査、21世紀成年者縦断調査それぞれ新たな標本の追加が必要であるとの提言があった。</p> <p>今後は、21世紀出生児縦断調査は平成22年度に新たな標本の追加のための予算を確保し、12月実施を予定している。</p> <p>また、21世紀成年者縦断調査では、平成23年度予算要求を行う方向で検討する。</p>
<p>結果表章の詳細化について、地方公共団体に対して説明を行い、住民基本台帳データの提供に関する理解を得たところであり、22年度から整備を図っていく予定。</p>
<p>基本計画に例示された調査項目や調査基準日の見直しについて、現在、都道府県に意見を照会しているところ。その結果を踏まえ、平成22年度はこれらの見直しについて具体的な検討を進め、できるだけ早期に結論を得る予定。</p>
<p>[平成21年度]</p> <p>外部有識者の意見を参考に対応策を検討し、具体的な措置、方策等として示された月別、生年年齢別の統計表を作成することとした。</p> <p>(追加統計表案)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(出生)出生数、出生月・母の生年年齢別 ・(婚姻)婚姻件数、届出月・届出時生年年齢別一夫・妻一 ・(離婚)離婚件数、届出月・届出時生年年齢別一夫・妻一 <p>(追加時期) 平成21年人口動態統計(確定数) (平成22年9月公表予定)</p> <p>[平成22年度]</p> <p>上記統計表案の追加について、基幹統計調査の変更申請を行い、9月の公表予定までに承認を得る。</p>
<p>21年度に、的確に把握すべき「個計化の状況」について、有識者からの意見聴取等を実施。有識者から聴取した「世帯を単位としない個人単位の消費動向を把握するニーズ」を踏まえ、22年度に個計化の状況を把握するための試験調査実施を検討中。</p>
<p>○平成21年10～11月にかけて、全国単身世帯収支実態調査(※)を実施。</p> <p>※全国消費実態調査の結果を補完するため、民間調査機関のモニター世帯を対象に若・中年単身世帯の家計の実態を把握することを目的として実施。</p> <p>○平成22年の結果公表に向けて、集計作業を行っているところ。</p>
<p>「生活時間統計に関する検討会」(平成21年7月～平成22年2月の間に分科会を含め5回開催)において、次回調査の論点整理を実施。その結果、地域コミュニティ活動などに関する項目やワーク・ライフ・バランスの分析に資する項目の拡充を図る方針を確認した。22年度は、これに基づき、次回調査の具体的な企画を進める予定。</p>

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
3 社会的・政策的なニーズの変化に応じた統計の整備に関する事項 (3) 暮らし方の変化に対応した統計の整備	○ 国民生活基礎調査の所得票及び貯蓄票を用いた調査結果の都道府県別表章が可能となるよう、これらの調査票の標本規模を拡大すること等について検討する。	厚生労働省	平成25年調査の企画時期までに結論を得る。
	○ 国民生活基礎調査で使用している世帯票、健康票、介護票、所得票及び貯蓄票について、相互のクロス分析等を充実させることについて検討する。	厚生労働省	平成23年中に結論を得る。
	○ 住宅・土地に関する統計体系について検討する。 なお、この検討に当たっては、①住宅・土地統計調査と国勢調査との関係や在り方の見直し、②住宅・土地統計調査への住生活総合調査の統合の是非、③住宅や土地の外形面だけでなく、価格、購入者、世帯の収入構造等の把握などの観点を踏まえる。	総務省 (関連:国土交通省)	平成25年調査の企画時期までに結論を得る。
(4) 教育をめぐる状況変化等に対応した統計の整備	○ 暴力行為、不登校、いじめ等の児童生徒の問題行動に関する事項を含む統計調査(児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査等)において、より客観的な基準の設定等、統計の比較可能性向上策について検討する。	文部科学省	平成21年中に結論を得る。
	○ 学校保健統計調査において、心の健康、アレルギー疾患、生活習慣病等に関する項目の追加とともに、健康診断票をそのまま統計作成に利用できる方策を講じることを含め、調査方法や調査票の改善について検討する。	文部科学省	平成22年中に結論を得る。

平成21年度中の検討状況又は進捗状況

平成21年度は、外部有識者による「国民生活基礎調査の新体系構築に関する研究」(平成19～21年度)を行った。

[研究の概要]

行政需要に即応し、かつ記入者負担軽減の観点に基づいた各調査票の再設計と調査票種類の再編成についての調査研究、調査規模、調査周期等の課題解決を含んだ国民生活基礎調査の全体系に関する調査研究を行った。また、所得票及び貯蓄票を用いた調査結果の都道府県別表章が可能となるには、現行の抽出方法が適当か、層化二段抽出が適当か等の研究を行った。

今後は、研究結果を踏まえ、対応の可能性を検討し、試験調査の実施を検討する。

[試験調査スケジュール]

平成22年度 まとまった研究結果を踏まえ、調査票の設計等の検討開始

試験調査について、実施案検討、予算要求、総務省の承認申請

平成23年度 試験調査の実施

試験調査の結果を踏まえ、標本規模の拡大等、平成25年調査に向けた見直しについて結論を得る。

国民生活基礎調査で使用している世帯票、健康票、介護票、所得票及び貯蓄票について、相互のクロス分析等を充実させることとし、統計委員会(平成22年1月25日)等による審議を経て、平成22年調査(大規模調査)において、所得票と世帯票・健康票をクロス集計した集計表(6表)を拡充することとした。

(追加統計表)

- ・世帯数, 医療費の家計支出額に占める割合・所得金額階級別
- ・高齢者世帯数, 医療費の家計支出に占める割合・所得金額階級別
- ・世帯人員数(6歳以上), 健康意識・生活意識別
- ・世帯人員数(12歳以上), こころの状態(点数階級)・生活意識別
- ・世帯人員数(15歳以上), 健康意識・性・生活意識別
- ・世帯数, 医療費の家計支出額に占める割合・生活意識別

○平成20年住宅・土地統計調査の集計については、確報集計結果(当初予定していた結果表)を平成22年3月30日までに公表。また、新たな統計ニーズ等へ対応するためにホームページ等において追加で作成する結果表の公募を実施し、現在集計手続を行っているところ。

○また、住生活総合調査の集計に関し、平成20年住宅・土地統計調査の個票データについて、統計法第33条第1項に基づく手続を行っているところ。

○「住生活総合調査との統合の是非」の観点に係る検討状況は、地方自治体の住宅主管部局に対する実務ヒアリングを実施したところ。今後、これらを通じて検討課題等を把握した上で、具体的な検討を進める予定。

平成20年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」実施により明らかとなった課題等への対応策について検討し、平成21年度以降の調査において改善を図った。

[具体的対応状況]

- 1 調査票の様式や注記の改善。
- 2 調査項目の重複が見られるものや、統計上比較可能な顕著な差がみられない項目を整理・統合。
- 3 公表実績がなく、予算、分析に活用している実態も無い項目があったため調査項目を削除。
- 4 平成21年度から新たに制度として設けたもの(高等学校における不登校生徒が学校外の公的機関や民間施設において、相談指導を受けている場合の指導要録上の出席扱いについて)があるため調査項目に追加。
- 5 平成20年度調査結果を受けて、調査項目の基準や例示を徹底するとともに、各学校の調査担当者を集めた説明会を開催するなど、必要な指導・助言に努めるよう通知を発出。

当該基本計画等で指摘されている事項に対応するため、省内に有識者からなる「新しい時代に対応した統計調査の推進に関する検討会」を平成21年2月に設置しており、学校保健統計調査については、心の健康、アレルギー疾患、生活習慣病等に関する項目の追加、健康診断票をそのまま統計作成に利用できる方策等について検討を行った。平成22年中に結論を得る予定。

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
3 社会的・政策的なニーズの変化に応じた統計の整備に関する事項 (4) 教育をめぐる状況変化等に対応した統計の整備	○ 社会生活や雇用・労働等と教育との関係を分析できるようにする観点から、関連統計調査において、学歴等の教育関連項目を追加することについて検討する。	各調査の実施府省	原則として平成21年中に結論を得る。
	○ 学校教育の段階から就職活動に至るまでのライフコース全般を的確にとらえる統計について検討する。	文部科学省	平成25年中に結論を得る。
	○ 学校外学習の実態把握の観点から、子どもの学習費調査において、塾への通学頻度や進路希望などの項目を追加することについて検討する。	文部科学省	平成22年中に結論を得る。
(5) 環境に関する統計の段階的な整備	○ 気象庁と協力して、同庁が作成する気候統計を活用して気候変動に関する科学的分析や国民への普及啓発を行う。	環境省	平成21年度から実施する。
	○ 関係府省と協力して、この数年以内に、温室効果ガスの排出及び吸収に関する統計データの充実や気候変動による影響(人間、農作物、建築物等)に関する統計を整備する。	環境省	平成22年度から実施する。
	○ 総務省は、環境省及び資源エネルギー庁と共同して、各世帯のエネルギー消費の実態(電力、都市ガス、プロパンガス、灯油、ガソリン等)と耐久財の保有状況の関係を世帯属性ごとに把握できるような統計を作成する。	総務省、環境省、資源エネルギー庁	平成21年度から実施する。
	○ 新エネルギー関連の一次統計については、既存の公表データを精査し、必要性を確認の上、新エネルギーなど再生可能エネルギーについての公的な一次統計の作成について検討を開始する。	関係府省(農林水産省、資源エネルギー庁)	平成21年度から検討する。
	○ 総合エネルギー統計については、政策立案や地球温暖化対策を実施しうよう、速報値の公表について、正確性を確保しつつ、早期化に努める。そのため、関係府省は、総合エネルギー統計の作成に利用する基礎統計について前年度データの速報値をできるだけ早期に利用できるよう努める。	資源エネルギー庁、関係府省(林野庁、経済産業省、国土交通省等)	平成21年度から実施する。

平成21年度中の検討状況又は進捗状況
<p>○労働力調査、就業構造基本調査、社会生活基本調査においては、従前から学歴等の教育関連項目として、「在学、卒業等教育の状況」を設置しており、社会生活や雇用・労働等と教育との関係に関するデータを公表済。【総務省】</p> <p>○〔関係する統計調査における対応の方向〕</p> <p>国民生活基礎調査 統計委員会(平成22年1月25日)等による審議を経て、平成22年調査(大規模調査)において、「教育」の項目を追加し、学歴を6区分(小学・中学、高・旧制中、専門学校、短大・高専、大学、大学院)を把握することとした。【厚生労働省】</p>
<p>「新しい時代に対応した統計調査の推進に関する検討会」を設置しており、今後、同検討会において検討を進める予定。</p>
<p>「新しい時代に対応した統計調査の推進に関する検討会」を設置しており、平成21年度は同検討会において検討に着手したところ。平成22年度は、引き続き同検討会において検討を進める予定。</p>
<p>気象庁が作成する気候統計を活用し、文科省、気象庁と共同で2009年10月に「温暖化の観測・予測及び影響評価統合レポート」の作成、公表をするなど気候変動に関する科学的分析・普及啓発を行った。</p>
<p>○環境省において設置している温室効果ガス排出量算定方法検討会等において関係府省と協力して温室効果ガス排出量・吸収量の算定に用いる統計データの充実や統計データのとりまとめの早期化について検討を行った。今後も、同検討会等において引き続き検討を進めていく予定。</p> <p>○温室効果ガスインベントリ及び議定書補足情報の作成に当たって、算定方法及び使用データの確認・検討、統計・文献調査等の情報収集・検討を行った。今後は吸収・排出量の算定及び品質管理を進めていく予定。</p>
<p>平成21年全国消費実態調査の耐久財等調査票において、関連する調査項目の一部(ハイブリット車・電気自動車等)を導入し、調査を実施。</p> <p>環境省と調整を行った上で、エネルギー消費に関する特別集計を行い、23年度に公表予定。</p>
<p>既存の公表データを精査し、公的な一次統計の整備について検討しているところ。具体的には「平成21年度新エネルギー等導入促進基礎調査(新エネルギーの統計整備に関する基礎調査)」を行い、既存のエネルギーに関する統計データ等から、新エネルギー等の普及実績に係る現行の集計方法を分析・評価した。</p>
<p>総合エネルギー統計については、1次統計の作成・提供を受ける各府省との連携の下、統計の正確性に配慮しつつ速報値公表の早期化に対応。</p>

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
3 社会的・政策的なニーズの変化に応じた統計の整備に関する事項 (5) 環境に関する統計の段階的な整備	○ 廃棄物及び副産物を把握する統計の整備について、検討する場を設ける。	関係府省(農林水産省、経済産業省、環境省)	平成21年度に設置する。
	○ 総務省及び経済産業省と協力して、環境分野分析用の産業連関表の充実についての検討を開始する。	環境省	平成21年度から検討する。
	○ 総務省始め関係府省と協力して、この数年内に環境に関する統計と経済社会領域の統計(人口、経済活動、建築、建設物、社会施設等)を地理情報上に結び付けて、領域環境統計を構築することの検討を開始する。	環境省	平成21年度から検討する。
(6) 観光に関する統計の整備	○ 旅行・観光消費動向調査及び宿泊旅行統計調査について充実を図る。	観光庁	平成22年度までに実施する。
	○ 地方公共団体が採用可能な共通基準を策定するとともに、各都道府県が、共通基準に則って、都道府県間の比較が可能な観光統計を整備することができるよう、必要な調整を行う。	観光庁	平成22年度までに実施する。
	○ 内閣府の協力を得て、観光がもたらす経済効果の国際間比較をより正確に行うことが可能となるように、観光サテライト勘定の整備について検討を進めるとともに、観光サテライト勘定の本格的な作成及び公表を行う。	観光庁	平成22年度までに実施する。
(7) グローバル化の進展に対応した統計の整備	○ 平成21年経済センサス-基礎調査に基づく企業の母集団情報の提供を受けて、輸出入行動を当該企業の企業特性(外資比率等)と関連付けて、新たな統計を作成することについては、その具体的ニーズについて提示を受けた上で、本来の行政手続の円滑な実施が阻害されたり、個別企業の情報が識別されることのない形で作成が可能か否かを検討する。	財務省	平成21年度から検討する。
	○ 所管の行政記録情報である輸出・輸入申告書の貿易形態別の一部の情報(委託加工など)を貿易統計に反映させることを検討する。	財務省	平成21年度から検討する。
	○ 適法な在留外国人の台帳制度等についての検討状況を踏まえ、登録外国人統計(在留外国人統計)及び出入国管理統計における国籍別、在留期間別の集計の充実について検討する。	法務省	平成25年までのできるだけ早い時期を目途に結論を得る。

平成21年度中の検討状況又は進捗状況
<p>関係府省、学識経験者、産業界関係者からなる「廃棄物統計の精度向上及び迅速化のための検討会」を設置し、平成21年12月より計4回実施した。その結果、確定値がまとまるまでの間、速報値を算出すること、統計のさらなる精緻化の検討を行うこととされた。</p>
<p>産業連関表の充実について検討を行い、専門的な知見を踏まえた検討及びそのための予算要求が必要であるとの結論を得た。同結論を踏まえ、平成21年度に産業連関表関連予算の要求を行い、平成22年度予算を確保した。</p>
<p>21年度は、検討のため、先行事例等の技術的な要素の情報収集を行い、実施策として適用可能性の評価を行った。</p>
<p>旅行・観光消費動向調査については、年間の旅行実施率及び旅行平均回数を把握できるよう調査票を改定し、調査票配布方法の工夫によって回収率を上昇させるなど充実を図った。 宿泊旅行統計調査については、客室稼働率を把握できるよう調査項目を追加し、充実を図った。</p>
<p>各都道府県との調整を経て、平成21年12月に「観光入込客統計に関する共通基準」を策定した。</p>
<p>内閣府の協力を得ながら、観光サテライト勘定(TSA: Tourism Satellite Account)の作成手法の検討を進めており、21年度中に最終報告書をまとめた。今後本格的な作成及び公表に向けて引き続き検討を進めていく予定。</p>
<p>業務統計としての貿易統計に求められる行政の効率化や貿易手続の円滑化という観点、国際貿易・物流関係者からの要請及び貿易統計の利用者ニーズ等を踏まえ、今後の貿易統計のあり方についての検討を開始している。 平成21年度後半に政府統計の総合窓口(e-Stat)を用いて「貿易統計の改善に向けたアンケート」を実施しており、その結果を踏まえつつ、今後検討すべき論点の整理や、外部有識者(統計利用者及び行政記録情報の提供者等)からの意見聴取を含む検討を進展させていく予定。</p>
<p>業務統計としての貿易統計に求められる行政の効率化や貿易手続の円滑化という観点、国際貿易・物流関係者からの要請及び貿易統計の利用者ニーズ等を踏まえ、今後の貿易統計のあり方についての検討を開始している。 平成21年度後半に政府統計の総合窓口(e-Stat)を用いて「貿易統計の改善に向けたアンケート」を実施しており、その結果を踏まえつつ、今後検討すべき論点の整理や、外部有識者(統計利用者及び行政記録情報の提供者等)からの意見聴取を含む検討を進展させていく予定。</p>
<p>21年度は特段の取組実績はなし。なお、今後平成25年までのできるだけ早い時期を目途に結論を得るよう予定。</p>

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
<p>3 社会的・政策的なニーズの変化に応じた統計の整備に関する事項 (7) グローバル化の進展に対応した統計の整備</p>	<p>○ 人口動態調査における外国人についての集計の充実(特に年齢別)について検討する。</p>	<p>厚生労働省</p>	<p>平成21年中に結論を得る。</p>
<p>(8) 企業活動の変化や働き方の多様化等に対応した労働統計の整備</p>	<p>○ 労働力調査等の雇用・労働関係の調査において、有期雇用契約期間の実態把握のため、調査事項の改善について検討する。なお、検討に際しては、雇用者に関する用語や概念に関し、利用者が混乱しないような措置についても併せて検討する。</p>	<p>各調査の実施府省</p>	<p>原則として平成21年中に結論を得る。</p>
	<p>○ 実労働時間のより適切な把握の観点から、世帯に対する雇用・労働関係の統計調査において、ILOの国際基準も踏まえた上で調査事項の見直しについて検討する。</p>	<p>総務省、厚生労働省</p>	<p>原則として平成21年中に結論を得る。</p>
	<p>○ 労働時間をとらえた統計をより有効に活用できる環境を整備する観点から、社会生活基本調査において、個人の年間収入、健康状態など、労働時間その他の生活時間の分析に資する事項の追加について検討する。</p>	<p>総務省</p>	<p>平成23年調査の企画時期までに結論を得る。</p>
	<p>○ 雇用動向調査等を基にして雇用創出・消失指標を推計し、公表する。</p>	<p>厚生労働省</p>	<p>平成24年末までに実施する。</p>

平成21年度中の検討状況又は進捗状況

[平成21年度]

外部有識者の意見を参考に対応策を検討し、具体的な措置、方策等として示された年齢別の統計表を作成することとした。

(追加統計表案)

・(出生)

【日本における日本人】

①父日本・母外国の出生数、父の年齢(各歳)・母の年齢(各歳)別

②母日本・父外国の出生数、父の年齢(各歳)・母の年齢(各歳)別

【日本における外国人】

③出生数、父の年齢(各歳)・母の年齢(各歳)・嫡出子－嫡出でない子別

・(婚姻)

【日本における日本人】

①夫日本・妻外国の婚姻件数、夫の届出時年齢(各歳)・妻の届出時年齢(各歳)

②夫外国・妻日本の婚姻件数、夫の届出時年齢(各歳)・妻の届出時年齢(各歳)

【日本における外国人】

③婚姻件数、夫の届出時年齢(各歳)・妻の届出時年齢(各歳)

・(離婚)

【日本における日本人】

①夫日本・妻外国の離婚件数、夫の届出時年齢(各歳)・妻の届出時年齢(各歳)

②夫外国・妻日本の離婚件数、夫の届出時年齢(各歳)・妻の届出時年齢(各歳)

【日本における外国人】

③離婚件数、夫の届出時年齢(各歳)・妻の届出時年齢(各歳)

(追加時期) 平成21年人口動態統計(確定数) (平成22年9月公表予定)

[平成22年度]は、上記統計表案の追加について、基幹統計調査の変更申請を行い、9月の公表予定までに承認を得る。

○「雇用契約期間の把握に関するアンケート」結果を踏まえ、「雇用失業統計研究会」において対応を検討。

○対応の方向性として、調査への導入は、回答内容の信頼性の問題及び毎月把握の必要性が低いことから、就業構造基本調査を活用することも見据えて引き続き検討。【以上総務省】

○雇用者に関する用語や概念については、総務省への統計調査の承認・申請等の際、必要な調整を実施して整合性を図るように努めていく。【厚生労働省】

○実労働時間のより適切な把握について、「雇用失業統計研究会」において対応を検討。その結果、労働力調査の労働時間関連の項目の充実を視野に入れ、「実労働時間に関するアンケート」を実施すると結論が得られた。今後、アンケート結果を踏まえつつ、引き続き実労働時間の把握方法、推計方法について検討する予定。【総務省】

○統計委員会(平成22年1月25日)等における審議を経て、平成22年国民生活基礎調査(大規模調査)において、引き続き1週間の実労働時間を把握することが了承された。なお、1週間の実労働時間は平成16年調査(大規模調査のみ)から把握している。【厚生労働省】

「生活時間統計等に関する検討会」(平成21年7月～平成22年2月の間に分科会を含め5回開催)において、次回調査の論点整理を実施。その結果、地域コミュニティ活動などに関する項目やワーク・ライフ・バランスの分析に資する項目の拡充を図る方針を確認した。22年度は、これに基づき、次回調査の具体的な企画を進める予定。

労働政策研究・研修機構(JILPT)において当該指標の推計方法を研究中である。

具体的には、

① 雇用動向調査の個票データを用いて、雇用を増やした(減らした)事業所の増加(減少)量を推計

② 雇用保険データ(被保険者数が記録された事業所データ)を用いて、新設(廃止)事業所の労働者比率を推計

③ ①と②を組み合わせることで、雇用増加(減少)事業所における増加(減少)量を新設(廃止)による増加《雇用創出》(減少《雇用消失》)と事業の拡大(縮小)による増加(減少)に分離する。

方法について、データ処理を精緻化する方法とともに、研究を進めているところである。

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
3 社会的・政策的なニーズの変化に応じた統計の整備に関する事項 (8) 企業活動の変化や働き方の多様化等に対応した労働統計の整備	○ 経済産業省と協力して、ビジネスレジスターの整備を待って、毎月勤労統計調査や賃金構造基本統計調査と、工業統計表等との結合を図るため、共通符号を持たせること等の措置を講じる。	厚生労働省	ビジネスレジスターの整備状況を踏まえ、速やかに実施する。
	○ 非正規雇用の実情を継続的に毎年把握する統計調査について、遅くとも平成24年度までの調査開始に向けて、調査の内容や実施時期等について検討する。	厚生労働省	平成21年度から検討を開始し、平成22年度までに結論を得る。
	○ 労働力調査において既に公表している前月比較による労働力フローのデータに加えて、労働力調査を利用して、性別、年齢別、産業別、職種別に、前年同月時点での就業者又は失業者については現在の就業状態、離職の有無、転職の有無を、前年同月時点で非労働力である者については現在の就業状態を示す分析指標の推計・作成について検討する。	総務省	平成25年度までを目途に結論を得る。
	○ 関係府省等と協力して、ハローワークを通じた求人・求職活動のみではなく、他のルートによる求人・求職活動を含めた総合的な労働の需給動向を示す指標について、ハローワーク以外の求人数の把握方法、世帯調査を通じた求職状況に関する統計の利用可能性や、費用対効果なども含め、その実現可能性について検討する。	厚生労働省、 総務省	平成21年度から検討する。
(9) その他	○ 平成22年国勢調査の実施状況を踏まえ、残された調査実施上の課題について、平成27年以降の国勢調査において、更なる改善を図るとともに、調査の内容面について、広く世の中のニーズを踏まえて検討する。	総務省	平成27年調査の企画時期までに結論を得る。
	○ 医療施設調査及び患者調査について、記入者負担の軽減及び統計調査の効率化の観点から、医療機能情報提供制度やレセプトの電子化等の推進状況を踏まえ、平成23年調査以降への行政記録情報等の活用可能性について検討する。	厚生労働省	平成23年調査の企画時期までに結論を得る。
	○ 犯罪被害実態(暗数)調査における標本数の拡充等による精度向上について検討する。	法務省	平成24年調査の企画時期までに結論を得る。

平成21年度中の検討状況又は進捗状況
<p>ビジネスレジスターの整備については、現在、総務省の「事業所母集団データベースの活用等に関する検討会議」で検討中であるため、それを踏まえ検討する。</p>
<p>平成21年度は、既存調査で把握している事項の整理を行った。また、外部有識者の意見を伺う場として「厚生労働統計の整備に関する検討会」を設置し、平成22年4月27日に1回目の検討会を開催。今後、検討会を通じて対応を検討する。</p>
<p>既存の学術研究などの関連情報の収集中。今後、雇用失業統計研究会なども活用し、検討を進める予定。</p>
<p>○労働政策研究・研修機構(JILPT)において諸外国の状況の調査を行った。【厚生労働省】 ○今後、労働政策研究・研修機構(JILPT)における諸外国の状況把握を踏まえて、日本において総合的な労働力需給の指標を導入する際の諸条件の検討・整理を行う。</p>
<p>平成22年国勢調査実施前のため取組実績なし。</p>
<p>医療施設調査及び患者調査について、記入者負担の軽減及び統計調査の効率化の観点から、医療機能情報提供制度やレセプトの電子化等の推進状況を踏まえ、平成23年調査以降への行政記録情報等の活用可能性について検討する。 〔調査スケジュール〕 平成22年度 4月 調査企画開始 10月 医療施設調査・患者調査 調査票 社会保障審議会統計分科会審議(予定) 12月 統計委員会へ諮問、総務省へ承認申請(予定) 平成23年度 調査の実施</p>
<p>21年度は特段の取組実績はなし。なお、今後平成24年調査の企画時期までに結論を得るよう予定。</p>

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
第3 1 効率的な統計作成 (1) 行政記録情報等の活用 ア 行政記録情報等の活用を検討すべき統計調査	○ 経済センサス-活動調査の母集団情報の整備に当たり、厚生労働省の協力を得て、同省が実施を予定している「労働保険適用徴収業務の業務・システム最適化計画」(平成18年3月29日厚生労働省情報政策会議決定。平成20年3月19日改定)等により提供される予定の労働保険及び雇用保険の適用事業所情報の活用を検討する。	総務省	平成23年度の経済センサス-活動調査における活用を平成21年度から検討する。
	○ 住民基本台帳データを活用して集計している住民基本台帳人口移動報告における表章の詳細化の必要性や個人が特定されないための表章方法等について地方公共団体に説明し、現行よりも詳細なデータの提供についての了解を得た上で、必要なデータの活用について早期の実現を図る。	総務省	平成21年度から具体的検討を開始する。
	○ 法人企業統計調査への有価証券報告書データの活用の早期実現に向けて、集計システムの改修等技術的課題等を検討する。	財務省	平成21年度から具体的検討を行う。
	○ オーダーメイド集計の形態によって作成された税務データの集計表について、各種経済統計における収集データの欠測値等の推計や補完などへの活用のための技術的課題、費用の負担方法等について検討を行い、早期の実現を図る。	財務省、経済産業省等	平成21年度から具体的検討を行う。
	○ 漁業センサスへの漁船登録データの活用、法人土地基本調査への固定資産課税台帳データの活用、医療施設調査への医療機能情報提供制度の活用など、統計委員会の答申において検討することとされた統計調査については、答申に基づき行政記録情報等の積極的な活用を検討する。	関係府省(農林水産省、国土交通省、厚生労働省等)	統計調査ごとに次回調査の企画時期までに検討し、結論を得る。

平成21年度中の検討状況又は進捗状況
<p>労働保険情報のサンプルデータを入手し、データ分析を実施。今後、事業所母集団DBとの効率的な照合方法など、データの精査方法等について検討を行う予定。</p>
<p>結果表章の詳細化について、地方公共団体に対して説明を行い、住民基本台帳データの提供に関する理解を得たところであり、22年度から整備を図っていく予定。</p>
<p>財務省、金融庁、総務省の3者において、法人企業統計調査及びEDINET情報の事業所母集団データベースへの活用について、検討を開始。引き続き、3者による検討を実施。</p>
<p>財務省、国税庁及び経済産業省間において、経済センサス活動調査における個票審査の基準値としての、税務データのオーダーメード集計による集計表の利用可能性を検証するため、平成21年度から税務データのオーダーメード集計による集計表と既存統計データの比較可能性について検討することとし、平成21年度から具体的なオーダーメード集計の手法について検討を進めているところ。</p>
<p>○次回(平成23年実施予定)調査の企画に際して行政記録の活用も検討することとしている。(企画案については平成22年4月以降検討する予定。)【厚生労働省】 ○2008年漁業センサス(平成20年11月実施)において一部地域で試行を行った結果を踏まえ、2013年漁業センサスの実施に係る統計委員会(平成24年度予定)で、2008年調査の課題等を整理・検討し、2013年調査の対応方向を報告予定。【農林水産省】 ○土地基本調査については、平成22年度より検討会を設置して次回調査に向けた調査設計を行う予定であり、昨年度の予算要求において、必要経費を要求したところである。固定資産課税台帳データの活用方法については、当該検討会に総務省等の関係者の参画を得て、活用面の課題解決に向けた検討を行うこととしている。【国土交通省】</p>

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
1 効率的な統計作成 (1) 行政記録情報等の活用 イ 行政記録情報等の調査の原則化	○ 調査計画の策定の際、行政記録情報等の有無及び活用の効果等について事前に調査・検討する。	各府省	平成21年度から実施する。
	○ 総務大臣による統計調査の承認の審査や統計委員会における基幹統計調査の審議に当たっては、行政記録情報等に係る事前調査状況を確認し、必要に応じ、保有機関に対する協力要請を行う。	各府省	平成21年度から実施する。
ウ 保有機関における集計の活用	○ 統計作成機関が提供要請を行った行政記録情報について、合理的な理由に基づいて提供することが困難な場合、その代替措置として、当該作成機関からの要望に対応したオーダーメイド集計の形態による集計表の作成等を行うことを原則とする。 なお、この場合の費用等は、基本的には統計作成機関が負担する。	各府省	平成21年度から実施する。

平成21年度中の検討状況又は進捗状況

○職種別民間給与実態調査等の母集団事業所名簿の作成に当たって、事業所・企業統計調査(総務省)を活用している。【人事院】

○国勢調査の調査票の記入内容の補完方法として、住民基本台帳等の行政記録の活用を検討し、市町村の審査段階における有効な精度確保方策として、これを活用することとしたところ。【総務省】

○平成21年度に調査計画を策定する統計調査について、活用できる行政記録情報の有無の確認を行ったが、新たに活用した実績なし。【文部科学省】

○統計調査の予算概算要求、また、総務省への統計調査の承認申請の際に、事前に省内において、行政記録情報等の有無及び活用の効果等について確認・検討を行っている。【厚生労働省】

○新統計法に基づき、総務省申請を実施する際、行政記録の利活用が可能かどうかの検討を促しているが、行政記録を活用できる調査がほとんどない。なお、平成21年度総務省申請を行った調査における行政記録情報等の活用実績としては、「畜産統計調査、農業経営調査：牛個体識別全国データベース」の利用があったところ。【農林水産省】

○財務省、国税庁及び経済産業省間において、経済センサス活動調査における個票審査の基準値としての、税務データのオーダーメイド集計による集計表の利用可能性を検証するため、平成21年度から税務データのオーダーメイド集計による集計表と既存統計データの比較可能性について検討することとし、具体的なオーダーメイド集計の手法について検討を進めているところ。【経済産業省】

○港湾統計調査について見直しを行い、平成22年1月から行政記録情報を活用している。また、自動車輸送統計調査についても見直しを行い、平成22年10月から行政記録情報を活用し、統計作成を行っていくこととしている。その他の統計調査についても、行政記録情報等の利用範囲の拡大等について検討を実施している。【国土交通省】

○駐留軍関係離職者に対し、防衛大臣が講ずる特別の措置(離職前職業訓練)に係る統計調査であり、極めて特殊で限定的でもあり、計画時において検討を行ったが、活用できる行政記録情報等は存在しなかった。【防衛省】

〔他府省では特段の取組実績はない(調査計画の策定予定がないため等)〕

○総務大臣による統計調査の承認の審査に当たって、行政記録情報等に係る事前調査内容を確認した結果、行政記録情報により作成可能であるとして、1調査票が廃止された。(水害統計調査の公共土木施設(補助事業)調査票))

また、統計調査の承認時に、今後の課題として指摘をした事例は以下のとおりである。

- ①港湾調査(輸出入申告情報等)
- ②国際航空貨物動態調査(輸出入申告情報)
- ③バルク貨物流動調査(輸出入申告情報)
- ④消費生活協同組合(連合会)実態調査(消費生活協同組合(連合会)の決算書類)
- ⑤地域児童福祉事業等調査(認可外保育施設の運営状況報告(年次報告))
- ⑥農業協同組合及び同連合会一斉調査(農協等の業務報告書)【総務省】

○基幹統計調査の審議ごとに、統計作成に利用可能な行政記録情報等の有無などについての調査状況を確認し、必要に応じ、行政記録情報等の更なる活用等に向けての検討も行い、最終的な答申でも指摘した。【内閣府(統計委員会)】

○財務省、国税庁及び経済産業省間において、経済センサス活動調査における個票審査の基準値としての、税務データのオーダーメイド集計による集計表の利用可能性を検証するため、平成21年度から税務データのオーダーメイド集計による集計表と既存統計データの比較可能性について検討することとし、具体的なオーダーメイド集計の手法について検討を進めているところ。【経済産業省】

○オーダーメイド集計については、平成22年度に3本のアーカンプ要望を申請しているところである。【国土交通省】

〔他府省では特段の取組実績はない(提供要請がなかったため等)〕

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
1 効率的な統計作成 (1) 行政記録情報等の活用 エ 行政記録情報等の活用に関する環境整備	○ 各府省の協力を得て、次の事項を検討する会議を設置する。 ① 行政記録情報等の活用について、保有機関のみならず、国民や企業の理解と協力の下に個別行政の適切な遂行が確保されるための具体的方策 ② 行政記録情報等について、直接統計作成に利用すること、補助情報として活用すること、保有機関への影響等について実証的に検証する枠組み	総務省	平成23年度を目途に結論を得る。
(2) 民間事業者の活用 ア 民間事業者の積極的な活用等	○ 総務大臣による統計調査の承認の審査や統計委員会における基幹統計調査の審議に当たっては、所管府省における民間事業者の活用に関する検討状況を確認する。	内閣府(統計委員会)、総務省	平成21年度から実施する。
イ 適正活用のための環境整備	○ 「統計調査の民間委託に係るガイドライン」を改定し、統計調査の実施過程の管理、受託事業者への事業完了報告書の作成の明示等の措置を反映する。	総務省	平成21年度に実施する。
ウ 民間事業者の活用に関する不断の見直し・改善	○ 統計の品質に係る指標及び統計調査の実施過程の管理方法についての検討の場を設置し、検討する。	各府省	平成22年度から検討する。
	○ 統計調査業務に係る民間事業者の団体との意見交換等を通じた民間事業者の履行能力の実態把握及び民間事業者の活用効果の検証等を行うとともに、これらの情報の共有化を図るための場を設置し、毎年開催する。	各府省	平成22年度から実施する。
2 統計リソースの確保及び有効活用 (1) 統計リソースの確保及び配分の在り方並びに有効活用 ア 政府全体の調整機能の発揮	○ 各府省と協力し、新たな統計の作成、統計調査の実施等に際し、その計画策定等を支援する専門家集団を編成することについて、その可否を含めて検討する。	総務省	平成22年度から検討する。

平成21年度中の検討状況又は進捗状況
<p>本項目の検討については、事業所母集団データベースの活用等に関する検討会議で取り扱うこととし、平成22年度は、①事業所母集団データベースを整備する過程で課題となった事項、②①以外で基本計画に掲げられた行政記録情報等の利用に当たって課題となっている事項、③個別の統計調査に係る審査を通じて課題となった事項について、整理・検討を行う。</p>
<p>○承認審査の際に確認は行ったが、改善すべき事例は見られなかった。【総務省】 ○基幹統計調査の審議ごとに、必要に応じ、民間事業者の活用に関する審議を行った。 その結果、審議した4件(特定サービス産業実態調査の改正について、国勢調査の変更について、経済産業省企業活動基本調査の変更について、自動車輸送統計調査の変更について)について、妥当であるとの結論を得た。但し、この内、諮問「自動車輸送統計調査の変更について」に関し、サービス統計・企業統計部会の審議の中で、調査実施者と民間事業者との役割分担を明確化した上で公表等の業務に支障が生じることがないように、委託内容のモニタリングについても要請。 【内閣府】</p>
<p>基本計画における民間事業者の活用の取組の方向性を踏まえてガイドラインを改定し(平成22年3月25日付け各府省統計主管課長等会議申合せ)、統計調査の実施過程の管理、受託事業者への事業完了報告書の作成を明示。なお、併せて、ガイドラインの名称を「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン」に変更。</p>
<p>21年度に「民間事業者の活用の見直し・改善に関するワーキンググループ(WG)」を設置し、22年度から検討を行っていく予定。</p>
<p>21年度に「民間事業者の活用の見直し・改善に関するWG」を設置し、22年度から民間事業者の活用効果の検証等を行っていくほか、民間事業者との意見交換を通じて履行能力の把握にも努める予定。</p>
<p>21年度は取組実績なし。</p>

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
<p>2 統計リソースの確保及び有効活用 (1) 統計リソースの確保及び配分の在り方並びに有効活用 イ 各府省の取組</p>	<p>○ 新たな統計の整備及び提供のニーズに的確に対応しつつ、質の高い統計を提供するため、統計の体系的整備の推進及び報告者の負担軽減に加え、統計リソースの確保及び有効活用の観点から、既存統計の見直し・効率化を行う。</p>	各府省	平成21年度から実施する。
	<p>○ 社会の情報基盤としてふさわしい統計を適時・適切に提供する観点から、基本計画の実施に必要な統計リソースを確保するよう措置する。</p>	各府省	平成21年度から実施する。

平成21年度中の検討状況又は進捗状況

〔統計の体系的整備の推進関係〕

○近年、インターネットの普及に伴い、広範囲な産業分野において、電子商取引の活用が進んでいるが、その実態把握は一部に止まっていることを踏まえ、モノ・サービスの販売に関する消費者向け電子商取引の実態を網羅的に把握するため、「消費者向け電子商取引(BtoC)実態調査」を平成21年10月に実施した。【経済産業省】

〔既存統計の見直し・効率化関係〕

○国家公務員の勤務条件の維持に資する適正な調査となるよう、報告者の負担軽減の観点を踏まえつつ、必要最小限の調査項目を毎年決定している。【人事院】

○既存統計の作成・報告方法の見直し等を適宜行い、負担軽減や効率化を図っている。【警察庁】

○平成21年全国消費実態調査の実施に際し、調査世帯を約2000世帯(二人以上の世帯)削減、また、経済センサスの実施に伴い、事業所・企業統計調査、サービス業基本調査の廃止を実施。【総務省】

○平成22年度学校教員統計調査において、オンライン調査を導入し効率化を図るため、平成22年度予算に所要経費を計上。【文部科学省】

○総人件費改革による大幅な人員削減に対応するため、行政ニーズ等を踏まえつつ、既存統計調査の見直し・効率化を推進中。【農林水産省】

○地方公共団体や報告者の負担軽減の観点から、「特定サービス産業実態調査」において、平成21年調査から標本調査方式を導入。また、対象28業種のうち、企業を対象とする6業種については国直轄の郵送調査の実施など、既存統計の見直しや効率化に努めているところ。【経済産業省】

○内航船舶輸送統計調査について、民間委託を実施した。また、自動車輸送統計調査について見直し、平成22年10月実施の調査内容の整理合理化により、報告者負担の軽減を図るとともに、民間委託を実施していくこととしている。港湾統計調査についても、統計の体系的整備の推進及び報告者の負担軽減の観点から、見直しを実施した。【国土交通省】

○報告者(調査対象者)の負担軽減等を目的として、既存統計の見直し・効率化を行い、平成22年度以降、調査項目の軽量化を図り、簡易な意識調査により実施する予定である。【防衛省】

〔他府省では特段の取組実績はない(今後調査実施の際に検討予定等)〕

○必要な統計リソースの確保のため、所要の増員等の要求を行った。【人事院】

○内閣府経済社会総合研究所において、22年度の定員に関しては、3名の増員を行った。【内閣府】

○必要な統計リソースを確保している。【警察庁】

○基本計画に必要な予算として、公的統計の整備に関する検討費を新規に要求、また、基本計画に基づく能動的な調整、基本計画推進機能の発揮を図るための予算を増額要求し、平成22年度予算として措置されたところ。【総務省】

○「統計データの有効活用の推進」に必要な経費を平成22年度予算に計上。【文部科学省】

○戸別所得補償制度の着実な実施のために必要な統計の整備に向け、平成22年度の所用の予算・人員を確保。【農林水産省】

○平成24年2月の「経済センサス-活動調査」の実施に向け、調査実施計画の策定等に係る業務を総務省と連携を図りつつ、関係省庁の協力を得て着実に遂行していくため、新たに「経済センサス企画室」を11月に設置した。

○公的統計の作成に携わる職員の統計に関する専門能力を十分に高め、高まる統計ニーズに対応していくため、公的統計の作成やその分析等を行う中核的な役割を担う専門行政官として、新たに産業連関分析研究官を7月に設置・任命した。

○基本計画に定められた具体的取組や政府検討会議の検討内容に対応した、経済産業省所管の統計基盤の整備に関する調査・検討のため、平成22年度予算を確保した。【以上経済産業省】

〔他府省では特段の取組実績はない(統計調査の実施予定がないため等)〕

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
<p>2 統計リソースの確保及び有効活用</p> <p>(1) 統計リソースの確保及び配分の在り方並びに有効活用</p> <p>イ 各府省の取組</p>	<p>○ 業務の内容に応じて必要な人材の量(特に、実査、審査、集計部門において重要な要素)と質(特に、企画、分析・公表部門において重要な要素)のバランスにも配慮しつつ、研修や人事交流の充実等により、中核的職員の確保に努力する。</p>	各府省	平成21年度から実施する。
	<p>○ 国民経済計算について、3年間、研究者や中核的職員を集中的に投入し、情報源や指標の利用可能性の検討、推計方法の抜本的見直し、システム開発を行う。</p>	内閣府	平成21年度から検討する。
<p>ウ 各府省の取組への支援</p>	<p>○ 各府省における予算及び定員面を中心とした取組状況に関する情報の共有・調整等を行うための場を設置する。</p> <p>○ 上記の情報の共有・調整等を踏まえ、毎年度の概算要求時に「各府省統計調査計画等審査意見」を提出する仕組みを活用するなどして、各府省が行う統計リソースの確保及び有効活用の実現が図られるよう財政当局に働きかける。</p> <p>○ 定員管理当局に対し、各府省が整備する統計の必要性等について情報提供を行う。</p>	総務省	平成22年度から実施する。

平成21年度中の検討状況又は進捗状況

○総務省や内閣府経済社会総合研究所で行われている研修の受講を通じて、統計関連業務に必要な知識・技術を職員に習得させるなど、必要な統計リソースの確保を行っている。【人事院】

○内閣府経済社会総合研究所において、職員の統計関連業務に関する能力向上を目的とした研修を実施した。【内閣府】

○職員を集め研修を行うなど、各統計業務を担当する職員の育成に努めている。【警察庁】

○統計研修所の取組は、平成21年7月～8月に、国・地方公共団体等へ、意見・要望調査及びヒアリングを実施し、その結果を平成22年度研修計画に反映させたもの。具体的には、以下のとおり。

- ・地方公共団体からの「地域別統計セミナー」の増設の要望に対応して、年1回から年2回開催へ
- ・地方公共団体からの地域分析に重点を置いた研修の要望に対応して、「GIS(地理情報システム)と地域分析入門」の内容を改編し、「地域分析とGIS(地理情報システム)」に改称

○総務省内の職員に対する取組は、以下のとおり。

- ・新たに研修実施方針を策定。また、本方針に基づき、平成22年3月までの研修計画を策定。
- ・統計研修所等が行う各種統計研修を積極的に受講するよう職員に働きかけており、平成21年度は前年度より多くの職員が受講。
- ・各省統計主管部局と、幅広く人事交流を行っており、今後も継続できるよう努める所存。【以上総務省】

○省内において統計調査手法研修を実施した。【文部科学省】

○人員数については業務毎に適正なマンパワーの確保、人材についてはスキルアップを前提に考え、1年から3年周期等の各調査周期に合わせた在任年数、また研修により、専門家育成を図っている。なお、今後も研修については引き続き充実を図る。【厚生労働省】

○計画的に研修を実施しており、平成21年度の受講者数は 172人。また、統計組織における人事交流に向けた行動計画(統計部における人事異動に向けた方針)を策定し、人事交流の拡大を推進。【農林水産省】

○統計調査実務及び統計分析業務を内容とする職員向け研修を平成21年度は計14講座実施。

○省内において可能な限り統計の利用部局と作成部局間の異動を行う等して、人材の計画的育成に努めている。また、省外においても経済センサスや統計審査等の業務のために総務省に職員を派遣しているほか、職員の大学への講師派遣や、大学職員を非常勤職員として迎える等を通じ、人事交流の充実を図っている。【以上経済産業省】

○職場での実務を通じて教育訓練を行い専門的知識付与の向上を図るとともに、研修等へ参加させることにより、中核的職員の確保に努めている。【国土交通省】

[他府省では特段の取組実績はない(所管の統計調査が小規模であり、中核的職員を確保するニーズがないため等)]

国民経済計算関連について、基本計画の諸課題に対応するため、外部の研究者の協力を得るとともに、22年度の定員に関しては2名の増員を行ったところである。引き続き、研究者や中核的職員を集中的に投入し、推計方法の抜本見直し、システム開発を行う予定である。

21年度は取組実績なし。

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
2 統計リソースの確保及び有効活用 (1) 統計リソースの確保及び配分の在り方並びに有効活用 エ 府省横断的な統計ニーズへの対応	○ 効率的な統計整備を図る観点から、府省横断的な基幹統計調査の実施等に総務省の機能及び統計リソースを最大限に活用する。また、関係府省の協力により、必要に応じて共管・共同調査として実施することも検討する。	各府省	平成21年度から実施する。
オ 緊急ニーズへの対応	○ 緊急ニーズが生じたときは、原則として、行政記録情報等及び既存統計調査結果を活用する。その際、既存統計の特別集計に加え、継続的に実施されている統計調査に対する調査事項の付加や、附帯調査として実施することについても検討する。調査が複数府省の所管になる場合には、必要に応じ総務省が調整を図る。	関係府省	平成21年度から実施する。
	○ 上記により難く、新たな統計調査の承認が申請された場合には、承認審査事務を簡素化・迅速化することにより対応する。	総務省	平成21年度から実施する。
2 統計リソースの確保及び有効活用 (2) 実査体制(都道府県の統計専任職員等)の機能維持、国と地方公共団体の連携	○ 地方公共団体を經由する必要がある調査(原則として、調査員調査が必要な調査)の範囲を精査し、必要な見直しを実施する。	各府省	平成21年度から実施する。
	○ 新たな統計整備ニーズを含め、基本計画を踏まえ、地方公共団体の統計部局における業務量を極力平準化するよう調整に努める。	総務省	平成21年度から実施する。

平成21年度中の検討状況又は進捗状況
<p>基本計画に基づき、従来、総務省が一般統計調査として実施してきた「通信・放送産業基本調査」及び「放送番組制作業実態調査」について、経済産業省企業活動基本調査との連携を図ることについて両省間で課題を整理、検討し、平成22年度から、情報通信業分野における企業活動を捉える「情報通信業基本調査」(総務省・経産省共管の一般統計調査)として実施することを決定した。</p> <p>これに基づき、両省間で具体的な調査内容、調査方法等について調査計画を策定し、実施に向けた平成22年度予算を確保した。また、調査計画に基づき、3月31日に一般統計調査として承認を受けた。平成22年5月に調査を実施する予定。【総務省、経済産業省】 〔他府省では特段の取組実績はない(該当する統計がないため等)〕</p>
<p>OECD/労働市場における教育成果に関するネットワークが実施する所得データの収集について、既存統計調査結果である総務省の「就業構造基本調査(平成19年)」を使用して、データの提出を行った。【文部科学省】 〔他府省では特段の取組実績はない(緊急ニーズを生じる事案がなかったため等)〕</p>
<p>直接該当する承認申請事例はなかったが、新型インフルエンザ対策の一環として、承認審査等の弾力的運用を図る措置(21年5月)を講じたのと同様に、承認審査事務の簡素化・迅速化を図る予定。</p>
<p>○調査員調査で行われる全国消費実態調査(単身世帯)の調査世帯数を600世帯削減し、補完として、民間委託によるモニター調査を実施。【総務省】 ○統計調査の予算概算要求、また、総務省への統計調査の承認申請の際に、事前に省内において、地方公共団体を經由する必要がある範囲等について確認・検討を行っている。【厚生労働省】 ○2010年農林業センサス(平成22年2月実施)において調査項目の大幅な削減(農林業経営体調査の削減数約160項目)を行うことにより、地方公共団体の事務負担(実査事務、審査事務)を軽減。【農林水産省】 ○特定サービス産業実態調査について、都道府県の事務負担軽減のため、平成21年調査から標本調査方式を導入。また、調査実施方法を見直し、28業種のうち、企業を対象とする6業種については国直轄の郵送調査を実施した。 ○工業統計調査について、平成19年から本社一括調査を希望する企業について国が郵送調査を行っている。【以上経済産業省】 ○近年の港湾を取り巻く状況変化を踏まえ、調査対象港湾を縮減するとともに、報告を求める事項や調査事項の一部削除、陸上出入貨物調査の廃止を行った(平成21年10月30日国土交通省令第62号)。 さらに、報告義務者の負担軽減等の観点から、行政記録情報等(港湾法に基づく入出港届及び関税法に基づく輸出入申告)の利用範囲の拡大について、引き続き検討を行っている。【国土交通省】 〔他府省では特段の取組実績はない(調査員調査の該当がないため等)〕</p>
<p>○平成21年6月24日付け各府省統計主管部局長等会議申合せにより設置した「統計基盤の整備に関する検討会議」の下に「統計リソースの確保及び有効活用に関するワーキンググループ」(WG)を設け、一部の地方公共団体にもオブザーバーとして参加を求め、同年7月から各府省等による具体的な検討を開始。 同WGにおける検討の中で、地方公共団体における事務負担の軽減及び統計調査業務の効率的・計画的な遂行等に資する観点から、①都道府県統計主管課を対象とする各府省主催の各種会議の合理化・効率化、②地方統計機構経由で実施する各統計調査に係る年間業務スケジュールの事前提供、③統計調査員に係る栄典事務の合理化・効率化に係る具体的方策を取りまとめ、これに基づき、各府省は平成22年度から順次実施することを決定。 ○産業関連統計の体系的整備の軸となる経済センサス-活動調査について、経済センサス-活動調査推進関係府省会議等を2回開催し、地方の調査負担の軽減等の観点から、調査環境の整備、広報方策等に関して、政府部内の検討を進めるとともに、情報の共有化を図った。</p>

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
2 統計リソースの確保及び有効活用 (2) 実査体制(都道府県の統計専任職員等)の機能維持、国と地方公共団体の連携	○ 地方公共団体を経由する調査について、報告者負担にも留意しつつ、地方公共団体のニーズも踏まえ、地方別表章の充実を計画的に推進するとともに、客体数や調査事項を上乗せした調査を地方公共団体が実施できるよう支援する。	各府省	平成21年度から実施する。
	○ 都道府県の統計主管課の機能をより充実させる観点から、都道府県の実情や意見も踏まえつつ、統計調査事務地方公共団体委託費の基準単価、交付対象範囲等の運用の見直しについて検討する。	総務省	平成22年度までに結論を得る
	○ 各府省と協力して、地方公共団体の政策部門や人事・財政部門等に対し、統計調査の具体的な利活用方策、統計の有用性等を周知することにより、地方公共団体の統計部局が必要な人材を確保できるよう支援する。	総務省	平成21年度から実施する。
	○ 各府省及び地方公共団体と協同し、統計調査員(統計指導調査員を含む。)の職務を精査して、現状の統計調査環境に対応した統計調査員の役割を定めるとともに、それに応じた処遇改善等を早急に検討し、実施するよう努める。	総務省	平成21年度から検討する。
	○ 統計調査員の役割や社会的重要性について、地方公共団体とも連携し、継続的に報告者等に対する周知を推進する。	総務省、関係府省	平成21年度から実施する。

平成21年度中の検討状況又は進捗状況

○福井県で、労働力調査において独自に調査客体を上乗せした調査を行った際に、技術的支援を実施。【総務省】
 ○平成22年度学校基本調査(初等中等教育機関)において、市町村別集計の閲覧公表を行うことについて検討を行った。【文部科学省】
 ○統計調査の予算概算要求、また、総務省への統計調査の承認申請の際に、事前に省内において、地方別表章の充実等について確認・検討を行っている。【厚生労働省】
 ○2010年農林業センサス(平成22年2月実施)において、地方設定項目(最大5項目)を設け、地方公共団体のニーズを踏まえた調査事項を設定。【農林水産省】
 ○港湾統計の公表結果については、社会資本整備重点計画(取扱貨物量等に応じたコンテナターミナル、航路等の整備)の基礎資料となるほか、港湾管理者が策定する港湾計画の基礎資料(将来貨物量の推計等)として広く活用されている。
 また、業務の効率化や報告者負担の軽減を念頭に地方公共団体等(港湾管理者)と共に行政記録情報の利用範囲の拡大を進め、調査票情報との区分整理を行ってきた。
 さらに、地方別表章については、現状、集計表による報告を基に港湾ごとの表章を行っており、ニーズを踏まえ更なる改善方策の検討に努めている。【国土交通省】

都道府県の人事当局が再任用短時間勤務職員を職員定数条例の定数として管理する旨を定め、運用している場合には、交付対象の範囲として取り扱う方向で検討。この検討に資するため、都道府県から同職員に係る定数上の取扱い等に関する情報を収集。
 なお基準単価の見直しに関し、平成21年度は取組実績なし。

地方公共団体の統計部局の人材確保支援に資する観点から、幹部職員の都道府県訪問時に、人事・財政部門等の幹部職員に対し、統計行政をめぐる状況の説明に努めた。
 なお、各府省が広く国民向けに統計調査結果の有用性情報の周知・広報に取り組みことを盛り込んだ「統計調査に対する国民の理解増進のための行動指針」(平成22年3月30日付け各府省統計主管部局長等会議申合せ)を策定。

「統計リソースの確保及び有効活用に関するワーキンググループ」(WG)において、上記の地方公共団体の事務負担軽減方策の検討に加え、左記の課題に対応した多岐に亘る検討事項のうち、①統計調査員の活動環境の整備(統計調査員の安全対策の推進等)、②国が独自に確保・育成している統計調査員の効率的な活用について検討を行い、具体的な対応方策を取りまとめ、これに基づき、各府省は平成22年度から順次実施することを決定。

地方公共団体とも連携し、以下の取組を通じて統計調査員の役割や社会的重要性の周知・広報を実施

- 1 統計データ・グラフフェア(平成21年10月10日～12日に新宿駅西ロイイベント広場で開催)において、統計調査員に関するパネルを展示
 - 2 次の政府広報媒体の活用し、統計調査員について掲載・紹介
 - ①政府広報誌「キャビネット」(平成21年9月号)への掲載
 - ②政府広報テレビ番組の「ご存じですか」で紹介(平成21年9月24日放映)
 - ③政府広報ラジオ番組の「HAPPY! ニッポン!」で紹介(平成21年10月10日放送)
 - ④政府インターネットテレビの「生活に身近な統計」で紹介(平成21年11月19日掲載)【総務省】
- [他府省では特段の取組実績はない]

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
2 統計リソースの確保及び有効活用 (2) 実査体制(都道府県の統計専任職員等)の機能維持、国と地方公共団体の連携	○ 統計調査員の効率的な活用を図るため、地方支分部局等を通じて育成・確保している統計調査員の情報を地方公共団体にも提供する仕組みを構築する。	各府省	平成21年度から実施する。
2 統計リソースの確保及び有効活用 (3) 統計職員等の人材の育成・確保 ア 中核的職員の計画的な育成・確保の推進	○ 統計を主管する局又は部を有する府省は、各府省の実情に応じて、10年以上の公務員歴を有する統計主管部局所属職員全体に占める中核的職員の割合や、所属職員の研修受講目標等に係る努力目標を設定するなどして、人材の計画的育成に努める。それ以外の府省においても、統計主管部署において、同様の取組に努める。 なお、中核的職員については、可能な限り府省内において、統計の利用部局と作成部局間を異動させるなどの人材育成方針等を定め、その実行に努める。 ○ 府省間、国・地方間、官・学間の相互の信頼関係を醸成し、良質の人材を育成するという共通認識の下に、一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律(平成12年法律第125号)に基づく任期付職員採用制度の有効活用にも留意しつつ、府省間、国・地方間、官・学間等の人事交流を推進する。	各府省	平成21年度から実施する。
	○ 今後導入される予定の人事評価制度において、統計部局に所属する統計関連職員の専門性を高める観点から、当該職員の目標として統計の専門性の向上に関連する事項を設定するよう努める。	各府省	平成22年度から実施する。

平成21年度中の検討状況又は進捗状況

当省において確保している登録調査員について、登録の際に、「他府省、都道府県及び市町村が実施する統計調査への協力意向」を確認し、必要に応じ情報提供しているところ。【農林水産省】
〔他府省では特段の取組実績はない〕

○10年以上の公務員歴を有する中核的職員を統計部門に多く配置しており、これらの職員については、統計の利用部局と作成部局間の異動を行っている。【人事院】

○国民経済計算関連について、基本計画の諸課題に対応するため、外部の研究者の協力を得た。【内閣府】

○新たに研修実施方針を策定。また、本方針に基づき、平成22年3月までの研修計画を策定。

○他部局の若手職員に対し、統計業務について積極的にPRし、優秀な人材の確保に努めるとともに、人事異動においては、幅広い見識を備えた中核的職員を育成するため、統計関係部局と統計利用部局との人事交流を積極的に推進。

○各省統計主管部局と、幅広く人事交流を行っており、今後も継続できるよう努める所存。【以上総務省】

○省内において統計調査手法研修を計画的に実施し、統計調査担当職員等が参加した。【文部科学省】

○統計主管部局の職員を対象に、統計調査業務に必要な基礎的・専門的知識の習得及び統計情報処理能力の向上を図ることを目的とした研修を計画的に実施している。また、可能な限り統計利用部局への人事異動を行っている。【厚生労働省】

○統計組織における人材の育成に関する方針を策定し、人材の計画的育成を推進。【農林水産省】

○中核職員の計画的な育成・確保のために研修・人事交流の充実を図っている。具体的な内容は以下のとおり。

・統計調査実務及び統計分析業務を内容とする職員向け研修を平成21年度は計14講座実施し、質的向上及び職員の確保に努めているところ。

・省内において可能な限り統計の利用部局と作成部局間の異動を行う等して、人材の計画的育成に努めている。また、省外においても経済センサスや統計審査等の業務のために総務省に職員を派遣しているほか、職員の大学への講師派遣や、大学職員を非常勤職員として迎える等を通じ、人事交流の充実を図っている。【経済産業省】

○中核的職員については、可能な限り、省内における統計利用部局と作成部局間の異動をさせており、また、平成22年度から他省庁の再任用職員の採用を行うこととした。【国土交通省】

〔他府省では特段の取組実績はない(所管の統計調査が業務統計であり、統計に特化した人材育成の必要性がないため等)〕

○今後、人事評価制度において、統計関連職員については統計の専門性の向上に関連する事項を設定するよう努めることとしたい。【人事院】

○統計関連職員にあっては、従前から、迅速かつ正確な統計作成や、作成した統計の適切な分析等を業務目標として掲げており、今後も引き続き目標として設定するよう努めていく。【警察庁】

○人事評価において、業務における専門的知識の習得等に関連する事項を可能な限り設定させ、所定の成果があると認められる場合はプラス評価を行うことについて検討予定。【総務省】

○平成22年度から、人事評価の目標に関連項目を設定する予定で準備を行った。【文部科学省】

○平成22年度の実施を目標に、今年度の実施状況を踏まえ各担当の実情に合わせた目標の設定を検討する。【厚生労働省】

○従前から、目標設定に当たっては、各部局目標に加え、各課室目標・個人目標を設定。統計部局としては、統計調査の着実な実施、新たな統計整備への取り組み等に関する事項について設定。【経済産業省】

〔他府省では特段の取組実績はない(所管の統計調査が業務統計であり、統計に特化した人材育成の必要性がないため等)〕

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
2 統計リソースの確保及び有効活用 (3) 統計職員等の人材の育成・確保 ア 中核的職員の計画的な育成・確保の推進	○ 各府省及び地方公共団体のニーズを踏まえつつ、一次統計作成上の実務能力の向上を図るための研修や二次的利用における実務能力向上に直結する研修等を充実する。	総務省	平成22年度から実施する。
	○ 各府省の取組を推進・支援する観点から、その取組状況を把握し、府省間での情報共有を図る。	総務省	平成22年度から実施する。
イ 国際社会において貢献できる人材の育成・確保の推進	○ 国際統計分野で活躍できる職員の養成のため、海外の政府統計機関への派遣等を通じた国際対応能力の向上方策を推進する。	各府省	平成21年度から実施する。
	○ 統計基準の設定・改定等の国際的な課題について、各府省による情報共有、対応策の研究・検討を行う場を設け、戦略的な国際対応力の向上を支援する。	総務省	平成21年度から実施する。

平成21年度中の検討状況又は進捗状況
<p>統計研修所において、各府省や地方公共団体に対して研修内容に関するアンケートを実施し、ニーズに応じた研修内容を検討。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「一次統計作成上の実務能力向上」については、平成21年度に、「調査設計・分析」課程を改編し、調査設計に重点を置いた「調査設計」課程を実施 ・「二次的利用における実務能力向上に直結する研修」については、平成21年度に、「マイクロデータの二次的利用に関する研修の検討会」(2回)及び模擬研修を実施して検討を行い、平成22年度に本件に係る研修を実施予定。
<p>21年度は取組実績なし。</p>
<p>○内閣府経済社会総合研究所において、職員の英語能力の向上を目的とした研修を実施した。 【内閣府】</p> <p>○国際機関や開発途上国等からの協力要請に基づいて、専門家派遣や本邦研修受入れ等を行っており、今後も引き続き対応。</p> <p>○カンボジア政府の統計能力を向上させるためカンボジア統計局に対し支援を実施。</p> <p>○国際統計研修への積極的な派遣について検討。英会話、英文ライティング研修を実施し(平成21年7月、10月)、それぞれ、職員6名、13名が受講。</p> <p>○国際会議に20度、職員延べ31名が出席。</p> <p>○国連統計委員会に委員国として出席し、国連アジア太平洋統計研修所(SIAP)管理評議会では副議長を1度務め、また国際統計協会(ISI)大会では、セッションの議長を1度務めるとともに、1度発表を行った。</p> <p>○外国の統計局等の関係機関に職員延べ8名が訪問し、情報収集等を実施。</p> <p>○SIAPにおいて、7種の研修コースを実施し、外国から95名の研修生を受け入れを実施(本邦において実施したものに限る)。【以上総務省】</p> <p>○OECDの国際統計関係会議に4回、職員延べ7名が出席。【文部科学省】</p> <p>○スキルアップを前提に考え、積極的な国際担当系への配置、業務内容に合わせた在任年数、また研修の活用により、人材育成を図っている。【厚生労働省】</p> <p>○次の通り、職員の経験等に応じ業務を通じた能力の向上方策を実施した。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①ラオスで実施していたJICAプロジェクトを通じて、ラオス農林省に、短期専門家として3名の職員を派遣した。 ②国際会議、海外調査のため、のべ8名の職員が海外出張した。 ③JICA及び国連アジア太平洋統計研修所(SIAP)等の農林水産統計にかかる本邦研修に講師として職員13名を派遣した。【農林水産省】 <p>○国際統計分野で活躍できる職員の人材育成については、JICA及び国連アジア太平洋統計研修所(SIAP)等の産業統計にかかる本邦研修への講師派遣、国連等国際会議への参加、東アジア地域に対する統計協力のための担当チーム組織の設置等により、統計の知見や語学力の更なる向上を図り、国際的なバランス感覚と統計の専門性を合わせ持つ人材の育成・確保に努めているところ。</p> <p>○なお、東アジア地域に対する具体的な統計協力としては、東アジア製造業統計専門家会議(EAMS)、日・アセアン経済産業協力委員会統計WG(AMEICC/WGS)及び国連統計委員会への参加、ベトナム生産統計プロジェクト、日中国際IOプロジェクトの実施など。【以上経済産業省】</p> <p>[他府省では特段の取組実績はない(国際統計分野とは関連性を有しないことから、人材育成の必要性がないため等)]</p>
<p>国際的な課題について各府省による情報共有、対応策の研究・検討を行う場として「国際統計に関する関係府省等連絡会議」(平成21年6月24日各府省統計主管部局長等会議申合せ)を設置し、平成21年度は2回開催した。</p>

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
2 統計リソースの確保及び有効活用 (3) 統計職員等の人材の育成・確保 ウ 人材の育成・確保に向けた研究の実施	○ 専門性の高い人材の育成・確保に資するため、統計職員の有すべき専門能力の目標設定、目標とされる能力の獲得支援のための方策などについて、諸外国の事例等を参考にしつつ研究を実施する。	総務省、各府省	平成22年度から実施する。
3 経済・社会の環境変化への対応 (1) 統計ニーズの継続的な把握・活用	○ 各府省の政策部門、関係学会、経済界等の統計利用者との意見交換を随時実施し、府省横断的な統計作成基盤の整備、新たな統計の整備等を中心とした統計利用者のニーズへの対応について絞り込んだ検討を行った上、その結果を関係府省における統計の整備及び提供、基本計画の見直し、諮問事項の審議等に活用する。	内閣府(統計委員会)	平成21年度から実施する。
	○ インターネット上の「政府統計の総合窓口」(e-Stat)の活用などにより、幅広く統計の整備・改善や二次的利用等に係るニーズを把握するとともに、把握した要望及びe-Statの利活用状況等を各府省と共有することにより、各府省における統計の整備及び提供を支援する。	総務省	平成21年度から実施する。
(2) 統計の評価を通じた見直し・効率化	○ IMFデータ品質評価フレームワーク等を基に、「統計の品質表示のための共通様式」を含めた統計の品質に関する自己評価のためのガイドラインを策定する。この際、作成過程の一層の透明化や、公表期日前の統計情報を共有する範囲・手続等について規定する。	総務省	平成21年度に実施する。
	○ 所管する統計について、上記のガイドラインに基づく自己評価を計画的に実施し、見直し・効率化を図る。	各府省	平成22年度から実施する。
	○ 各府省の自己評価結果を統計調査の承認審査等に活用し、各府省の負担軽減を図る。	総務省	平成22年度から実施する。

平成21年度中の検討状況又は進捗状況
21年度は取組実績なし。
<p>○「統計委員会と統計利用者との意見交換会」を2月、3月に実施。2月は国民経済計算を中心とした経済統計分野に関して市場エコノミストから、3月はワーク・ライフ・バランスを中心とした人口社会統計分野に関して学識経験者から統計に関する意見を聴取し、統計委員会委員及びオブザーバーの各府省と意見交換を行った。</p> <p>○把握したニーズは、委員会で検討の上、法施行状況報告に対する調査審議などに活用する。</p>
「政府統計の総合窓口」(e-Stat)を活用し「統計ニーズに係るアンケート」を平成21年10月から開始し、統計の整備・改善や二次的利用等に係るニーズの把握を行った。また、各府省に情報提供を行い統計の整備及び提供を支援した。
<p>「統計基盤の整備に関する検討会議」(平成21年6月24日付け各府省統計主管部局長等会議申合せ)の下に「統計の品質評価に関するワーキンググループ」(WG)を設け、平成21年12月より、各府省等による具体的な検討を開始し、22年3月に「公的統計の品質に関するガイドライン」を策定(平成22年3月31日付け各府省統計主管課長等会議申合せ)。</p> <p>これに基づき、各府省において平成22年度前半に試行的な検証を行った上、その結果を踏まえ、22年度後半から改めてWGにおいて品質の表示項目や表示方法・区分等について検討を行い、22年度末までにその内容を決定した上で、23年度から本格実施の予定。</p> <p>公表期日前の統計情報を共有する範囲・手続については、平成21年度に検討を開始し、概ね合意が得られたことから、平成22年5月12日に「公表期日前の統計情報を共有する範囲・手続に関する指針」(総務省政策統括官決定)を各府省に通知する予定である。</p>
21年度は取組実績なし(22年度以降「統計の品質評価に関するWG」における検討結果を踏まえて対応していく予定)。
21年度は取組実績なし。

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
3 経済・社会の環境変化への対応 (3) 統計に対する国民の理解の促進 ア 国民・企業への広報・啓発活動の充実	○ 各府省の協力を得て、ホームページ等から、統計調査結果の有用性や調査に協力しない場合に生じる不都合などの情報とともに、より分かりやすく、使いやすい形態の調査結果を提供するための具体的方策を策定する。	総務省	平成21年度に実施する。
	○ 上記の具体的方策に基づいて、ホームページの掲載内容等の改善を図る。	各府省	平成21年度に実施する。
	○ 報告者に統計の有用性を理解してもらうための効果的な周知に努めるとともに、統計調査の円滑な実施を図るため、各府省が一体となってマンション・ビル管理の業界団体等に対する協力を要請する。	総務省、各府省	平成21年度から実施する。

平成21年度中の検討状況又は進捗状況

○統計基盤の整備に関する検討会議の下に置かれた「統計に対する国民の理解増進に関するワーキンググループ」を4回開催し、各府省等の協力を得て、統計に対する国民等の理解促進を図るためのホームページ等による広報・啓発活動の充実に向けた具体的方策について検討
○上記検討結果を踏まえ、「統計調査に対する国民の理解増進のための行動指針」(平成22年3月30日付け各府省統計主管部局長等会議申合せ)を策定

○人事院ホームページには、人事院勧告当日、参考資料として「民間給与関係」の調査結果を、併せて、その説明として「職種別民間給与実態調査結果の概要」を掲載している。また、職種別民間給与実態調査等の結果を「民間給与の実態」等として取りまとめ、その内容をExcel形式で掲載し、利用者にとって分かりやすく、利用しやすい形で提供している。

○調査協力の礼状の中に、人事院ホームページで結果の概要を掲載することを記載している。【以上人事院】

○定期的にホームページの掲載内容等の見直しを図っている。【警察庁】

○統計局・政策統括官・統計研修所において、ホームページを通じた統計の広報に関する今後の取組を示した方針を作成。【総務省】

○「電子政府構築計画」(平成15年7月17日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会業務の議決定)に基づき定められた「統計調査等業務の業務・システム最適化計画」(平成18年3月31日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)に基づく共通メニュー化等への対応、HP利用者の利便性を図るための各種改善及び利用者の利用状況、ニーズを把握する統計情報への要望欄を設けるなどした。【農林水産省】

○国民への広報・啓発活動については、時宜にかなう資料を掲載する欄(「トピックス」欄)に統計のトップページから直接入れるようにし、経済センサスや民間事業者の活用に関する資料、主要統計の発表後に配信する調統メールマガジンの内容などをタイムリーに掲載している。また、経済産業省の統計についてグラフ等を用い簡潔に紹介したリーフレット「経済産業省の統計の紹介」や統計の利活用事例を記載したリーフレットの電子版パンフレットなどを掲載し、統計の理解増進に努めている。

○企業への広報活動については、調査対象に対する協力依頼のページに統計のトップページから直接入れるように「調査にご協力いただいている方へ」の欄を設け、調査時期に合わせて掲載内容を更新している。【以上経済産業省】

○最適化計画の別紙5「統計に係るホームページの共通メニュー及び共通掲載項目」に準拠した掲載の実施について指示の上、対応を行った。【国土交通省】

○平成21年度に実施した調査結果をホームページにおいて公表した。【防衛省】

[他府省では特段の取組実績はない(「統計に対する国民の理解増進ワーキンググループ」における検討結果を踏まえて具体的方策を検討予定のため等)]

○統計基盤の整備に関する検討会議の下に置かれた統計に対する国民の理解増進に関するワーキンググループを4回開催し、各府省等の協力を得て、統計調査の円滑な実施を図るためのマンシオン・ビル管理業界団体等に対する協力要請に向けた具体的方策について検討

○上記検討結果を踏まえ、「統計調査に対する国民の理解増進のための行動指針」(平成22年3月30日付け各府省統計主管部局長等会議申合せ)を策定

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
3 経済・社会の環境変化への対応 (3) 統計に対する国民の理解の促進 イ 非協力者への対処方針	○ 各府省や地方公共団体等の協力を得て、統計調査への非協力者に対する具体的な対処方策について検討する。	総務省	平成21年度に結論を得る。
	○ 上記の具体的な対処方策に基づいて、所管の統計調査における非協力者に対処する。	各府省	平成22年度から実施する。
ウ 統計リテラシーや統計倫理を重視した統計教育の拡充	○ 教員への研修について、以下の事項を実施する。 ・ 統計研修所で実施する研修に、教員を積極的に受け入れる。 ・ 現在実施している教員への研修における受入人数の拡大や研修内容の充実を図る。	総務省	平成23年度から実施する。
	○ 各府省や統計関連学会の協力の下、各府省がホームページから統計調査の結果を提供するに当たり、統計調査の具体的な有用性や調査への協力の重要性に対し、児童、生徒が関心を持つような分かりやすい教材を併せて掲載するための具体的方策を検討する。	総務省	平成23年度までに結論を得る。
	○ 上記の具体的方策を踏まえ、ホームページの掲載内容を改善する。	各府省	平成24年度から実施する。

平成21年度中の検討状況又は進捗状況
<p>○統計基盤の整備に関する検討会議の下に置かれた統計に対する国民の理解増進に関するワーキンググループを4回開催し、各府省等の協力を得て、統計調査への非協力者に対する具体的な対処方策について検討</p> <p>○上記検討結果を踏まえ、「統計調査に対する国民の理解増進のための行動指針」(平成22年3月30日付け各府省統計主管部局長等会議申合せ)を策定</p>
<p>○職種別民間給与実態調査の重要性が理解されるよう人事院ホームページで周知している。</p> <p>○調査に非協力な者に対しては、調査の趣旨、重要性を丁寧に説明することで、調査への協力が得られるよう対処している。【以上人事院】</p> <p>○「統計調査に対する国民の理解増進のための行動指針」に基づき、現在、検討を行っているところ。【総務省】</p> <p>○経済産業省では、非協力者の提出促進を図るため、毎年「調査票提出促進運動」を実施しているところ。平成21年度においては、経済産業省、都道府県において非協力事業者約6000事業所に電話・訪問等で調査協力を依頼するとともに、約600の業界団体・工業会等に対し、加盟の調査対象企業、事業者に対し周知をするよう協力を依頼。【経済産業省】</p> <p>[他府省では特段の取組実績はない(「統計に対する国民の理解増進ワーキンググループ」における検討結果を踏まえて具体的方策を検討予定のため等)]</p>
<p>募集方法等について、検討中。</p>
<p>21年度は取組実績なし。</p>
<p>○平成22年5月12日に、統計局等ホームページの統計学習サイトをリニューアル予定。小学校高学年から中学生を対象に統計学習に関する親しみやすいコンテンツを掲載。先生向けサイトには、有識者の協力を得て開発した授業モデルや補助教材など実践的なコンテンツを収録。【総務省】</p> <p>○小学校で我が国の工業について学ぶ小学5年生に照準をあて工業統計のキッズページを平成19年度より掲載。このキッズページは、日本の工業について、工業統計を用いたクイズやグラフ作成を行うことにより統計を学び、統計を身近に感じられるような構成にしている。【経済産業省】</p> <p>[他府省では特段の取組実績はない(「統計に対する国民の理解増進ワーキンググループ」における検討結果を踏まえて具体的方策を検討予定のため等)]</p>

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
<p>4 統計データの有効活用の推進 (1) オーダーメイド集計、匿名データの作成及び提供</p>	<p>○ 秘密の保護に配慮しつつ、二次的利用に関する以下の取組を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 所管の統計調査について、毎年度当初に、当該年度に二次的利用の対象とする統計調査やサービスに関し、統計調査名、提供するサービスの内容、申出受付時期・期間、提供予定時期等を盛り込んだ二次的利用に関する年度計画を策定し、公表する。 ・ 上記年度計画、「委託による統計の作成等に係るガイドライン」及び「匿名データの作成・提供に係るガイドライン」に基づき二次的利用に係る事務処理を適切に実施する。 ・ 総務省において、各府省の実施した二次的利用に関する年度計画及び実績(申出書の受付状況、審査結果状況、申出への対応困難な事案件数と理由、作成した統計等や匿名データの提供状況等)を取りまとめ、その概要を公表するとともに、統計委員会に報告する。 ・ 二次的利用のニーズや統計リソースの拡大状況を踏まえながら、サービスの拡大を図る。 ・ 二次的利用のニーズに適切に対応するため、統計リソースの確保に最大限努める。 ・ 総務省において、各府省における所管統計調査のオーダーメイド集計や匿名データの提供に係るサービスの開始及び拡大を支援する観点から、政令指定法人である独立行政法人統計センター(以下「統計センター」という。)が各府省からのオーダーメイド集計や匿名データの提供の委託の受け皿となる体制を整備するよう必要な措置を講ずる。 <p>○ 総務省は、利用者が行政機関等の指定する場所及び機器により調査票情報を利用する方法であるオンサイト利用について検討する。</p>	各府省	平成21年度から実施する。
<p>(2) 統計データ・アーカイブの整備 ア 統計データ・アーカイブの整備</p>	<p>○ 統計データ・アーカイブの整備に向け、以下の取組を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各府省、統計センター、学会等の協力を得て、検討会議を設置し、統計データ・アーカイブの整備・運用方法、保有すべき機能、対象データの範囲や保存方法を検討し、結論を得る。 ・ 調査票情報の提供、オーダーメイド集計並びに匿名データの作成及び提供の将来の在り方についても併せて検討し、結論を得る。 	総務省	平成25年度までに結論を得る。
<p>イ 調査票情報等の保管方法</p>	<p>○ 上記アの検討会議において、統計データ・アーカイブの入力データに活用する調査票情報等を各府省が適切に保管できるようにするため、各府省の基幹統計調査に係る調査票情報、匿名データ、調査概要書類、符号表等の保管方法を内容とする調査票情報等の保管に関するガイドラインを策定する。</p>	総務省	平成22年度までに実施する。
	<p>○ 上記ガイドラインに基づき、所管の基幹統計調査に係る調査票情報、匿名データ、調査概要書類、符号表等を適切に保管する。</p>	各府省	平成23年度から実施する。

平成21年度中の検討状況又は進捗状況

○各府省において公表された年度計画に基づき、概要として一覧表に取りまとめ、ホームページを通じて公表を行った。また、オンサイト利用に係る関連情報の収集を行い、統計データの有効活用に関するワーキンググループにおいて各府省に提供を行った。

○各府省において二次的利用に関する年度計画を策定し、ホームページを通じて公表を行った。

○平成21年度中に、国の行政機関がオーダーメイド集計のサービスを開始した統計調査は6調査、また、匿名データの提供を開始した統計調査は4調査であった。具体的には次のとおり。

(オーダーメイド集計)

- ・法人企業景気予測調査(内閣府・財務省共管)
- ・国勢調査(総務省)
- ・学校基本調査(文部科学省)
- ・賃金構造基本統計調査(厚生労働省)
- ・農林業センサス、漁業センサス(農林水産省)

(匿名データの提供)

- ・全国消費実態調査、社会生活基本調査、就業構造基本調査、住宅・土地統計調査(総務省)

統計データ・アーカイブの整備に向け、関連情報の収集を行った。

調査票情報等の保管に関するガイドラインの検討に当たって、関連法令等に係る情報収集を行い各府省に対して情報提供したほか、調査票情報等の廃棄を防ぐためガイドラインの改定までの時的措置として調査票情報等に係る保存期間の延長について各府省に協力依頼を行った。今後ガイドライン策定に向けて関係機関と調整を進めていく予定。【総務省】

調査票情報及びこれに付随する書類の保管状況について、「統計法第33条の運用に関するガイドライン」様式1に基づき整備中。【厚生労働省】

〔他府省では特段の取組実績はない(「統計データの有効活用に関するワーキンググループ」における検討結果を踏まえて具体的方策を検討予定のため等)〕

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
4 統計データの有効活用の推進 (2) 統計データ・アーカイブの整備 イ 調査票情報等の保管方法	○ 上記の取組を支援する観点から、統計センターが各府省からの調査票情報、匿名データ等の保管の委託の受け皿となる体制を整備するよう必要な措置を講じる。	総務省	平成23年度までに実施する。
5 その他 (1) 政府統計共同利用システムの活用等による府省間でのデータ共有や提供の推進	○ 最適化計画に基づき、以下の事項を実施する。 ・ 統計センターが運用管理している共同利用システム等を活用し、府省間でのデータ共有や提供を推進する。 ・ 最適化計画の実施評価報告書の作成等を通じて、同計画に基づく各種の取組の進捗状況について、毎年度フォローアップを着実に実施し、最適化計画や共同利用システムに関する諸課題の的確な把握を行い、必要に応じ同計画の見直しを行う。	各府省	平成21年度から実施する。
(2) 研究開発の推進(情報通信技術の利活用等)と学会等との連携強化	○ 経済産業省、日本銀行、大学、統計関連学会等の協力も得て、加工統計の処理のための共同研究体を形成し、国民経済計算等の加工統計の作成方法など、高度な情報通信技術の利活用による様々な加工統計作成や統計の高度利活用のための研究開発を推進する。	内閣府	平成21年度から実施する。

平成21年度中の検討状況又は進捗状況

21年度は取組実績なし。

- 今後、事業所・企業データベースによる重複是正チェック及び被調査履歴登録の実施を検討したい。【人事院】
 - 最適化計画の実施状況のフォローアップを実施し、重複是正の実施状況、統計表移管システムへの移行状況について把握し移行作業を開始した。未実施分については、順次実施する予定
 - 移行作業の実施を通じて、共同利用システムを活用し、府省間でのデータ共有や提供を推進した。【以上内閣府】
 - 当庁で行っている統計の一部を共同利用システムに載せており、府省間でのデータ共有や提供を図っていると同時に、その活用状況について毎年度フォローアップを行い、的確な現状把握に努めている。【警察庁】
 - 政府統計共同利用システムにおいて各府省のデータを共有、提供。統計表は約39万4千件を登録(22年3月末現在)(対前年度比約100%増)。
 - 政府統計共同利用システムの利用の推進により、平成21年度中の統計表へのアクセス数は約3千万件に増加(対前年度比約100%増)。
 - 平成20年度最適化実施評価報告書をCIO連絡会議で決定(平成21年8月31日)。同報告書の評価に基づき、取組が低調な府省からヒアリングを行いつつ、一層の取組を働きかけるなどフォローアップを実施。【以上総務省】
 - 最適化計画のフォローアップを実施するとともに、「統計調査等業務最適化推進協議会」等に出席し、同計画の検討に参加している。【文部科学省】
 - 平成21年6月末をもって「厚生労働省統計表データベース」に蓄積されていた統計表データを「政府統計共同利用システム」の「統計表管理システム」に移行し、「政府統計の総合窓口(e-Stat)」のポータルサイトから一元的に提供することにより、同サイトを通じた府省間でのデータ共有や提供を図っている。
 - 4月～5月及び9月～10月にフォローアップ調査を実施済。【以上厚生労働省】
 - 最適化計画に基づき、政府統計共同利用システムの活用を推進するとともに、同計画に基づいた各種取組の進捗状況について、フォローアップを毎年度着実に実施。最適化計画に基づき対応に努めるとともに、23年度の見直しに向け、課題を整理中。【農林水産省】
 - 経済産業省所管の統計調査の統計表(結果表)については、平成20年度末までに、政府統計共同利用システムの「統計表管理システム」への登録を行った。また、登録作業後公表した統計調査については、平成21年度末までに登録を行っている。
 - 経済産業省所管の基幹統計(10種類)の統計表データについて、平成21年度末までに、同時点での政府統計共同利用システムの「統計情報データベース」への登録を行った。
 - オンライン報告については、平成21年7月から政府統計共同利用システムの利用を開始し、平成22年1月分調査から全面移行した。
 - 経済産業省調査統計システム(STATS)の構築にあたっては、最適化計画に基づく各種取り組みのフォローアップとして、毎年、最適化計画の実施評価報告書を作成している。【以上経済産業省】
 - 最適化計画に基づくフォローアップ調査により、各統計についての諸課題等を把握し、同計画に準拠した対応や検討を行っているところである。【国土交通省】
- [他府省では特段の取組実績はない(統計調査を行っていないため等)。]

平成22年4月開催のワークショップ『「統計加工・集計の新たな手法と設計について」SNA統計の事例を中心に』の準備のため、経済産業省、日本銀行、大学、統計関連学会等の協力も得て、新たなプログラム言語の開発等所要の検討を行った。

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
5 その他 (2) 研究開発の推進(情報通信技術の利活用等)と学会等との連携強化	○ 統計に係る研究開発について、総合科学技術会議、統計関連学会等に対し協力を要請する。	内閣府(統計委員会)	平成21年度に実施する。
	○ 公的統計の作成方法に関する調査、研究及び開発の実施に当たって、学会等の有識者の知見をより幅広く活用する観点から、総合科学技術会議や関係学会等とも連携し、公募型や競争型による研究等を推進するとともに、これらの研究結果をインターネット上で公開するなどして、情報共有を図る。また、関係学会等から公的統計の整備や提供に資する研究に協力を求められた場合、関係資料の提供を含め可能な限り対応する。	各府省	平成22年度から実施する。
	○ 統計利用者との意見交換の場を活用し(3(1)参照)、上記各府省と学会等との連携強化を支援するとともに、公的統計の整備・提供等に当たって有用と考えられる研究課題を、関係学会等を通じて周知するなどして、学会等の有識者による研究の推進を促す。	内閣府(統計委員会)	平成21年度から実施する。
	○ 統計の中核を担う人材の育成を図る観点から、大学及び大学院の講義等を活用するとともに、大学等との間で研修講師の相互派遣等を通じて連携を強化する。	各府省	平成22年度から実施する。
(3) 統計の中立性	○ 上記3(2)のガイドラインを踏まえ、調査方法などの統計の作成過程についてインターネット上で公表する。 ○ 公表期日前の基幹統計について、事前情報の共有範囲等を内規として定め、公表する。	各府省	平成22年度から実施する。

平成21年度中の検討状況又は進捗状況
<p>統計の品質評価に係る研究開発について、統計委員会から日本品質管理学会に協力要請を行った。</p>
<p>○平成22年度より、外部有識者の意見を伺う場として「厚生労働統計の整備に関する検討会」を行うこととした。【厚生労働省】 ○公的統計の作成方法に関する調査、研究・開発のため、平成22年度予算を確保。平成22年度に「電子商取引に関する動向調査」、「純粋持株会社や企業のグループ活動に関する調査」等について調査研究を実施し、学会等の有識者の知見を活用する。【経済産業省】 〔他府省では特段の取組実績はない(研究等の推進が必要と思われる統計がないため等)。〕</p>
<p>日本品質管理学会に対し統計の品質評価に関する研究を要請することを通じ、学会における統計の品質評価の研究促進を図った。</p>
<p>○職員の統計関連業務に必要な知識・技術の習得については、総務省や内閣府経済社会総合研究所で行われている研修の受講などにより対応している。【人事院】 ○大学からの依頼に基づき、公的統計サテライトの管理運営と普及啓発に関する助言等のため職員を大学に派遣。 ○日本統計学会及び日本人口学会等に職員の講師派遣を実施。 ○平成22年度に実施する研修に係る講師選定について現在検討中。【以上総務省】 ○大学の研究者等を統計調査主管課の統計調査協力者として委嘱し、助言等を受けている。【文部科学省】 ○総務省統計研修課程などを活用し、統計職員の人材育成を行っているが、今後の育成については、引き続き検討を行う。【厚生労働省】 ○経済産業省が行う研修において、大学教授等に講師として協力いただくとともに、大学からの講師派遣の依頼に応じて当省職員を派遣している。平成21年度は大学、地方公共団体、JICA、消費者問題に係る研究会等に講師を派遣した。また、大学職員を非常勤職員として省内統計部局に迎えており、今後も相互交流を通じて連携を強化していく。【経済産業省】 〔他府省では特段の取組実績はない(大学等との連携強化が必要と思われる統計がないため等)。〕</p>
<p>21年度は取組実績なし(22年度以降「統計の品質評価に関するWG」における検討結果を踏まえて対応していく予定)。</p>

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
第4 1 基本計画の進捗管理・評価等	○ 「基本計画推進会議」(仮称)を開催し、基本計画に掲げた施策を府省間で密接な連携を図りつつ推進するために必要な連絡、調整及び検討を行う。	各府省	平成21年度から実施する。
	○ 総務大臣は、毎年度、基本計画の実施に関する各府省の前年度の取組を取りまとめ、統計法第55条第2項に基づく施行状況報告として、統計委員会に報告する。また、統計委員会は、基本計画に掲げられた施策のうち重点的な課題について、必要に応じて関係府省から取組状況に関する報告を求める。 ○ 統計委員会は、上記報告を踏まえ、統計リソースの確保も含めて当該施策の取組状況について、統計利用者のニーズ等を勘案しつつ客観的な評価・検証を行った上で、必要に応じて関係府省に対し取組の再検討、見直し、促進等のために統計法第55条第3項に規定する意見(以下「意見」という。)を提示する。	内閣府(統計委員会)、総務省	平成22年度から実施する。
	○ 総務大臣から基幹統計に関する諮問を受けた際、基幹統計の作成方法等について基本計画別表に掲げられた措置との整合性を確認し、必要に応じ、諮問対象の基幹統計については総務大臣に対する答申を通じて、また、当該基幹統計に関連する統計についてはフォローアップの一環として関係府省に提示する意見を通じて、整合性を確保する。	内閣府(統計委員会)	平成22年度から実施する。
	○ 関係府省に対し意見を提示するに当たっては、学会等の有識者とも連携し、調査審議に資するための調査研究を必要に応じて実施する。	内閣府(統計委員会)	平成22年度から実施する。

平成21年度中の検討状況又は進捗状況

○基本計画に掲げた施策を府省間で密接な連携を図りつつ推進するために必要な連絡、調整及び検討を行うことを目的として、平成21年4月23日付け各府省統計主管部局長等会議申合せにより、「公的統計基本計画推進会議」を設置。同日に開催した第1回会議では、基本計画に掲げた施策の具体的推進を図るため、その推進体制等に係る申合せを実施。

○また、基本計画の推進を図る観点から、7月及び12月にそれぞれ会議を開催し、平成21年度から検討を開始又は平成21年度末を期限として検討が求められている事項等を中心として、各府省から基本計画に掲げた施策への対応・進捗状況等について報告を求め、府省間において情報共有等を図るとともに、意見交換を実施。

○平成22年4月下旬を期限として各府省に対して提出を求めた平成21年度の統計法の施行状況報告の中で、基本計画の進捗状況についても併せて提出を求め、その結果を取りまとめの上、6月開催の統計委員会において報告予定。【総務省】

○平成21年度は左記事項について直接対応はしていないが、平成22年度に行う予定の法施行状況報告に関する審議の事前準備として、以下のような活動を行った。

■第28回統計委員会(平成21年11月20日):政府としてのとりまとめ部局である総務省(政策統括官室)から政府全体の推進体制や法制度の仕組み等について説明し、質疑等。

■第29回統計委員会(平成21年12月18日):総務省(政策統括官室)から各府省の取組状況について報告し、質疑等

■第30回統計委員会(平成22年1月20日):前回の統計委員会で出された委員からの質問等に対して、総務省(政策統括官室)が回答し、他省庁からも補足説明し、質疑等【内閣府(統計委員会)】

○平成21年度に受けた諮問に関しては、必要に応じて、答申の中で、基本計画別表に掲げられた措置との整合性について言及した。

例えば、

■諮問「日本標準職業分類の統計基準としての設定について」に係る答申: 統計委員会の基本計画答申の中で、本分類を新たに新統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定する統計基準として設定する必要があるとの指摘をしていることを確認。

■諮問「港湾調査の指定の変更及び港湾調査の変更について」に係る答申: 基本計画において同調査の直接的な指摘はないものの共通する事項である。

平成21年度は実施していない。

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
別紙 1 指定統計から 基幹統計に移行 する統計の整備 (2) 統合(共管) に向けて検討す る基幹統計	【薬事工業生産動態統計調査、牛乳乳製品統計、木材統計、経済産業省生産動態統計、造船造機統計、鉄道車両等生産動態統計調査】 これら製造業の生産動態に関する統計については、府省横断的な生産動態に関する統計(生産動態統計(仮称))を一つの基幹統計とし、その下で、それぞれ独自の調査項目を活かしつつ、他省と調査項目、用語等の統一を図った上で、各省それぞれが所管する生産動態統計調査を実施する体系への再編を検討する。	厚生労働省、 農林水産省、 経済産業省、 国土交通省	平成21年度早期に所要の検討を開始し、平成25年度までに整備を図る。
(3) 一定の検討 を行う基幹統計	【民間給与実態統計、地方公務員給与実態調査】 民間給与実態統計は、民間企業における年間の給与支給及び所得税の源泉徴収等の実態について給与階級別、事業所規模別、企業規模別等に把握する統計であり、租税収入の見積り、租税負担の検討及び税務行政運営等に不可欠な統計である。 また、地方公務員給与実態調査は、約300万人に及ぶ地方公務員の給与実態を把握する統計であり、地方公務員と国家公務員の給与水準を比較したラスパイレズ指数を作成するなど、地方公務員の給与に関する制度や運用の基礎資料として活用されるほか、地方財政計画の作成等に活用されており、地方行財政運営等に不可欠な統計である。 これら二つの統計については、人事院が実施する国家公務員給与等実態調査と併せて、労働・雇用統計の体系的整備の観点から、総務省が関係府省の協力を得て、その位置付けに関して検討を行う。なお、この検討に当たっては、給与制度の変更等への対応に係る機動性の確保に留意する。また、これら三つの統計は、それぞれ対象や目的が異なっており、調査として統合することは適当ではなく、また、現状の調査・公表の時期を変更することが極めて困難であることに留意する。	総務省	平成21年中に結論を得る。
	【船員労働統計】 船員労働統計は、船員が陸上労働者とは異なり、労働時間や休日等の労働環境について、労働基準法(昭和22年法律第49号)ではなく船員法(昭和22年法律第100号)が適用されるという特殊性を有していることから、こうした船員の報酬や雇用等の実態を把握する統計として、昭和32年以降作成されている。しかし、昨今、我が国の海運をめぐる状況は大きく変化しており、例えば、昭和49年には、約28万人であった船員数は、平成18年には、約8万人と大きく減少している。 他方、毎月勤労統計調査、賃金構造基本統計など、労働の需要側(企業・事業所)の主要統計においては、現在、対象となる労働者から船員が除かれており、本統計が単純に欠落してしまうことは、統計の体系的整備の観点からは問題がある。このため、労働・雇用統計の体系的整備の観点から、総務省は、関係府省の協力を得て、本統計の位置付けに関して検討を行う。	総務省	平成21年中に結論を得る。

平成21年度中の検討状況又は進捗状況

平成21年度は関係4省による「生産動態統計の整備に関する検討会」を設置し、具体的検討のためのワーキンググループを設け、今後の検討スケジュール等について議論を行った。
今後は、具体的な検討課題について、スケジュールと合わせ検討を行っていく予定。

〔検討状況〕

民間給与実態統計を所管する財務省、地方公務員給与実態調査を所管する総務省及び国家公務員給与等実態調査を所管する人事院の協力を得て、三統計の整理を行った。

〔検討結果〕

三統計については、今後とも、それぞれの調査によって作成される別々の統計としての位置付けを維持することが合理的と考えられる。

〔検討状況〕

船員労働統計を所管する国土交通省、及び毎月勤労統計調査、賃金構造基本統計を所管する厚生労働省の協力を得て、検討を行った。

〔検討結果〕

船員労働統計については、従前同様、船員労働統計調査に基づいて作成される独立した統計として扱うことが、統計の内容としても明確であり、合理的であると考えられる。なお、船員に関する統計と陸上労働者に関する統計の一体的な利用については、一定の対応がなされていると考えられる。

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
1 指定統計から 基幹統計に移行 する統計の整備 (4) 基幹統計から 除外する統計	【埋蔵鉱量統計】 本統計は、昭和25年8月に指定統計として指定され、平成16年から5年周期の調査として実施されてきているが、その重要性が低下してきていることから、今後、基幹統計調査として実施する必要性に乏しく、一般統計調査として実施することが適当である。	経済産業省	平成22年度以降に到来する調査の実施時期までに措置する。
2 新たに基幹統計として整備する統計	【現在推計人口(加)】 現在推計人口は、国勢調査の合間の時点について、月別、年次別に推計される人口統計であって、全国人口については、国勢統計、人口動態調査、外国人統計及び国際人口移動統計を用いて、都道府県別人口については、それらに加えて国内人口移動統計を用いて作成される加工統計であり、各種政策を策定する上での基礎データや(人口当たりの)統計指標の分母人口として活用されている。 なお、統計の体系的整備等の観点から、本統計を基幹統計として、外国人統計、人口移動統計等の関連する人口統計との連携や精度の向上等を図る。	総務省	平成23年度までの整備に向けて、平成22年度から所要の準備を開始する。
	【産業連関表(基本表)(加)】 総務省始め10府省庁の共同作業として作成されている産業連関表(基本表)は、我が国の経済構造を明らかにする基礎的な統計として、また生産波及効果等を分析する手段として、あるいは国民経済計算の基準改定や企業向けサービス価格指数等の基礎資料等として重要な役割を果たしている。	総務省等10府省庁	次回産業連関表(基本表)の整備に向けて、平成21年度から所要の準備を開始する。
	【完全生命表／簡易生命表(加)】 国勢統計、人口動態調査及び現在推計人口を加工し、国民の生存、死亡、健康及び保健状況を集約的に示す指標として作成される加工統計であり、国内の医療及び保健政策の基礎資料として重要であるとともに、健康に関する国際比較指標としても用いられている。	厚生労働省	平成22年度までの整備に向けて、平成21年度から所要の準備を開始する。
	【社会保障給付費(加)】 ILOが国際比較上定めた社会保障の基準に基づいて、社会保険、公衆衛生サービス、公的扶助、社会福祉制度等の給付等に関する各種の統計を用いて作成される社会保障給付に関する最も基本的な統計であり、福祉・社会保障全般を総合的に示す指標として位置付けられる。福祉・社会保障に関する各種施策に活用されるほか、福祉・社会保障の分野で研究者等に広く利用されている。 なお、統計の体系的整備等の観点から、本統計を基幹統計として、関連する各種業務統計等との連携や精度の向上等を図る。	厚生労働省	別表の第2の2(3)及び(4)に掲げられた課題の検討状況を踏まえ、できるだけ早期に整備する。

平成21年度中の検討状況又は進捗状況
<p>平成21年度まで基幹統計として実施。次回調査(平成26年度)までに一般統計調査への移行のため手続等を行う予定。</p>
<p>21年度は取組実績なし。</p>
<p>平成22年5月の統計委員会に産業連関表の基幹統計への指定に係る諮問を行うことを目指し、22年2月及び3月産業連関技術委員会において、当該諮問の内容、産業連関表の基幹統計としての整備スケジュール等を検討。</p>
<p>平成21年度は、申請に必要な資料や諮問へ向けてのスケジュールについて検討し、平成22年度は、年内の諮問に向けて必要な手続き担当と調整しながら進めていく予定。</p>
<p>平成21年度より、各種の国際基準やSNAに基づく統計との整合性に関する検討を開始して、その進捗状況を公表するとともに、社会保障費用統計に関する国際会議に参加して情報収集などを行った。22年度はこれらの調査・確認を継続するとともに、その結果を踏まえて、基幹統計としての整備に向けて、今後の社会保障給付費の在り方等について検討を進める予定。</p>

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
2 新たに基幹統計として整備する統計	<p>【鉱工業指数(加)】 鉱工業指数は、経済産業省生産動態統計調査の結果等を基に作成される加工統計であるが、我が国の鉱工業の生産、出荷、在庫に係る諸活動を表す重要な指標であり、また生産活動の基調判断、経済活動分析、生産動向や設備投資分析等にも広く利用されている。 基幹統計化に向けて、その範囲を指数系列のどこまでとするかについて検討する。</p>	経済産業省	平成22年度までの整備に向けて、平成21年度から所要の準備を開始する。
3 将来の基幹統計化について検討する統計	<p>【サービス産業動向調査】 調査開始(平成20年7月から)以降3年程度をかけて、調査方法の検討、蓄積したデータに基づいて推計方法、欠測値補完方法等の検討を行った上で、基幹統計化について結論を得る。</p>	総務省	平成23年度を目途に結論を得る。
	<p>【通信・放送産業基本調査、放送番組制作業実態調査】 経済産業省企業活動基本調査と連携して一元的に実施する。具体的には、企業活動を把握する基幹統計となる企業活動基本統計(仮称)の下に統合して、日本標準産業分類の大分類「G情報通信業」に係る経済産業省と総務省の共管調査として実施し、情報通信業に関する企業活動の統計を整備する。</p>	総務省	平成22年を目途に実施する。
	<p>【貿易統計(業)】 貿易統計は、条約(経済統計に関する国際条約、議定書及び附属書並びに1928年12月14日にジュネーブで署名された経済統計に関する国際条約を改正する議定書及び附属書(昭和27年条約第19号))及び関税法(昭和29年法律第61号)第102条に基づき作成されている業務統計であるが、貿易の実態を把握し各国の外国貿易との比較を容易にすることにより、国の経済政策や私企業の経済活動の基礎資料を提供するものであり、物の動きを水際でとらえる統計として、極めて重要な役割を果たしている。 一方、貿易統計の基礎となる輸出入申告については、貿易手続の円滑化の観点から、申告者の負担軽減を考慮した申告事項の削減や国際的統一化等に対応することが不可欠となっている。このため、貿易統計を基幹統計化することについては、このような本来業務への要請と両立し得るかという観点も含めて検討を行う。</p>	財務省	平成21年度から検討を開始する。
	<p>【食料品生産実態調査、油糧生産実績調査、小麦加工食品生産動態等統計調査】 上記1(2)の府省横断的な生産動態に関する統計(生産動態統計(仮称))を一つの基幹統計として整備し、その下で農林水産省所管の生産動態統計調査として再編を検討する中で、これら3調査を対象とすることについてその可能性を検討する。</p>	農林水産省	平成21年度早期に所要の検討を開始し、平成25年度までに結論を得る。

平成21年度中の検討状況又は進捗状況

平成20年度の外部有識者を交えた調査研究における検討を踏まえ、平成21年度において基幹統計化する指数系列の範囲等について検討し、平成22年度の整備に向けた事務手続の準備作業を行った。

調査方法の検討、蓄積したデータに基づく推計方法、欠測値補完方法等の検討を行うために、平成21年9月に「サービス産業統計研究会」を設置。平成21年度中は3回開催し、調査方法、対象産業等の検討を行った。今後、推計方法、欠測値補完方法、標本設計等について検討を進めていく予定。

総務省及び経済産業省において、平成22年度から情報通信業に関する企業活動を一元的に把握する一般統計「情報通信業基本調査」を実施することとし、そのための準備作業を進めているところ。今後、「情報通信業基本調査」の調査結果を踏まえ、「情報通信業基本調査」を基幹統計化することを検討。

業務統計としての貿易統計に求められる行政の効率化や貿易手続の円滑化という観点、国際貿易・物流関係者からの要請及び貿易統計の利用者ニーズ等を踏まえ、今後の貿易統計のあり方についての検討を開始している。

平成21年度後半に政府統計の総合窓口(e-Stat)を用いて「貿易統計の改善に向けたアンケート」を実施しており、その結果を踏まえつつ、今後検討すべき論点の整理や、外部有識者(統計利用者及び行政記録情報の提供者等)からの意見聴取を含む検討を進展させていく予定。

「生産動態統計の整備に関する検討会」における検討スケジュール等を踏まえ、内部で検討のあり方等について議論を開始。

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
3 将来の基幹統計化について検討する統計	【エネルギー消費統計調査】 経済産業省特定業種石油等消費統計等との関係整理を行った上で、基幹統計化する方向で検討を行う。その際、基幹統計の範囲について併せて検討する。	経済産業省	平成23年度までに結論を得る。
	【第3次産業活動指数(加)】 一次統計の整備及び推計手法の高度化によって、精度向上が図られれば、基幹統計化を検討する。	経済産業省	平成24年度までに結論を得る。
	【産業連関表(延長表)(加)】 一次統計の整備及び推計手法の高度化によって、精度向上が図られれば、基幹統計化を検討する。	経済産業省	平成24年度までに結論を得る。
	【宿泊旅行統計調査、旅行・観光消費動向調査】 観光統計に関する都道府県統一基準の作成、外国人旅行者に関する実態把握の向上等とともに、両調査の改善・充実を図る等により観光統計を体系的に整備することが必要であり、その過程で両調査の基幹統計化について検討する。	国土交通省	平成22年度までに結論を得る。
	【法人建物調査】 密接な関係を有するため調査を同時に実施している法人土地基本統計と統合し、企業の不動産(土地及び建物)ストックを把握する基幹統計とすることを検討する。	国土交通省	平成24年度までに結論を得る。

平成21年度中の検討状況又は進捗状況
<p>エネルギー消費統計調査の基幹統計化について、検討会を実施し、問題点の整理を行った。今後、引き続き検討会を開催し、エネルギー消費統計調査と経済産業省特定業種石油等消費統計との関係整理を含め、エネルギー消費統計の基幹統計化について検討を行っていく予定。</p>
<p>平成17年基準改定(平成21年6月公表)作業において、基礎データの推計方法や季節調整方法を改善し、精度向上を図った。 また、平成21年度の調査研究においても精度向上に向けた検討を外部有識者も含めて行った。平成22年度は、前年度の調査研究を踏まえて検討を行う予定。</p>
<p>平成17年基準改定(平成20年表として平成22年度末公表予定)作業において採用する系列の見直し及び推計手法の改善を行い、精度向上を図った。 また、平成22年度において、外部有識者が参加する調査研究を実施して精度向上に向けた検討を行う予定であり、平成21年度はこの調査研究に向けた準備を行った。</p>
<p>宿泊旅行統計調査及び旅行・観光消費動向調査については、調査対象施設の範囲及び調査対象数等の拡充を平成22年度に予定しているが、平成21年度における「観光統計の整備に関する検討懇談会」の指摘事項等を踏まえ、調査の安定性を検証してから基幹統計化を検討することとしており、今後引き続き調査の安定性の検証を進めていく予定。</p>
<p>法人建物調査の基幹統計化は、統計法施行令の改正等を伴うことから、平成22年度より検討会を設置し、次回調査に向けた調査設計を行うとともに、基幹統計化に向けた検討を行う予定である。</p>

(資料編)

資料 1	統計法成立から施行までの準備行為等	P109
資料 2	統計法の概要	P110
資料 3	「公的統計の整備に関する基本的な計画」概要	P112
資料 4	「公的統計の整備に関する基本的な計画」の推進体制	P115
資料 5	基幹統計調査の承認一覧（平成21年度中）	P116
資料 6	統計委員会における諮問・答申実績（平成21年度中）	P117
資料 7	基幹統計調査の年度別承認件数	P118
資料 8	一般統計調査の承認一覧（平成21年度中）	P119
資料 9	一般統計調査の年度別承認件数	P124
資料 10	都道府県別統計調査の届出件数、実施件数、中止件数 （平成21年度中）	P125
資料 11	指定都市別統計調査の届出件数、実施件数、中止件数 （平成21年度中）	P125
資料 12	統計委員会委員名簿 （平成19年10月から平成21年9月まで）	P126
資料13	統計委員会委員名簿（平成21年10月から）	P126
資料14	統計委員会臨時委員名簿	P126
資料15	統計委員会専門委員名簿（平成22年3月31日現在）	P127
資料16	統計委員会開催状況（第1回～第34回）	P128
資料17	統計委員会が軽微な事項と認めるもの	P131
資料18	政府統計の総合窓口（e-Stat）について	P132
資料19	政府統計共同利用システムについて	P133
資料20	事業所母集団データベースについて	P134

資料1 統計法成立から施行までの準備行為等

【平成19年】

- 5月23日 統計法公布（平成19年法律第53号）
- 9月25日 統計法の一部施行に伴う政省令の公布
- ・ 統計法の一部の施行期日を定める政令（平成19年政令第298号）
 - ・ 統計法第二条第二項第二号の法人並びに同条第五項第三号の行政機関等及び事務を定める政令（平成19年政令第299号）
 - ・ 統計委員会令（平成19年政令第300号）
 - ・ 統計法施行規則（平成19年総務省令第112号）
- 10月1日 統計法の一部施行
- 10月5日 統計委員会の第1回会合

【平成20年】

- 1月21日 「公的統計の整備に関する基本的な計画」に係る統計委員会諮問
- 9月8日 国民経済計算の作成基準に係る統計委員会諮問
- 10月31日 統計法の全部施行に伴う政令の公布
- ・ 統計法の施行期日を定める政令（平成20年政令第333号）
 - ・ 統計法施行令（平成20年政令第334号）
- 12月16日 統計法施行規則の公布（平成20年総務省令第145号）
- 12月22日 「公的統計の整備に関する基本的な計画」に係る統計委員会答申
- 同 全国消費実態調査、社会生活基本調査、就業構造基本調査及び住宅・土地統計調査に係る匿名データの作成に係る統計委員会諮問

【平成21年】

- 1月19日 「日本標準産業分類」及び「疾病、傷害及び死因の統計分類」の統計委員会諮問・即日答申
- 3月9日 国民経済計算の作成基準に係る統計委員会答申
- 同 全国消費実態調査、社会生活基本調査、就業構造基本調査及び住宅・土地統計調査に係る匿名データの作成に係る統計委員会答申
- 3月13日 「公的統計の整備に関する基本的な計画」の閣議決定
- 3月23日 「日本標準産業分類」及び「疾病、傷害及び死因の統計分類」の公示
- 4月1日 統計法の全部施行
- 同 指定統計のうち基幹統計とみなすものの公示
- 同 国民経済計算の作成基準の公示

資料2 統計法の概要 (統計法案国会提出時の説明資料)

現行統計法を全部改正（統計報告調整法を廃止）して、統計調査によって作成される統計のみならず、公的機関が作成する統計全般を対象とした法律に改編

1. 目的（第1条）

公的統計が国民にとって合理的な意思決定を行うための基盤となる重要な情報であることにかんがみ、公的統計の作成及び提供に関し基本となる事項を定めることにより、公的統計の体系的かつ効率的な整備及びその有用性の確保を図り、もって国民経済の健全な発展及び国民生活の向上に寄与

2. 公的統計の体系的整備（第2条～第31条）

- ・ 国勢統計、国民経済計算及び行政機関が作成する統計のうち重要なものとして総務大臣が指定した統計を基幹統計として位置づけ
- ・ 公的統計の整備に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、公的統計の整備に関する基本的な計画を閣議によって決定することを法定化（おおむね5年ごとに変更）
- ・ 国民経済計算の作成基準をあらかじめ設定・公表することにより、中立性・客観性を確保
- ・ 行政機関が行う統計調査について、総務大臣が審査・承認を行うことによって品質確保や重複是正を図るとともに、報告義務やかたり調査の禁止などの規定を整備することにより、基幹統計を作成するための調査（基幹統計調査）における適正確実な報告を担保
- ・ 統計調査以外の方法により作成される基幹統計について、総務大臣が必要に応じて意見を述べることとすることにより、公的統計全体の体系性を確保
- ・ 行政機関が保有する各種の情報を統計の作成に活用する仕組みを整備することにより、統計作成の正確性や効率性を向上させるとともに、統計調査における被調査者の負担を軽減

3. 統計データの利用促進と秘密の保護 (第 32 条～第 43 条)

- ・ 委託に応じた集計による統計の提供（オーダーメイド集計）や、匿名性の確保措置を講じた調査票情報（匿名データ）の提供に関する規定を整備することにより、学術研究等の需要に対応（提供の対価として手数料を徴収）
- ・ 公的統計の作成に用いられた調査票情報等について、適正管理義務や守秘義務、目的外利用の禁止などの規定を整備するとともに、これらの規定を統計調査事務の受託者に対しても同様に適用

4. 統計委員会の設置 (第 44 条～第 51 条)

- ・ 基本計画案など、法律の定める事項について専門的かつ中立公正な調査審議を行う統計委員会を内閣府に設置することにより、公的統計の総合的かつ体系的な整備を推進

5. 罰則等

○ 雑則 (第 52 条～第 56 条)

- ・ 公的統計の利用者の利便を図るため、統計の所在情報の提供を義務化
- ・ 法の施行状況を統計委員会に報告するとともに公表

○ 罰則 (第 57 条～第 62 条)

- ・ 秘密漏えい等に関する罰則の適用対象を行政機関が行う統計調査のすべてに拡大。また、統計調査事務の受託者に対する罰則規定を明確化

○ 施行 (附則第 1 条)

- ・ 公布の日から起算して 2 年を超えない範囲内において政令で定める日
- ・ ただし、基本計画や統計委員会に関する規定等については、公布の日から起算して 6 月を超えない範囲内において政令で定める日

資料3 「公的統計の整備に関する基本的な計画」概要
(計画決定時の報道発表資料を元に修正)

「公的統計の整備に関する基本的な計画」概要

基本計画は、統計法（平成19年法律第53号）第4条の規定に基づき、分散型統計機構の下、政府が公的統計の整備に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために定めるものであり、施策展開に当たっての基本的な考え方や取組の方向性等を記した「本文」と平成21年度からの5年間に取り組む具体的な措置、方策等を列記した「別表」とで構成

今後、政府は、基本計画を踏まえた公的統計の整備に関する施策を着実かつ計画的に推進するとともに、施策の効果に関する評価や社会経済情勢を踏まえ、おおむね5年ごとに見直しを実施

第1 公的統計の整備に関する施策についての基本的な方針

1 公的統計の果たすべき役割

公的統計は、国民にとって合理的な意思決定を行うための基盤となる重要な情報と位置付けられたことを踏まえ、社会で広く有効活用され得る情報基盤として整備していくことが必要

2 施策展開に当たっての基本的な視点

国民にとっての「統計の有用性の確保」を図ることが統計整備の重要な目標。統計の有用性の向上を図るためには次の4つの視点が重要

- (1) 統計の体系的整備
- (2) 経済・社会の環境変化への対応
- (3) 統計データの有効活用の推進

第2 公的統計の整備に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

1 統計体系の根幹となる「基幹統計」の整備

加工統計や調査統計を含め、公的統計の体系的整備の根幹となる統計を「基幹統計」として指定し、その有用性を向上

◇既存の大規模統計調査を統廃合し、全産業分野の経済活動を同一時点で網羅的に把握する経済センサスを新たに実施し、これを軸とした産業関連統計の体系的整備、国民経済計算の推計方法の確立

◇4省がそれぞれ作成している製造業の生産動態に関する統計を一つに統合

2 統計相互の整合性及び国際比較可能性の確保・向上に関する事項

＜国民経済計算の整備と一次統計等との連携強化＞

◇国民経済計算と産業連関表との連携を強化し、整合性を確保

◇国民経済計算の推計に用いる基礎統計の選択に関する検討、推計方法の見直し

第2 公的統計の整備に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策（続き）

2 統計相互の整合性及び国際比較可能性の確保・向上に関する事項

＜ビジネスレジスター（事業所母集団データベース）の構築・利活用＞

- ◇経済センサスの実施や行政記録情報の活用を通じた母集団情報の的確な整備
- ◇各種統計調査結果や行政記録情報との結合による有用な統計の作成に向けた検討

＜福祉・社会保障全般を総合的に示す統計の整備＞

- ◇社会保障給付費について各種国際基準に基づく統計との整合性の向上を検討

＜統計基準の設定＞

- ◇日本標準産業分類、疾病、傷害及び死因の統計分類などを統計基準として設定するとともに、設定又は改定からおおむね5年後を目途に当該基準の改定の必要性を検討

3 社会的・政策的なニーズの変化に応じた統計の整備に関する事項

＜サービス活動に係る統計の整備＞

- ◇高度化する情報通信サービスの実態を府省横断的に把握するための統計を整備
- ◇知的財産活動に関する統計の充実・高度利用

＜少子高齢化等の進展やワークライフバランス等に対応した統計の整備＞

- ◇配偶関係、結婚時期、子供数等の少子化関連データの大規模標本調査による把握を検討
- ◇就業（就業及び離職の状況、就業抑制要因など）と結婚、出産、子育て、介護等の関係を詳細に分析するため、関連統計調査の充実を検討

＜環境に関する統計の段階的な整備＞

- ◇温室効果ガスの排出及び吸収に関する統計データの充実、気候変動による影響に関する統計を整備
- ◇総合エネルギー統計における速報値の公表早期化を推進

＜観光に関する統計の整備＞

- ◇主要な観光統計の充実とともに、共通基準の策定により都道府県間の比較が可能な観光統計の整備を推進

＜企業活動の変化や働き方の多様化等に対応した労働統計の整備＞

- ◇非正規雇用の実情を継続的に毎年把握する統計調査の開始に向けた取組を推進
- ◇事業所の開設・廃止による雇用への影響を把握するため、雇用創出・消失指標を整備

第3 公的統計の整備を推進するために必要な事項

1 効率的な統計作成

<行政記録情報等の活用>

- ◇労働保険及び雇用保険の適用事業所情報、有価証券報告書データ等の活用を検討
- ◇統計調査の実実施計画の策定時に、活用可能な行政記録情報等の有無等に関する事前調査・検討を原則化

<民間事業者の活用>

- ◇民間事業者が優れたノウハウやリソースを持つ業務分野における積極的な活用
- ◇統計調査の民間委託に係るガイドラインの改定など民間事業者をより適正かつ効果的に活用するための環境を整備

2 統計リソースの確保及び有効活用

- ◇基本計画の実施に必要な統計リソースの確保、特に国民経済計算に関する課題の着実な解消のため研究者や中核的職員を集中的に投入
- ◇地方公共団体を経由する統計調査の見直し、業務量の平準化、調査事務の効率化等の多面的な方策の計画的な実施

3 経済・社会の環境変化への対応

- ◇統計利用者との意見交換を通じて把握したニーズを統計の整備・改善等に活用
- ◇統計の品質に関する評価を通じた既存統計の見直し、統計作成方法の効率化を推進
- ◇統計に対する国民の理解を得るための広報・啓発活動の効果的な実施

4 統計データの有効活用の推進

- ◇新たに制度化されたオーダーメイド集計及び匿名データの作成・提供を適切に開始し、その対象とする統計調査を段階的に拡大

5 その他

- ◇政府統計共同利用システムの活用等による府省間でのデータ共有や提供の推進
- ◇統計の中立性を確保する観点から、統計作成過程の一層の透明化を推進

第4 基本計画の推進・評価等

- ◇「基本計画推進会議」（仮称）を開催し、政府一体となって基本計画を推進
- ◇統計委員会による基本計画の実施に関する各府省の取組状況の評価・検証、改善意見の提示等

資料4 「公的統計の整備に関する基本的な計画」の推進体制

公的統計基本計画推進会議の設置について

平成 21 年 4 月 23 日
各府省統計主管部局長等会議申合せ

「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成 21 年 3 月 13 日閣議決定）に掲げられた施策を府省間で密接な連携を図りつつ推進するために必要な連絡、調整及び検討を行うことを目的として、下記により、「公的統計基本計画推進会議」（以下「推進会議」という。）を設置する。

記

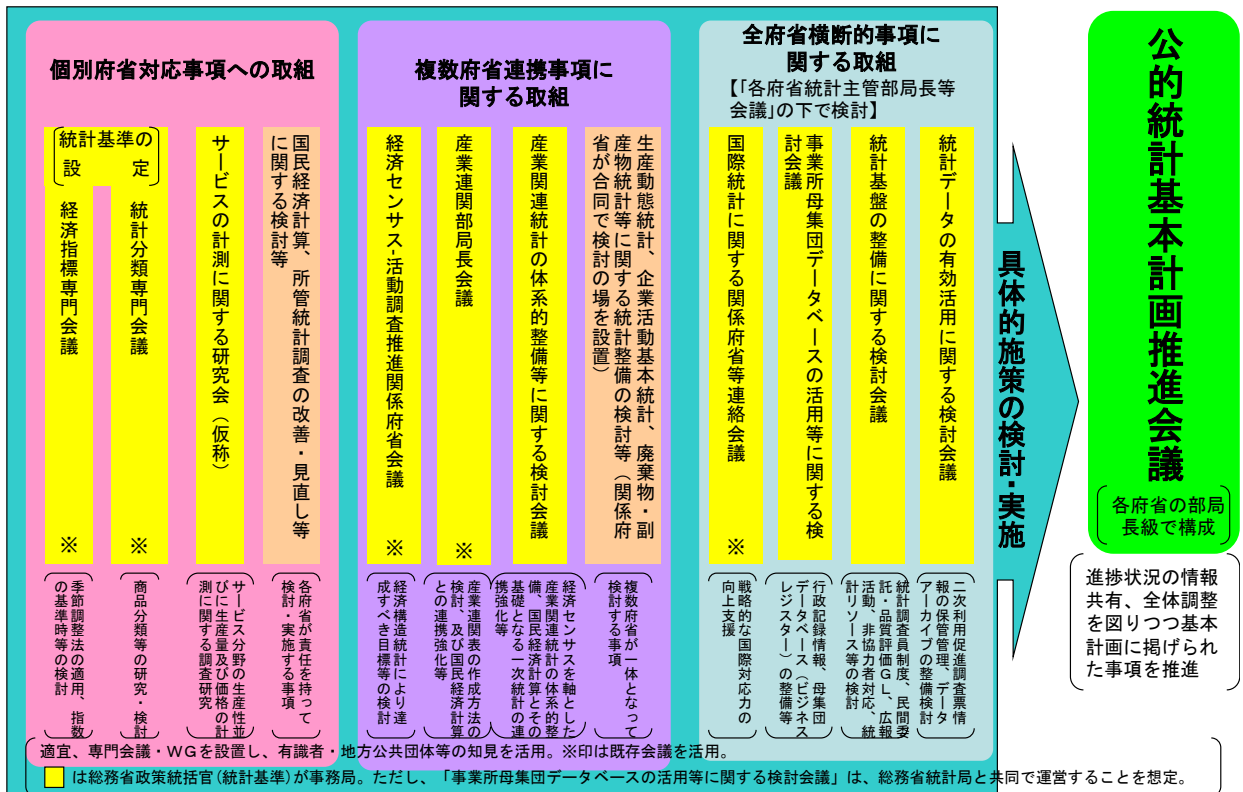
- 1 推進会議の構成
推進会議の構成は、別紙のとおりとする。ただし、必要があるときは、構成員を追加することができる。推進会議は、総務省政策統括官（統計基準担当）が招集する。
- 2 推進会議は、必要と認めるときには、構成員以外の者の意見を聴くことができる。
- 3 推進会議の庶務は、総務省政策統括官（統計基準担当）が行う。

【別紙】

推進会議構成員

人事院事務総局総括審議官	内閣府大臣官房審議官	内閣府経済社会総合研究所次長
宮内庁長官官房審議官	公正取引委員会事務総局総括審議官	警察庁情報通信局長
金融庁総務企画局長	総務省統計局長	総務省政策統括官（統計基準担当）
法務省大臣官房司法法制部長	外務省大臣官房長	財務省大臣官房総括審議官
文部科学省生涯学習政策局長	厚生労働省大臣官房統計情報部長	農林水産省大臣官房統計部長
経済産業省経済産業政策局調査統計部長	国土交通省総合政策局情報政策本部長	環境省大臣官房審議官
防衛省大臣官房長 （オブザーバー）		
内閣府大臣官房統計委員会担当室長	日本銀行調査統計局長	

「公的統計基本計画」の政府における推進体制（イメージ図）



資料5 基幹統計調査の承認一覧

(平成21年度中)

実施府省	基幹統計調査の名称	調査分野	最終承認 年月日
総務省	国勢調査	人口	H21.10.2
	小売物価統計調査	家計・物価	H21.10.28
	労働力調査	労働・賃金	H22.3.17
	小売物価統計調査	家計・物価	H22.3.29
文部科学省	学校基本調査	教育・文化・科学	H22.1.28
厚生労働省	国民生活基礎調査	生活・環境	H22.2.4
農林水産省	農業経営統計調査	農林水産	H21.10.2
	作物統計調査	農林水産	H22.2.26
経済産業省	特定サービス産業実態調査	商業・サービス業	H21.5.28
	工業統計調査	鉱工業	H21.10.29
	商業動態統計調査	商業・サービス業	H21.12.11
	経済産業省企業活動基本調査	企業・経営	H22.2.15
国土交通省	自動車輸送統計調査	運輸・通信	H21.6.9
	港湾調査	運輸・通信	H21.9.7
	内航船舶輸送統計調査	運輸・通信	H21.12.1
	自動車輸送統計調査	運輸・通信	H22.3.30

注) 本表は、改正後の統計法(平成19年法律第53号)に基づき、平成21年度中に総務大臣に申請された基幹統計調査の承認状況についてまとめたものである。

資料6 統計委員会における諮問・答申実績

(平成21年度中)

	諮問者	諮問日	答申日
特定サービス産業実態調査の改正について	総務大臣	平成21年 3月9日 (平成20 年度)	平成21年 5月11日
国民経済計算の作成基準の変更について	内閣総理 大臣	平成21年 4月13日	審議中
日本標準職業分類の統計基準としての設定について	総務大臣	平成21年 4月13日	平成21年 8月24日
国勢調査の変更について	総務大臣	平成21年 6月8日	平成21年 9月14日
港湾調査の指定の変更及び港湾調査の変更について	総務大臣	平成21年 6月8日	平成21年 8月24日
農業経営統計調査の変更について	総務大臣	平成21年 7月13日	平成21年 9月14日
国民生活基礎調査の変更について	総務大臣	平成21年 10月30 日	平成22年 1月25日
経済産業省企業活動基本調査の変更について	総務大臣	平成21年 11月20 日	平成22年 1月25日
自動車輸送統計調査の変更について	総務大臣	平成22年 1月25日	平成22年 3月24日
「指数の基準時に関する統計基準」の設定について	総務大臣	平成22年 1月25日	平成22年 2月22日
経済産業省生産動態統計調査の変更について	総務大臣	平成22年 3月24日	審議中

注) 諮問「経済産業省生産動態統計調査の変更について」に対する答申は平成22年5月21日に行われた。

資料7 基幹統計調査の年度別承認件数

府省名	平成 21年度	平成 20年度	平成 19年度	平成 18年度	平成 17年度
内閣府	0	0	0	0	0
総務省	4(2)	8	6(2)	6(2)	2
財務省	0	2	1	1	1
文部科学省	1	3	3	3(2)	2
厚生労働省	1	2	4	4(2)	4
農林水産省	2	2	3	4(2)	12(8)
経済産業省	4	4	4	5	5(2)
国土交通省	4(2)	11(8)	2	4	3(2)
合計	16(2)	32(4)	23(1)	27(4)	29(6)

府省名	平成 16年度	平成 15年度	平成 14年度	平成 13年度
内閣府	0	0	0	0
総務省	4(2)	4(2)	23(14)	7
財務省	1	2(2)	1	1
文部科学省	3(2)	7(5)	3	1
厚生労働省	5(2)	6(5)	9(4)	4
農林水産省	1	9(4)	4(2)	5(2)
経済産業省	7(2)	7	7	13(2)
国土交通省	5(4)	5	13(9)	3
合計	26(6)	40(10)	60(17)	34(2)

注1) ()内の数値は同年度内に同一の調査で複数回承認を受けたものの内数。

注2) 平成13～20年度は旧統計法に基づく指定統計調査の承認件数。

注3) 平成12年度の指定統計調査の承認件数は84件(同一年度内に同一の調査で複数回承認を受けたものの件数:14件)となっている。

資料 8 一般統計調査の承認一覧

(平成 21 年度中)

実施府省	一般統計調査の名称	調査分野	最終承認年月日
人事院	民間企業の勤務条件制度等調査	労働・賃金	H21. 8. 18
	民間企業における役員報酬（給与）等調査	労働・賃金	H22. 3. 30
	職種別民間給与実態調査	労働・賃金	H22. 3. 31
内閣府	民間企業投資・除却調査	企業・経営	H21. 7. 13
	消費動向調査	家計・物価	H21. 11. 17
	企業行動に関するアンケート調査	企業・経営	H21. 11. 17
総務省	平成 22 年国勢調査第三次試験調査	人口	H21. 4. 14
	家計消費状況調査	家計・物価	H21. 7. 13
	通信・放送産業基本調査	運輸・通信	H21. 9. 2
	放送番組制作業実態調査	運輸・通信	H21. 9. 3
	国際比較プログラムに関する小売物価調査	家計・物価	H21. 10. 9
	通信利用動向調査	運輸・通信	H21. 12. 9
	国際比較プログラムに関する小売物価調査	家計・物価	H22. 2. 16
	通信・放送産業動態調査	運輸・通信	H22. 3. 25
財務省	連合会を組織する共済組合における医療状況実態統計調査	福祉・衛生	H21. 10. 20
	国家公務員共済組合年金受給者実態調査	福祉・衛生	H21. 10. 20
文部科学省	第 2 回全国イノベーション調査	教育・文化・科学	H21. 7. 2
	学術情報基盤実態調査	教育・文化・科学	H21. 9. 2
	高等学校卒業（予定）者の就職（内定）状況に関する調査	教育・文化・科学	H21. 9. 17
	民間企業の研究活動に関する調査	教育・文化・科学	H21. 10. 8
	宗教統計調査	教育・文化・科学	H22. 1. 18
	体力・運動能力調査	教育・文化・科学	H22. 3. 2
	子どもの学習費調査	教育・文化・科学	H22. 3. 8
	学校における教育の情報化の実態等に関する調査	教育・文化・科学	H22. 3. 15
厚生労働省	保健師活動領域調査	福祉・衛生	H21. 4. 23
	医療経済実態調査	福祉・衛生	H21. 5. 15
	病院報告	福祉・衛生	H21. 5. 18
	中高年者縦断調査	生活・環境	H21. 5. 28
	就労条件総合調査	労働・賃金	H21. 5. 28

平成 21 年若年者雇用実態調査	労働・賃金	H21. 6. 4
雇用動向調査	労働・賃金	H21. 6. 4
賃金引上げ等の実態に関する調査	労働・賃金	H21. 6. 4
21 世紀成年者縦断調査（国民の生活に関する継続調査）	生活・環境	H21. 6. 4
歯科技工料調査	福祉・衛生	H21. 6. 23
平成 21 年有期労働契約に関する実態調査	労働・賃金	H21. 6. 23
労働経済動向調査	労働・賃金	H21. 7. 2
歯科診療報酬の適正な評価を行うための調査	福祉・衛生	H21. 7. 13
特定保険医療材料価格調査	福祉・衛生	H21. 7. 27
医薬品価格調査	福祉・衛生	H21. 7. 27
雇用均等基本調査	労働・賃金	H21. 8. 18
建設業労働災害防止対策等総合実態調査	労働・賃金	H21. 8. 18
福祉事務所現況調査	福祉・衛生	H21. 8. 31
能力開発基本調査	労働・賃金	H21. 9. 1
介護従事者処遇状況等調査	福祉・衛生	H21. 9. 8
保険医療材料等使用状況調査	福祉・衛生	H21. 9. 11
国民健康・栄養調査	福祉・衛生	H21. 10. 9
21 世紀出生児縦断調査	生活・環境	H21. 10. 16
院内感染対策サーベイランス	福祉・衛生	H21. 10. 16
労働争議統計調査	労働・賃金	H21. 10. 16
生活保護母子世帯調査	福祉・衛生	H21. 10. 16
障害福祉サービス等従事者処遇状況等調査	福祉・衛生	H21. 10. 21
地域児童福祉事業等調査	福祉・衛生	H21. 10. 23
中国残留邦人等実態調査	生活・環境	H21. 10. 23
病院報告	福祉・衛生	H21. 10. 28
消費生活協同組合（連合会）実態調査	生活・環境	H21. 10. 28
全国家庭児童調査	福祉・衛生	H21. 11. 9
年金制度基礎調査（障害年金受給者実態調査）	福祉・衛生	H21. 11. 9
医薬品・医療機器産業実態調査	福祉・衛生	H21. 11. 26
「医療費の動向」調査	福祉・衛生	H22. 1. 19
福祉行政報告例	福祉・衛生	H22. 1. 26
介護給付費実態調査	福祉・衛生	H22. 2. 4
地域保健・健康増進事業報告	福祉・衛生	H22. 2. 23
衛生行政報告例	福祉・衛生	H22. 3. 1

	最低賃金に関する実態調査	労働・賃金	H22. 3. 5
	社会保障生計調査	福祉・衛生	H22. 3. 18
	出生動向基本調査（結婚と出産に関する全国調査）	人口	H22. 3. 18
	食肉検査等情報還元調査	福祉・衛生	H22. 3. 30
農林水産省	都道府県知事認可漁業協同組合の職員に関する一斉調査	農林水産	H21. 6. 19
	食品産業企業設備投資動向調査	企業・経営	H21. 6. 25
	漁業就業動向調査	農林水産	H21. 8. 7
	内水面漁業生産統計調査	農林水産	H21. 8. 18
	農業物価統計調査	農林水産	H21. 8. 19
	集落営農実態調査	農林水産	H21. 11. 19
	木材流通統計調査	鉱工業	H21. 12. 7
	畜産統計調査	農林水産	H21. 12. 7
	食品産業活動実態調査	商業・サービス業	H21. 12. 21
	食品流通段階別価格形成調査	商業・サービス業	H21. 12. 21
	漁業経営調査	農林水産	H21. 12. 21
	集落営農活動実態調査	農林水産	H21. 12. 21
	森林づくり活動アンケート調査	農林水産	H22. 1. 21
	新規就農者調査	農林水産	H22. 1. 21
	青果物卸売市場調査	商業・サービス業	H22. 1. 26
	畜産物流通調査	商業・サービス業	H22. 1. 27
	地域特産野菜生産状況調査	農林水産	H22. 2. 8
	土壌改良資材の生産量及び輸入量調査	農林水産	H22. 2. 23
	生産者の米穀在庫等調査	農林水産	H22. 2. 23
	水産物流通調査	商業・サービス業	H22. 2. 25
	油糧生産実績調査	鉱工業	H22. 3. 15
	農業協同組合及び同連合会一斉調査	農林水産	H22. 3. 19
	特定作物統計調査	農林水産	H22. 3. 19
	メッシュ標本調査の試行調査	農林水産	H22. 3. 19
	作物統計調査の見直しに係る試行調査	農林水産	H22. 3. 30
	園芸用施設及び農業用廃プラスチックに関する調査	農林水産	H22. 3. 31
経済産業省	中小企業実態基本調査	企業・経営	H21. 6. 4
	消費者向け電子商取引実態調査	商業・サービス業	H21. 8. 20
	情報処理実態調査	その他	H21. 9. 10
	経済危機下における企業の取引実態調査	金融・財政	H21. 11. 13

	金属加工統計調査	鋳工業	H21. 12. 24
	バイオ産業創造基礎調査	企業・経営	H22. 2. 15
	鉄鋼需給動態統計調査	鋳工業	H22. 2. 24
	鉄鋼生産内訳月報	鋳工業	H22. 2. 24
	エネルギー消費統計調査	エネルギー	H22. 2. 25
	組込みソフトウェア産業実態調査	商業・サービス業	H22. 3. 15
	生コンクリート流通統計調査	鋳工業	H22. 3. 18
	特定サービス産業動態統計調査	商業・サービス業	H22. 3. 18
	石油輸入調査	エネルギー	H22. 3. 25
	石油設備調査	エネルギー	H22. 3. 25
	非鉄金属等需給動態統計調査	鋳工業	H22. 3. 25
	工場立地動向調査	鋳工業	H22. 3. 31
国土交通省	旅行・観光消費動向調査	商業・サービス業	H21. 6. 24
	旅客県間流動調査	運輸・通信	H21. 7. 23
	国際航空旅客動態調査	運輸・通信	H21. 7. 29
	自動車分解整備事業実態調査	運輸・通信	H21. 8. 7
	船員異動状況調査	運輸・通信	H21. 9. 4
	企業の土地取得状況等に関する調査	建設・土地	H21. 9. 10
	航空旅客動態調査	運輸・通信	H21. 9. 18
	国際航空貨物動態調査	運輸・通信	H21. 9. 29
	航空貨物動態調査	運輸・通信	H21. 9. 29
	民間住宅ローンの実態に関する調査	金融・財政	H21. 10. 26
	土地保有移動調査	建設・土地	H21. 12. 8
	建築物リフォーム・リニューアル調査	建設・土地	H21. 12. 8
	住宅市場動向調査	建設・土地	H21. 12. 11
	空家実態調査	建設・国土	H22. 1. 15
	バルク貨物流動調査	運輸・通信	H22. 1. 18
	宿泊旅行統計調査	商業・サービス業	H22. 3. 2
	建設労働需給調査	建設・土地	H22. 3. 18
環境省	環境にやさしい企業行動調査	生活・環境	H21. 6. 29
	環境投資等実態調査	生活・環境	H21. 8. 26
	産業廃棄物処理実態調査	生活・環境	H21. 10. 19
	産業廃棄物処理実態調査	生活・環境	H21. 12. 24
	環境基本計画に係る地方公共団体アンケート調査	生活・環境	H22. 1. 26
	環境保健サーベイランス調査	生活・環境	H22. 3. 25

総務省・ 経済産業省	経済センサス-活動調査第2次試験調査	企業・経営	H21.9.8
文部科学省・ 厚生労働省	大学・短期大学・高等専門学校及び専修 学校卒業予定者の就職内定状況等調査	教育・文化・科学	H21.10.28
内閣府・ 財務省	法人企業景気予測調査	企業・経営	H22.3.4
総務省・ 経済産業省	情報通信業基本調査	運輸・通信	H22.3.31

注1) 本表は、改正後の統計法（平成19年法律第53号）に基づき、平成21年度中に総務大臣に申請された一般統計調査の承認状況についてまとめたものである。

注2) 周期的に行われる調査については、調査名に「平成〇年」を付して申請されている場合についても、「平成〇年」を除いた名称で掲載している。

注3) 複数の変更がなされているものについては、最終承認年月日で集約して掲載している。

資料9 一般統計調査の年度別承認件数（中央省庁再編後）

（平成17～21年度）

府省名	平成 21年度	平成 20年度		平成 19年度		平成 18年度		平成 17年度	
		承認	届出	承認	届出	承認	届出	承認	届出
内閣府	4(1)	10(1)	1	6(1)	1	6(1)	0	5	1
総務省	10(2)	9(1)	0	19	1	13(1)	3	16	4
法務省	0	0	0	2	0	1	0	1	0
財務省	3(1)	5(2)	0	3(1)	0	7(2)	0	2	1
文部科学省	9(1)	8(1)	4	6(1)	0	6(1)	8	9(1)	5
厚生労働省	44(1)	43(1)	16	39(1)	8	34(2)	14	48(1)	16
農林水産省	26	18(1)	4	26(1)	4	32(2)	6	29(1)	7
経済産業省	18(2)	32(4)	0	22(2)	0	26(4)	0	21(2)	0
国土交通省	17	29(1)	5	23	0	28(2)	2	30	4
環境省	6	5(1)	1	2(1)	3	4(2)	0	2(1)	0
防衛省	0	1	0	1	0	0	0	0	0
人事院	3	0	6	0	7	0	6	0	4
合計	136(4)	153(7)	37	145(4)	24	151(6)	39	160(3)	42

注1) 平成17～20年度は、旧統計報告調整法に基づく統計報告の徴集の承認件数及び旧統計法に基づく届出統計調査の受理件数。

注2) ()内の数値は共管調査（複数の府省が共同で行う調査）の数であり、承認した統計調査件数の内数。共管調査は、共管の府省にそれぞれ1件と計上しているため、各府省の承認件数を単純合計しても、合計には一致しない。

（参考）統計報告の徴集の承認件数及び届出統計調査の受理件数（年別）

（平成13～16年）

	平成16年		平成15年		平成14年		平成13年	
	承認	届出	承認	届出	承認	届出	承認	届出
合計	132	20	145	38	154	33	164	21

資料 10 都道府県別統計調査の届出件数、実施件数、中止件数

(平成 21 年度中)

都道府県名	届出件数		調査 実施 件数	調査 中止 件数	都道府県名	届出件数		調査 実施 件数	調査 中止 件数
	実施	変更				実施	変更		
北海道	2	0	2	0	滋賀県	14	1	23	0
青森県	1	1	6	0	京都府	1	3	4	0
岩手県	0	3	5	0	大阪府	7	1	12	0
宮城県	0	2	4	0	兵庫県	2	0	2	0
秋田県	1	0	4	0	奈良県	3	1	5	0
山形県	2	0	12	0	和歌山県	1	0	2	0
福島県	3	1	18	1	鳥取県	13	0	16	0
茨城県	0	6	9	0	島根県	0	1	2	0
栃木県	10	2	17	0	岡山県	0	0	4	0
群馬県	0	0	5	0	広島県	4	0	4	0
埼玉県	7	1	13	0	山口県	3	0	5	0
千葉県	6	2	18	1	徳島県	2	0	5	0
東京都	9	3	22	0	香川県	6	1	11	0
神奈川県	1	5	12	0	愛媛県	1	1	3	0
新潟県	0	3	22	3	高知県	8	0	9	1
富山県	0	0	1	0	福岡県	1	1	8	0
石川県	1	0	4	0	佐賀県	3	5	12	0
福井県	5	0	9	0	長崎県	0	0	0	0
山梨県	0	2	8	0	熊本県	1	2	3	0
長野県	6	0	6	0	大分県	0	0	4	0
岐阜県	1	2	8	5	宮崎県	0	0	3	0
静岡県	6	1	12	6	鹿児島県	5	2	12	0
愛知県	19	1	22	0	沖縄県	8	0	9	0
三重県	3	0	7	0	合計	166	54	402	17

(注) 調査の中止は総務大臣への届出の対象となっていないため、中止件数は届出件の外数である。

資料 11 指定都市別統計調査の届出件数、実施件数、中止件数

(平成 21 年度中)

指定都市名	届出件数		調査 実施 件数	調査 中止 件数	指定都市名	届出件数		調査 実施 件数	調査 中止 件数
	新設	変更				新設	変更		
札幌市	0	0	0	0	京都市	1	0	1	0
仙台市	0	0	1	0	大阪市	2	1	3	0
さいたま市	0	0	0	0	堺市	1	0	1	0
千葉市	1	0	1	0	神戸市	15	7	23	0
横浜市	0	0	0	0	岡山市	1	0	1	0
川崎市	0	0	0	0	広島市	4	0	4	0
新潟市	0	1	1	0	福岡市	3	0	3	0
静岡市	1	0	1	0	北九州市	3	2	10	0
浜松市	0	0	0	0					
名古屋市	2	0	3	0	合計	34	11	53	0

(注) 調査の中止は総務大臣への届出の対象となっていないため、中止件数は届出件の外数である。

資料 12 統計委員会委員名簿

(平成 19 年 10 月～平成 21 年 9 月まで)

委員名		
委員長	竹内 啓	東京大学名誉教授
委員長代理	吉川 洋	東京大学大学院経済学研究科教授
委員	阿藤 誠	早稲田大学人間科学学術院特任教授
	井伊 雅子	一橋大学国際・公共政策大学院教授
	大沢 真知子	日本女子大学人間社会学部教授
	大守 隆 ^{注1)}	UBS 証券会社チーフエコノミスト
	佐々木 常夫	(株)東レ経営研究所代表取締役社長
	出口 弘	東京工業大学大学院総合理工学研究科教授
	野村 浩二	慶應義塾大学産業研究所准教授
	廣松 毅 ^{注2)}	東京大学大学院総合文化研究科教授
	舟岡 史雄	信州大学経済学部教授
	門間 一夫	日本銀行調査統計局長
	美添 泰人	青山学院大学経済学部教授

注 1) 平成 20 年 4 月からは日本計画行政学会常務理事。

注 2) 平成 21 年 4 月からは情報セキュリティ大学院大学情報セキュリティ研究科教授。

資料 13 統計委員会委員名簿

(平成 21 年 10 月から)

委員名		
委員長	樋口 美雄	慶應義塾大学商学部教授
委員長代理	深尾 京司	一橋大学経済研究所教授
委員	縣 公一郎	早稲田大学政治経済学術院教授
	阿藤 誠	早稲田大学人間科学学術院特任教授
	安部 由起子	北海道大学大学院公共政策学連携研究部教授
	井伊 雅子	一橋大学国際・公共政策大学院教授
	宇賀 克也	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	佐々木 常夫	(株)東レ経営研究所代表取締役社長
	首藤 恵	早稲田大学大学院ファイナンス研究科教授
	椿 広計	統計数理研究所教授
	津谷 典子	慶應義塾大学経済学部教授
	廣松 毅	情報セキュリティ大学院大学情報セキュリティ研究科教授
	山本 拓	日本大学経済学部教授

資料 14 統計委員会臨時委員名簿

部会名	委員名
平成 22 年 3 月 31 日現在臨時委員は任命されていない。	

資料 15 統計委員会専門委員名簿（平成 22 年 3 月 31 日現在）

部会名	委員名	
人口・社会統計部会	岩崎 学	成蹊大学理工学部教授
	玄田 有史	東京大学社会科学研究所教授
	嶋崎 尚子	早稲田大学文学学術院教授
	橋本 英樹	東京大学大学院公共健康医学専攻教授
国民経済計算部会	井出 多加子	成蹊大学経済学部教授
	伊藤 恵子 ^注	専修大学経済学部准教授
	岩本 康志	東京大学大学院経済学研究科教授
	宇南山 卓 ^注	神戸大学大学院経済学研究科准教授
	菅野 雅明 ^注	J P モルガン証券チーフエコノミスト
	高木 新太郎	成蹊大学経済学部特任教授
	中村 洋一	法政大学理工学部教授
	野村 浩二	慶應義塾大学産業研究所准教授
	藤井 真理子	東京大学先端科学技術研究センター教授
	宮川 努 ^注	学習院大学経済学部教授
産業統計部会	安倍 澄子	社団法人全国農業改良普及支援協会主任研究員
	伊藤 恵子 ^注	専修大学経済学部准教授
	近藤 正彦	菱重エステート（株）施設サービス部管理課長
	西郷 浩 ^注	早稲田大学政治経済学術院教授
	菅 幹雄 ^注	東京国際大学経済学部教授
	田井 宏介	大和証券キャピタル・マーケティング（株）金融証券研究所企業調査第二部シニアアナリスト
	滝澤 美帆	東洋大学経済学部専任講師
	納口 るり子	筑波大学大学院生命環境科学研究科教授
	本間 正義	東京大学大学院農学生命科学研究科教授
	サービス統計・企業統計部会	伊藤 由希子
引頭 麻実		（株）大和総研執行役員コンサルティング本部長
岡室 博之		一橋大学大学院経済学研究科准教授
清田 耕造		横浜国立大学経営学部准教授
西郷 浩 ^注		早稲田大学政治経済学術院教授
菅 幹雄 ^注		東京国際大学経済学部教授
田邊 勝巳		慶應義塾大学商学部准教授
二村 真理子		東京女子大学現代教養学部准教授
野辺地 勉		太陽 A S G 有限責任監査法人代表社員
宮川 努 ^注		学習院大学経済学部教授
村田 磨理子		（財）統計情報研究開発センター主任研究員
山口 裕之		（株）日通総合研究所経済研究部担当部長
統計基準部会		宇南山 卓 ^注
	菅野 雅明 ^注	J P モルガン証券チーフエコノミスト

注) 複数の部会に所属しているため、重複している。

資料 16 統計委員会開催状況（第 1 回～第 34 回）

回数	開催年月日	審 議 事 項
第 1 回	平 19. 10. 5	<ul style="list-style-type: none"> ・統計委員会委員及び専門委員の発令について ・委員長の互選及び委員長代理の指名 ・委員会の運営について ・諮問第 1 号「平成 20 年に実施される住宅・土地統計調査の計画について」 ・今後の進め方について
第 2 回	平 19. 10. 29	<ul style="list-style-type: none"> ・部会の設置について ・部会の審議状況について ・公的統計の課題等について
第 3 回	平 19. 11. 12	<ul style="list-style-type: none"> ・臨時委員及び専門委員の発令等について ・諮問第 2 号「平成 20 年に実施される漁業センサスの計画について」 ・諮問第 3 号「平成 20 年に実施される法人土地基本調査及び法人建物調査の計画について」 ・公的統計の課題等について
第 4 回	平 19. 12. 10	<ul style="list-style-type: none"> ・諮問第 1 号の答申「平成 20 年に実施される住宅・土地統計調査の計画について」 ・部会の審議状況について ・公的統計の課題等について ・今後の進め方について
第 5 回	平 20. 1. 21	<ul style="list-style-type: none"> ・諮問第 2 号の答申「平成 20 年に実施される漁業センサスの計画について」 ・諮問第 3 号の答申「平成 20 年に実施される法人土地基本調査及び法人建物調査の計画について」 ・諮問第 4 号「公的統計の整備に関する基本的な計画について」 ・諮問第 5 号「平成 20 年に実施される医療施設調査及び患者調査の計画について」 ・今後の進め方等について
第 6 回	平 20. 2. 18	<ul style="list-style-type: none"> ・諮問第 6 号「平成 20 年に実施される社会教育調査の計画について」 ・諮問第 7 号「特定サービス産業実態調査の改正について」 ・部会の審議状況について ・諸外国における主要な統計について
第 7 回	平 20. 3. 10	<ul style="list-style-type: none"> ・部会の審議状況について ・基本計画部会各ワーキンググループの審議状況について
第 8 回	平 20. 4. 14	<ul style="list-style-type: none"> ・諮問第 5 号の答申「平成 20 年に実施される医療施設調査及び患者調査の計画について」 ・諮問第 6 号の答申「平成 20 年に実施される社会教育調査の計画について」 ・部会の審議状況について ・基本計画部会各ワーキンググループの審議状況について
第 9 回	平 20. 5. 12	<ul style="list-style-type: none"> ・専門委員の発令等について ・諮問第 7 号の答申「特定サービス産業実態調査の改正について」 ・諮問第 8 号「経済構造統計の指定及び平成 21 年に実施される経済センサス - 基礎調査の計画の承認等について」 ・基本計画部会各ワーキンググループの審議状況について
第 10 回	平 20. 6. 9	<ul style="list-style-type: none"> ・臨時委員の発令等について ・部会の審議状況について ・法人企業統計調査の改正について ・基本計画部会各ワーキンググループの審議状況について
第 11 回	平 20. 7. 14	<ul style="list-style-type: none"> ・部会の審議状況について ・基本計画部会各ワーキンググループの審議状況について
第 12 回	平 20. 8. 20	<ul style="list-style-type: none"> ・諮問第 8 号の答申「経済構造統計の指定及び平成 21 年に実施される経済センサス - 基礎調査の計画の承認等について」 ・「基本計画」に関する答申及び中間報告の取りまとめに向けた今後の審議について
第 13 回	平 20. 9. 8	<ul style="list-style-type: none"> ・諮問第 9 号「国民経済計算の作成基準について」 ・答申（中間報告）のスケルトン（案）について
第 14 回	平 20. 10. 20	<ul style="list-style-type: none"> ・専門委員の発令等について ・諮問第 10 号「造船造機統計調査及び鉄道車両等生産動態統計調査の改正について」 ・部会の審議状況について ・諮問第 4 号「公的統計の整備に関する基本的な計画について」に関する中間報告について
第 15 回	平 20. 11. 10	<ul style="list-style-type: none"> ・部会の設置について ・臨時委員及び専門委員の発令等について ・諮問第 11 号「平成 21 年に実施される全国消費実態調査及び全国単身世帯収支実態調査の計画に

		<ul style="list-style-type: none"> について」 ・諮問第 12 号「2010 年世界農林業センサスの計画について」 ・公的統計の整備に関する基本的な計画について ・部会の審議状況について
第 16 回	平 20. 12. 8	<ul style="list-style-type: none"> ・公的統計の整備に関する基本的な計画について ・部会の審議状況について
第 17 回	平 20. 12. 22	<ul style="list-style-type: none"> ・諮問第 4 号の答申「公的統計の整備に関する基本的な計画について」 ・諮問第 10 号の答申「造船機統計調査及び鉄道車両等生産動態統計調査の改正について」 ・諮問第 13 号「全国消費実態調査、社会生活基本調査、就業構造基本調査及び住宅・土地統計調査に係る匿名データの作成について」 ・部会の審議状況について
第 18 回	平 21. 1. 19	<ul style="list-style-type: none"> ・部会の設置について ・諮問第 11 号の答申「平成 21 年に実施される全国消費実態調査及び全国単身世帯収支実態調査の計画について」 ・諮問第 12 号の答申「2010 年世界農林業センサスの計画について」 ・諮問第 14 号「日本標準産業分類及び疾病、傷害及び死因の統計分類の統計基準としての設定について」
第 19 回	平 21. 2. 9	<ul style="list-style-type: none"> ・専門委員の発令等について ・部会の審議状況について
第 20 回	平 21. 3. 9	<ul style="list-style-type: none"> ・専門委員の発令等について ・諮問第 9 号の答申「国民経済計算の作成基準について」 ・諮問第 13 号の答申「全国消費実態調査、社会生活基本調査、就業構造基本調査及び住宅・土地統計調査に係る匿名データの作成について」 ・諮問第 15 号「特定サービス産業実態調査の改正について」 ・経済センサスに関する政府における検討結果について ・今後の統計委員会の運営等について
第 21 回	平 21. 4. 13	<ul style="list-style-type: none"> ・諮問第 16 号「国民経済計算の作成基準の変更について」 ・諮問第 17 号「日本標準職業分類の統計基準としての設定について」 ・部会の審議状況について
第 22 回	平 21. 5. 11	<ul style="list-style-type: none"> ・諮問第 15 号の答申「特定サービス産業実態調査の改正について」
第 23 回	平 21. 6. 8	<ul style="list-style-type: none"> ・専門委員の発令等について ・諮問第 18 号「国勢調査の変更について」 ・諮問第 19 号「港湾調査の指定の変更及び港湾調査の変更について」 ・部会の審議状況について
第 24 回	平 21. 7. 13	<ul style="list-style-type: none"> ・専門委員の指名について ・諮問第 20 号「農業経営統計調査の変更について」 ・部会の審議状況について
第 25 回	平 21. 8. 24	<ul style="list-style-type: none"> ・諮問第 17 号の答申「日本標準職業分類の統計基準としての設定について」 ・諮問第 19 号の答申「港湾調査の指定の変更及び港湾調査の変更について」 ・部会の審議状況について
第 26 回	平 21. 9. 14	<ul style="list-style-type: none"> ・諮問第 18 号の答申「国勢調査の変更について」 ・諮問第 20 号の答申「農業経営統計調査の変更について」
第 27 回	平 21. 10. 30	<ul style="list-style-type: none"> ・統計委員会委員及び専門委員の発令について ・委員長の互選及び委員長代理、部会長の指名等 ・今後の統計委員会の進め方について ・諮問第 21 号「国民生活基礎調査の変更について」
第 28 回	平 21. 11. 20	<ul style="list-style-type: none"> ・専門委員の発令等について ・諮問第 22 号「経済産業省企業活動基本調査の変更について」 ・部会の審議状況について
第 29 回	平 21. 12. 18	<ul style="list-style-type: none"> ・部会の審議状況について

回		
第30回	平 22. 1. 25	<ul style="list-style-type: none"> ・ 専門委員の発令等について ・ 諮問第 22 号の答申「経済産業省企業活動基本調査の変更について」 ・ 諮問第 23 号「自動車輸送統計調査の変更について」 ・ 諮問第 21 号の答申「国民生活基礎調査の変更について」 ・ 諮問第 24 号「指数の基準時に関する統計基準」の設定について
第31回	平 22. 2. 22	<ul style="list-style-type: none"> ・ 諮問第 24 号の答申「指数の基準時に関する統計基準」の設定について ・ 部会の審議状況について
第32回	平 22. 3. 24	<ul style="list-style-type: none"> ・ 専門委員の発令等について ・ 諮問第 23 号の答申「自動車輸送統計調査の変更について」 ・ 諮問第 25 号「経済産業省生産動態統計調査の変更について」
第33回	平 22. 4. 16	<ul style="list-style-type: none"> ・ 部会の審議状況について
第34回	平 22. 5. 21	<ul style="list-style-type: none"> ・ 諮問第 25 号の答申「経済産業省生産動態統計調査の変更について」 ・ 諮問第 26 号「産業連関表の基幹統計としての指定について」 ・ 統計委員会部会設置内規の変更について ・ 専門委員の発令等について ・ 公的統計の効率的な作成の推進について

資料 17 統計委員会が軽微な事項と認めるもの

「統計委員会が軽微な事項と認めるもの」の取扱いについて

平成 21 年 3 月 9 日

統計委員会決定

1 (1) 統計法（平成19年法律第53号）第9条第4項における「統計委員会が軽微な事項と認めるもの」とは、例えば、次に掲げるような場合を指すものとする。

- ① 他の法令の制定又は改廃、制度の改正、統計基準の変更等に伴い当然必要とされる事項の変更
- ② 市町村の配置分合等地域の名称の変更に伴う調査地域の変更
- ③ ローテーション調査における調査対象又は調査事項の周期的（定期的）変更
- ④ 特例的に設定された調査期日を通常の調査期日に戻す変更
- ⑤ 調査方法又は集計方法の変更のうち、調査内容や集計内容に与える影響が大きいもの
- ⑥ 集計結果の公表方法及び公表期日について、統計利用者の利便に資する観点から行う変更
- ⑦ 災害の発生に伴う調査地域からの除外又は調査の延期
- ⑧ 実質的な内容変更を伴わない調査要綱（申請事項）の表現ぶりや調査票様式の変更
- ⑨ 統計委員会の答申での指摘事項（具体的な措置内容が明確となっているものに限る。）に従った変更

(2) 上記の例示によっては軽微な事項かどうか判断しがたい場合は、委員長及び関係する部会の長が、軽微な事項か否かを判断するものとする。

2 軽微な事項に該当すると判断された申請案件については、当該申請案件の処理後、委員会が総務省政策統括官（統計基準担当）から処理結果の報告を受けるものとする。

附 則

- 1 この決定は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 平成19年10月5日付け統計委員会決定「「統計委員会が軽微な事項と認めるもの」の取扱いについて」はこの決定の施行をもって廃止する。

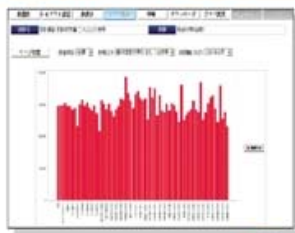
資料 18 政府統計の総合窓口 (e-Stat) について

“e-Stat”とは、政府が作成、公表する統計 (Statistics) に関する幅広い分野の情報提供のワンストップサービスを実現するためのインターネット上の総合窓口 (ポータルサイト) です。

このサイトには、「統計データを探す」、「地図や図表で見る」、「調査項目を調べる」、「統計データ新着情報・公表予定」など、日常生活、学習、ビジネス、研究などに政府統計を活用する上で便利な様々な機能が備わっています。



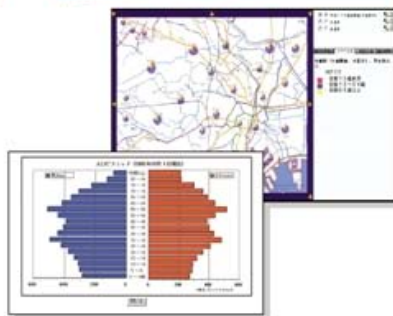
統計データを探す



様々な方法で政府統計のデータを検索・閲覧・加工などすることができます。



地図や図表で見る



主要な統計データを地図や図表で見ることができます。

調査項目を調べる

統計調査の調査票や調査項目などを詳しく調べるができます。



【その他】

- 統計制度を知る
- 統計を学ぶ
- ① 統計サイト検索・リンク集
- ① 統計データ新着情報・公表予定

総務省統計局のホームページ

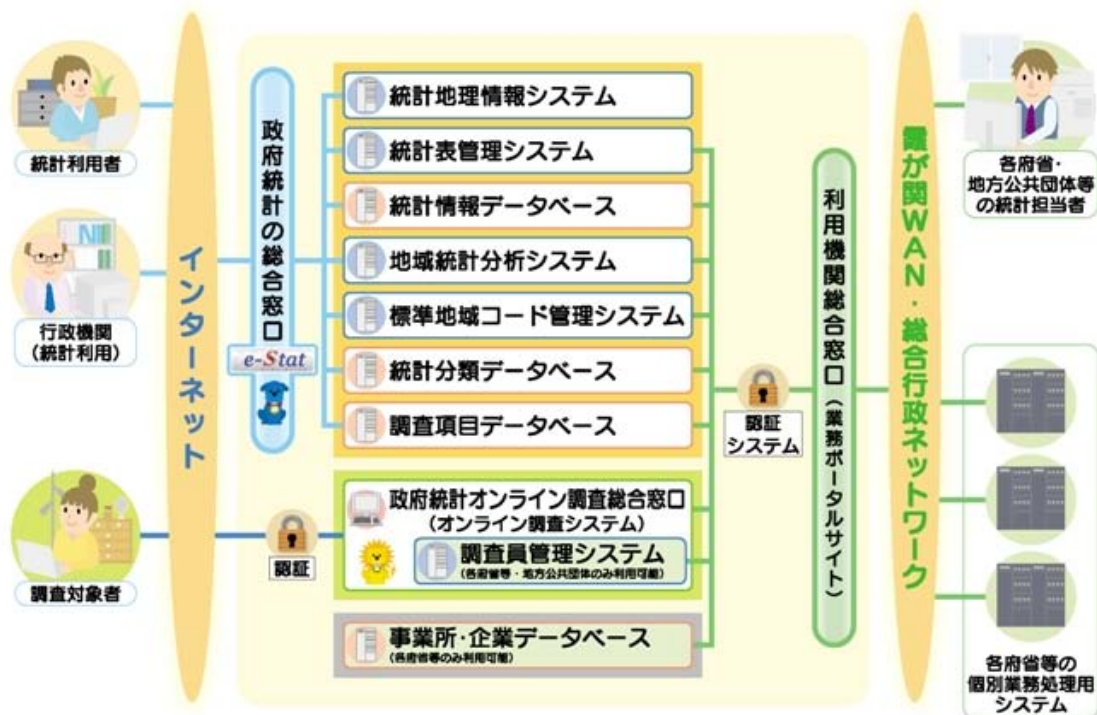
<http://www.stat.go.jp/info/guide/public/01/04/annai.htm>

資料 19 政府統計共同利用システムについて

政府は、国民にとって便利で使いやすい統計データの提供や各府省等の統計情報システムの集約を図るため、平成20年4月から、総務省を中心に全府省が参画して新たな「政府統計共同利用システム」をスタートさせました。

このシステムは、各府省等の統計データの公表や統計調査の企画立案、オンライン調査の実施などに役立つ様々な機能を備えており、インターネットを通じて各府省等の統計がつながり、国民にとって政府統計がより身近なものとして役立つことが期待されています。政府統計共同利用システムの主な機能としては、(1) 国民や企業など統計の利用者が、インターネット経由で統計の公表予定時期や公表結果を調べたり、地図や図表で統計を見たりすることができる「政府統計の総合窓口 (e-Stat)」、(2) 各府省等のオンライン調査を行う「政府統計オンライン調査総合窓口」があります。このほかにも各府省等が事業所や企業を調査する場合に、調査対象者を抽出する際などに利用する「事業所・企業データベース (事業所母集団データベース)」があります。

政府統計共同利用システムの概要



※政府統計共同利用システムの運用管理は、独立行政法人統計センターが行っています。

総務省統計局のホームページ

<http://www.stat.go.jp/info/guide/public/01/04/annai.htm>

資料 20 事業所母集団データベースについて

統計法（抄）

（定義）

第二条

8 この法律において「事業所母集団データベース」とは、事業所に関する情報の集合物であつて、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいう。

（事業所母集団データベースの整備）

第二十七条 総務大臣は、行政機関、地方公共団体及び第二十五条の規定による届出を行った独立行政法人等（以下「届出独立行政法人等」という。）による正確かつ効率的な統計の作成及び統計調査における被調査者の負担の軽減に資することを目的として、基幹統計調査又は一般統計調査に係る調査票情報の利用、法人その他の団体に対する照会その他の方法により、事業所母集団データベースを整備するものとする。

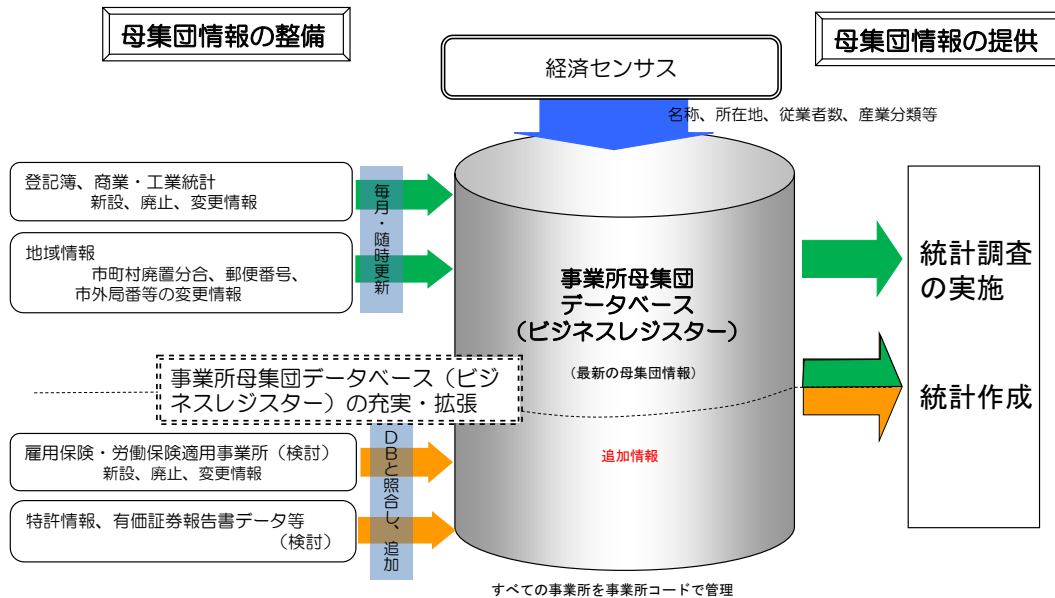
2 行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関又は届出独立行政法人等は、次に掲げる目的のため、総務大臣から事業所母集団データベースに記録されている情報の提供を受けることができる。

- 一 その行う事業所に関する統計調査の対象の抽出
- 二 事業所に関する統計の作成

事業所母集団データベース

事業所母集団データベースの目的（統計法第27条）

- 各種統計調査のための「母集団情報を提供」
- 各種統計調査結果、行政記録情報を登録することにより「新たな統計を作成」



事業所母集団データベースには、約 600 万の事業所・企業のデータを格納